

# **鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画**

**平成 30 年 3 月**

**鳴 沢 村**

## 目次

第1章 はじめに.....	1
1 基本構想・基本計画策定の目的.....	1
2 これまでの検討経緯.....	1
第2章 現庁舎の現状と課題.....	2
1 現庁舎の現状.....	2
2 現庁舎の課題.....	4
3 新庁舎の必要性.....	6
<b>基本構想</b>	
第3章 新庁舎建設の基本理念と基本方針.....	7
1 基本理念.....	7
2 基本方針.....	8
<b>基本計画</b>	
第4章 新庁舎の機能と規模.....	9
1 基本方針に基づく庁舎機能の考え方.....	9
2 新庁舎の想定規模.....	13
3 新庁舎建設敷地の概要.....	15
4 新庁舎内配置の基本的な考え方.....	19
5 新庁舎の建設位置.....	20
6 新庁舎の基本構造.....	22
第5章 事業計画.....	26
1 事業費.....	26
2 事業手法.....	27
3 設計者、施工者の選定方法.....	29
4 事業スケジュール.....	31
<b>資料編</b> .....	32
1 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会.....	32
2 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会.....	38
3 職員アンケート.....	63
4 村民アンケート.....	76
5 パブリックコメント.....	89
6 現庁舎の配置状況.....	96
7 平成28年度基金の状況.....	97

# 第1章 はじめに

## 1 基本構想・基本計画策定の目的

本基本構想・基本計画は、本村が目指す庁舎像を明らかにし、新庁舎建設の指針となる基本的な考え方を示すものであり、今後策定する「基本設計」、「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。

## 2 これまでの検討経緯

今日、人々の価値観が多様化し、より高度化していく社会のなかで、地方の時代に相応しい住民自治の象徴として、役場庁舎に求められる機能も大きく変化しています。

現本庁舎は、昭和38年に竣工し、建築後55年が経過しました。

建設から半世紀以上が経過し、施設や設備の老朽化はもとより、住民サービス等に支障を来している機能面においても課題が生じています。

平成8年度に実施した本庁舎の耐震診断では、耐震強度が不足しており、「大規模な補修工事を要する。」と判定されたことを受け、平成10年度に庁舎耐震補強及び改修工事を実施しましたが、災害時の防災拠点施設としての機能はいまだ十分であるとはいえ、また、現庁舎の構造上、高度情報化やバリアフリー等に対応しがたいことに伴い、村民の利便性や事務処理効率性が低下していることなどの様々な課題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、庁舎の現状と課題、庁舎のあるべき姿、今後の庁舎整備の方向性について調査、検討を行うため、平成28年11月に役場職員で組織する「鳴沢村庁舎のあり方検討委員会」を設置しました。

庁舎のあり方検討委員会では、庁舎で働いている職員の視点で様々な検討が行われ、平成29年1月に今後の庁舎のあり方についての報告書が提出されました。

この庁舎のあり方検討委員会において調査、検討された報告書に対し、その公平性や透明性を確保し、広く村民及び関係者の意見を聴取するため、各種団体の代表をはじめ、見識者など18名で組織する「鳴沢村役場庁舎整備検討委員会」を平成29年9月に設置し、さらなる調査、検討を行っていただきました。

庁舎整備検討委員会では、委員による活発な議論のもと、熱心に検討を重ねていただき、村民へのパブリックコメントを経て、役場庁舎の整備方針等について取りまとめられた検討結果報告書を、平成30年3月22日に提出していただきました。

本村では、この報告書の内容を踏まえ、本基本構想・基本計画を策定いたしました。

今後は、設計段階においてより具体的な検討を行いながら、村の財産として次世代へ継承できる新たな庁舎を目指していきます。

## 第2章 現庁舎の現状と課題

### 1 現庁舎の現状

現在の本庁舎は昭和 38 年に竣工し、建築後 55 年が経過しました。

現本庁舎は、平成 4 年度に建物 1 階前面に鉄骨造りで事務室を増設し、平成 6 年度には庁舎 2 階の和室を現在の振興課へと改修する工事を行うなど、時代の変化による様々な行政需要に対応できるように、不足している事務スペース等の改善を随時行ってきました。

また、平成 8 年度に本庁舎の耐震診断を行ったところ、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高く、大規模な補修工事を要すると判定されたことを受け、平成 10 年度に庁舎耐震補強及び改修工事を実施しました。

この耐震補強工事により、現本庁舎の耐震強度は当時設定した目標設定値 (ISO : 0.72、CT・SD  $\geq$  0.3) を上回ることができました。

なお、東庁舎は平成 2 年に建築され、新耐震基準が適用されていることから、耐震診断は行っていません。しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で、東庁舎内外にクラックが生じたため、平成 26 年度に補強及び改修工事を実施しました。

#### 【現庁舎周辺施設の現状】

名 称	所 在	建築年	延床面積	建築面積	構造・規格
本庁舎	鳴沢村 1575 番地	昭和 38 年	893.4 m <sup>2</sup>	543.7 m <sup>2</sup>	鉄筋一部鉄骨コンクリート 地上 2 階 (塔屋付)
東庁舎	〃	平成 2 年	464.4 m <sup>2</sup> (駐車場含)	278.9 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート 地上 2 階
書 庫	〃	昭和 52 年	21.9 m <sup>2</sup>	21.9 m <sup>2</sup>	コンクリートブロック 地上 1 階
自家用発電設備	〃	平成 27 年	14.6 m <sup>2</sup>	14.6 m <sup>2</sup>	鉄骨 地上 1 階

#### 【役場本庁舎の耐震改修前後の指数比較】

構造耐震指標 (IS : ※1)

※ISO (※2) 目標設定値 : 0.72

X 方向 : 1 階 (0.24 → 0.83)      2 階 (0.49 → 0.83)

Y 方向 : 1 階 (0.47 → 0.87)      2 階 (0.96 → 1.18)

累積強度指標・形状指標 (CT・SD : ※3)      ※CT・SD 目標設定値 : 0.3

X 方向 : 1 階 (0.32 → 0.87)      2 階 (0.46 → 0.87)

Y 方向 : 1 階 (0.63 → 0.92)      2 階 (0.88 → 1.07)

## 【平成 10 年度庁舎耐震改修後の所見：(社) 山梨県建築士事務所協会】

### X方向

増設壁によって耐力が増加し、1階・2階ともに目標の耐震性能を満足した。

1階は極脆性が解消し、F値の分布が1.0から1.27に集中して分布しており、強度型の架構を示している。

2階のF値の分布は1.0から1.27に分布しており、強度型の架構を示している。よって、目標の耐震性能を満足し、耐震安全性が確保されたと判断する。

### Y方向

増設壁によって、第2種構造要素となる極脆性柱の解消とともに耐力が増加し、1階・2階ともに目標の耐震性能を満足した。

1階は極脆性が解消し、F値の分布が1.0から1.27に集中して分布しており、強度型の架構を示している。

2階のF値の分布は1.0から2.0に分布しており、強度靱性型の架構を示している。よって、目標の耐震性能を満足し、耐震安全性が確保されたと判断する。

※1：建物が持つ実際の耐震性能のことで、建築構造による基本指標に現在の状態や経年変化の係数を乗じて求める。

※2：建物の耐震性能の面から必要と考えられる性能のことで、基本指標(0.6)に地域特性、地盤特性、建物の用途による補正係数を乗じて求める。

耐震性能を判定する指標IS(構造耐震指標)と比較する値であり、さらに強度設計の際の目標値となる。IS $\geq$ IS0であれば「安全(想定される地震の震動及び衝撃に対して、所要の耐震性を確保している。)」となる。

なお、指標となる構造耐震判定指標(IS0)は、昭和43年十勝沖地震、昭和53年宮城県沖地震により被災した建物のうち、被害を受けなかった建物と同等以上の耐震レベルになるように設定されており、この指標は、現行の建築基準法・同施行令とほぼ同レベルの耐震性能に相当し、想定されている地震の規模は、地表加速度は300~400gal(ガル)、震度にすると震度6以上に相当する。

※3：おもに、鉄筋コンクリート造りの建築物に適用される。この値が $1.25 \geq CT \cdot SD \geq 0.3$ で、IS値が0.7以上のときに、その建物が安全であるといわれている。

なお、 $CT \cdot SD > 1.25$ のときは、IS値が0.7を満足しない場合でも安全とされ、 $CT \cdot SD < 0.3$ のときは、IS値が0.7以上の場合でも危険とされている。

## 2 現庁舎の課題

平成 28 年度に、庁舎に勤務している職員 40 名（回収率 100%）を対象として、現庁舎の執務環境等の状況を把握するとともに、庁舎で働く職員の視点から、現庁舎の抱える課題や庁舎のあり方について整理し、今後の庁舎のあり方を検討していく際の参考資料とするため、「庁舎に関する職員アンケート」を実施しました。

その結果に基づき、現庁舎の抱える課題をおもに次の 6 点としてまとめました。

- ① 防災拠点として不安な庁舎
- ② 庁舎の狭あい化
- ③ バリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応不足
- ④ 設備の老朽化
- ⑤ 高度情報化社会への対応不足
- ⑥ セキュリティへの対応不足

### （1）防災拠点として不安な庁舎

現本庁舎は、平成 10 年度に実施した耐震改修工事により、構造耐震指標（IS 値）が 0.83～1.18 となり、耐震安全性分類Ⅱ類の安全性は確保されました。

これにより、想定されている地震による倒壊の危険性は少なく、地震後も大きな補修をすることなく使用することが可能な水準となりました。

しかし、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、官公庁施設も多くの被害を受け、防災拠点としての機能が果たせなかった事例が多くあったため、このような状況を踏まえて、平成 8 年 10 月に「官庁施設の総合耐震計画基準」が定められ、災害応急対策活動に必要な施設は重要度指数（用途係数）を 1.5 とし、構造耐震判定指標（ISO 値）を 0.9（耐震安全性の分類：Ⅰ類）と設定することが望ましいとされました。

現本庁舎は、Ⅱ類としての強度は保有していますが、防災拠点となる庁舎に必要とされている耐震安全性分類Ⅰ類の安全性は満たしていません。

また、建築躯体の安全性について、国税庁の「主な減価償却資産の耐用年数（建物・建物附属設備）」では、鉄筋コンクリート造りの法定耐用年数は、50 年という指針が示されています。このことを考慮すると、現本庁舎はすでに耐用年数を超え、老朽化の問題も抱えています。

役場庁舎は、災害発生時の防災拠点としての機能を担う重要な施設であり、被災後も行政機能を維持できることが求められています。

同時に職員もその任務を担うため、来庁者はもとより職員の安全性の確保も必要となりますが、現庁舎においては、災害発生時の行政機能の維持、被災対応、災害復旧、復興に関する拠点的功能に不安を抱えています。

## (2) 庁舎の狭あい化

現庁舎は、執務空間や収納スペース、打ち合わせスペース等の不足により、行政効率が低下しています。今後ますます多様化する行政需要に対応するためには、来庁者のプライバシーにも配慮した効率的な窓口・相談機能と、事務効率の優れた執務機能を再構築しなければなりません。現在の施設規模では限界に近づきつつあります。

## (3) バリアフリー（※1）及びユニバーサルデザイン（※2）への対応不足

庁舎は、妊産婦や障がい者、高齢者など様々な方が訪れるため、分かりやすい行政情報の表示・提供を行い、誰でも利用しやすい庁舎とする必要があります。

バリアフリーはもちろん、ユニバーサルデザインという概念が一般的になっている現在、随時改善努力は行ってきたものの、根本的な構造上の問題もあり、部分的な改修では対応ができていません。

※1：障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

※2：バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

## (4) 設備の老朽化

現本庁舎は、建設から半世紀以上が経過しているため、設備の老朽化は著しく、時代の変化による様々な行政需要に対応するため、施設改修等を繰り返し行いながら対応してきましたが、課題を満足に解消し切れていないのが現状です。

また、地球温暖化防止のためのエネルギー使用量の節減や、東日本大震災を起因とする原発事故以降、再生可能エネルギー等への取り組みが求められていますが、現庁舎では、自然エネルギーの有効活用や、効率的な設備によるエネルギー使用量の節減に、柔軟に対応ができていません。

## (5) 高度情報化社会への対応不足

高度情報化社会を迎え、行政事務もその多くが電子化され、現本庁舎建設時にはおよそ想像できないほど事務の形態は変貌を遂げてきました。

これにより、執務室内は電子機器であふれ、張り巡らされたケーブルの管理や、電源の安定確保などの新たな課題が生じています。

データを一元管理している電算室は、現在1階に設置されていますが、サーバー等重要な電子機器の保全、セキュリティに一層の配慮が必要となっており、考え得る近未来の情報機器にもフレキシブルに対応できる効率的な配置と、安全で機能的な施設整備が必要になっています。

## (6) セキュリティへの対応不足

庁舎には、住民等の個人情報や行政文書、高額な備品等が保管されていますが、現本庁舎はセキュリティ意識が現在ほど高くない時代に建設されたものであるため、特定の部署を除き、職員以外の者が執務室へ容易に入ることが可能な構造であるなど、十分な対策を行うのが難しい状況です。

また、窓口スペースと執務スペースとを分離できる十分な空間がないため、執務空間内が容易に覗けてしまい、個人情報等の適切な管理に支障があります。

## 3 新庁舎の必要性

現本庁舎は、建設から半世紀以上が経過し、庁舎機能の根幹に関わる様々な諸課題を抱えています。職員一丸となった事務改善による効率化や、大小の施設改修などを重ね、住民サービスの低下につながらないよう、住民本位の改善に努めてきました。

一方、防災対策としての機能面では、非常用自家発電装置の設置や、災害時の初動体制に必要な防災資機材の配備に努めるなど、東日本大震災等を教訓に、災害に強いむらづくりに取り組んでいます。

しかしながら、安心・安全な地域住民の暮らしを守る拠点としては、いまだ不安が解消されておらず、また、多様化する行政需要に柔軟に対応できるよう、効率的かつ機能的であり、村民の利便性の確保や、質の高いサービスを提供し続ける施設としても、柔軟に対応ができていないのが現状です。

これらの課題を解決していくには、増改築等によって施設の規模を増やす方法では対応が十分でなく、仮に増改築工事を実施しても、建物自体の耐用年数が伸びることにはならないため、応急措置的な対応では、抜本的な課題解決は困難な状況にあると考えられます。

現庁舎が抱える防災対策を含めた諸課題は、地域住民に不安を与えず、安心・安全な暮らしを支えていくうえでも、早急に改善していかなければならない課題です。

こうした状況を踏まえ、災害に強いむらづくりを基本として、時代のニーズに即した行政サービスを適切に提供できる環境整備に向け、新庁舎建設に着手する必要があります。





## 2 基本方針

基本理念を踏まえ、平成 28 年度に役場職員で構成された「鳴沢村庁舎のあり方検討委員会」で報告された「新庁舎のあるべき姿」と、平成 29 年度に実施した「役場庁舎整備に関する住民アンケート」の結果を考慮し、以下の 4 項目を新庁舎整備に関する基本方針とします。

### 基本方針Ⅰ 利用者の視点に立った庁舎

- ① 案内表示の工夫や、来庁者の動線に配慮した窓口の配置等により、短時間で適切なサービスが受けられる庁舎とします。
- ② ユニバーサルデザインを基本とし、子どもから高齢者、障がい者、妊産婦の方など全ての来庁者に配慮した庁舎とします。
- ③ 建物だけではなく、駐車場や駐輪場などの周辺整備にも配慮し、また、十分な待合スペースや個別相談室を設けるなど、来庁者が利用しやすい庁舎とします。

### 基本方針Ⅱ 防災拠点の役割を果たす庁舎

- ① 大地震などをはじめとした災害時に、村の防災拠点としての機能を十分に発揮できる庁舎とします。
- ② 防災拠点として、望ましい耐震性を備えた耐久性のある建物とします。

### 基本方針Ⅲ 機能性・柔軟性・経済性に優れた庁舎

- ① 個人情報保護やセキュリティに配慮し、職員が効率的・効果的に円滑な業務を遂行できるよう、執務環境が整えられた庁舎とします。
- ② 建設費用だけでなく、将来的に負担が生じる維持管理経費を抑え、行政組織の改編等にも柔軟に対応でき、限られた職員数で多種多様な事務を効率的に行える庁舎とします。
- ③ 中長期の健全な財政見通しや将来の人口動態などを見据え、華美な要素を極力排除し、コンパクトで適正な規模である庁舎とします。

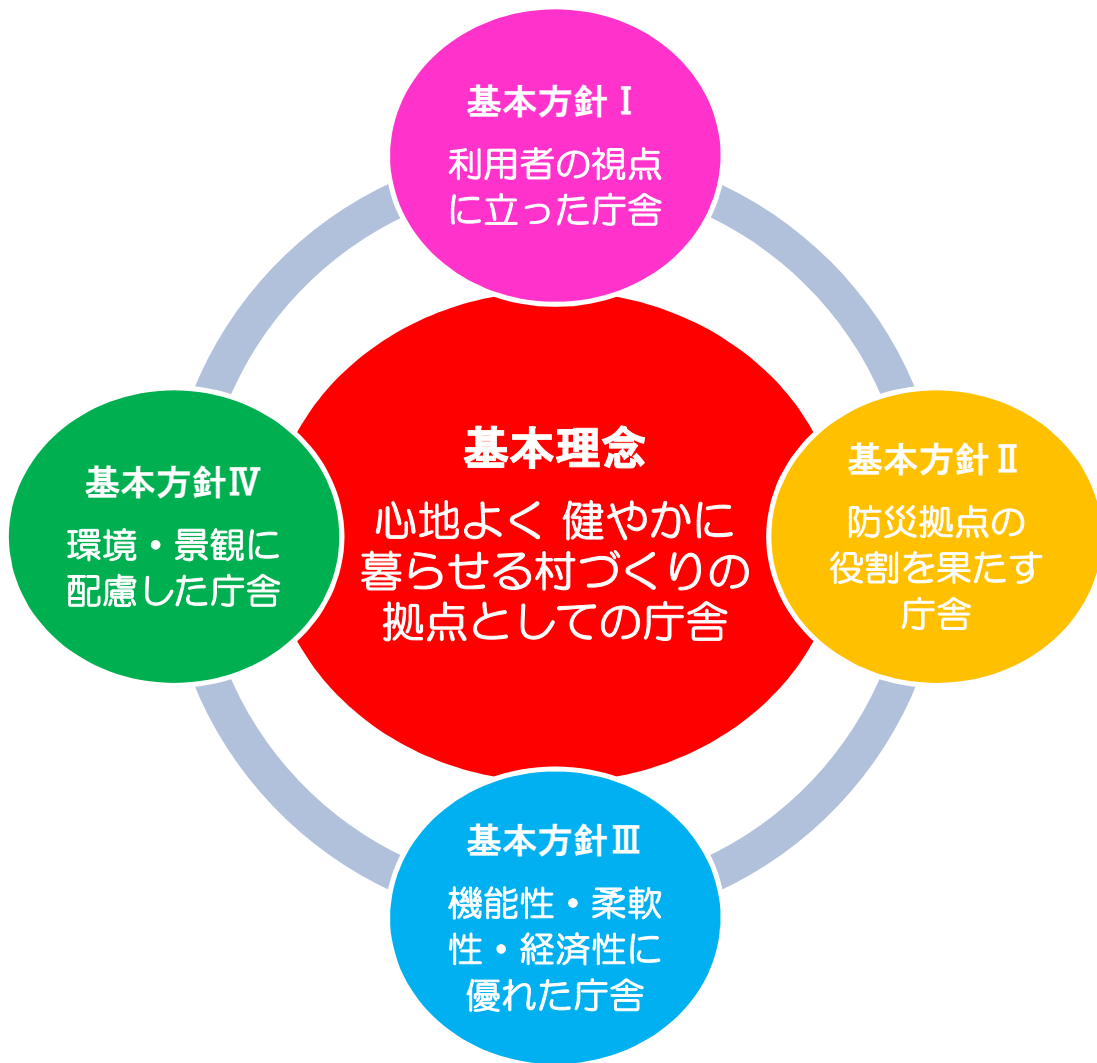
### 基本方針Ⅳ 環境・景観に配慮した庁舎

- ① 環境保全に配慮した自然エネルギーを活用してエネルギーの省力化に努め、環境負荷の低減に配慮した庁舎とします。
- ② 周辺の景観に配慮し、住民に親しまれ、村のシンボルとなり得るデザインを持ち合わせた庁舎とします。

## 第4章 新庁舎の機能と規模

### 1 基本方針に基づく庁舎機能の考え方

基本構想として、第3章で掲げた新庁舎整備の「基本理念」と「基本方針」の実現に向け、新庁舎が備える機能や配慮すべき事項について、基本方針ごとに具体的な考え方を定めます。



## 基本方針Ⅰ 利用者の視点に立った庁舎

### 【備える機能や配慮する事項】

- ① 誰もが安全で快適に利用できる庁舎とするため、ユニバーサルデザインを導入します。
- ② 窓口利用の多い課を低層階に配置し、業務提携の多い課を近接配置した、ワンストップサービス手法を導入します。
- ③ 窓口のカウンターは、高齢者や障がい者、子ども連れの方など誰もが利用しやすいローカウンターを基本とし、可動式の仕切り板を設置してプライバシーに配慮します。
- ④ 移動式の乳幼児用ベッド類やキッズスペースの設置など、子ども連れの来庁者に配慮した環境を整備します。
- ⑤ 来庁者の動線に配慮した、適切な広さの待合スペースを設置します。
- ⑥ 目的の場所がすぐに見つかるようなサイン表示を行い、必要に応じて多言語の併記を検討します。また、色や大きさ等の表示方法を統一します。
- ⑦ 入口に一番近い課に総合案内担当を配置し、案内機能の充実を図ります。
- ⑧ 相談しやすい環境づくりと、プライバシーに配慮した相談室や相談スペースを設置します。
- ⑨ 駐車場は十分なスペースの確保と適正な配置を行い、来庁者用の駐車スペースは庁舎近くに確保します。
- ⑩ 各階へ多目的トイレの整備を検討します。
- ⑪ ユニバーサルデザインに対応したエレベーターの設置を検討します。
- ⑫ 廊下は、車椅子利用者と歩行者が余裕をもって利用できるように配慮します。
- ⑬ 住民、議会、行政が共同で利用する情報共有スペースを設けるなど、住民が気軽に利用できる機能の導入を検討します。
- ⑭ 住民活動を支える交流の場として、住民が気軽に立ち寄り、意見交換や打ち合わせができ、展示会などにも多目的に利用できる交流スペースの導入を検討します。
- ⑮ 来庁者が利用できる公衆無線LAN設備の導入を検討します。
- ⑯ 議場に十分な傍聴席を設置し、傍聴席は誰もが見やすく、聞きやすく、出入りしやすいよう配慮します。
- ⑰ 議場は車いすの利用者に配慮し、フロア全体のバリアフリー化を図ります。

## 基本方針Ⅱ 防災拠点の役割を果たす庁舎

### 【備える機能や配慮する事項】

- ① 大規模な地震等の災害時でも、建物の機能を維持できる耐震等性能を持ち、災害直後から大きな補修をすることなく使用できる施設とします。
- ② 窓ガラス及び書棚などの什器は、災害時の破損・落下・転倒防止策を講じます。
- ③ 災害対策本部室を整備し、村の防災拠点として必要な情報収集・整理・伝達を的確に行うことができる設備を備えます。
- ④ 災害対策本部室は、平常時においては通常の会議室等として利用できるよう計画します。
- ⑤ 備蓄倉庫を整備します。
- ⑥ 非常時における業務継続機能の補完として、非常用発電設備等の整備と、適正な燃料を備蓄します。

## 基本方針Ⅲ 機能性・柔軟性・経済性に優れた庁舎

### 【備える機能や配慮する事項】

- ① 執務空間は、社会情勢の変化や行政組織の改編、職員数の増減等に柔軟に対応できるオープンフロアを基本とします。
- ② 執務空間には、日常的に必要な軽作業を行うワークスペースや、ミーティングスペース等の設置を検討します。
- ③ 時代に応じた情報システムが導入できるよう、余裕のある機器設置スペースの確保と、十分な電源確保を図ります。
- ④ 会議室は各階に設置することを基本とし、適正な規模及び配置を検討します。
- ⑤ 職員の健康増進及び円滑な職務遂行のため、バックヤードに福利厚生施設の設置を検討します。
- ⑥ 災害時に利用できるシャワー室、仮眠室の設置を検討します。
- ⑦ 来庁者と職員の出入口を分離し、入退室管理の徹底を検討します。
- ⑧ 庁舎の出入口付近や庁舎内の適切な場所に防犯カメラを設置するなど、防犯対策を検討します。

- ⑨ 行政情報や個人情報保護のため、来庁者の立ち入り可能エリアを明確にするとともに、サーバー室などの高い機密性を求められるエリアには、特定の職員のみ入室できるようにするなど、セキュリティレベルの区分設定と、必要な設備を導入します。
- ⑩ サーバー室は専用空調設備を設け、機密性、耐火・耐震性を備えるとともに、将来の技術進展にも対応できるように、適切な規模・機能を検討し整備します。
- ⑪ 文書の電子データ化を進めるとともに、適正な規模の文書収納スペースを確保します。また、個人情報を守り、業務上のセキュリティを確保するため、書庫はバックヤードへの適切な配置を行うものとし、耐火・耐震機能を有した設備として整備します。
- ⑫ 建物の耐久性を考慮した建築材料の採用を検討し、庁舎の長寿命化を図ります。
- ⑬ 議会閉会中には、議会関連諸室を会議室などとして活用できるように検討します。
- ⑭ 議場の音響設備などは、円滑な議事運営ができるように機能性を考慮します。

## **基本方針Ⅳ** 環境・景観に配慮した庁舎

### **【備える機能や配慮する事項】**

- ① 自然採光や自然通風など、自然エネルギーを積極的に取り入れた整備を行います。
- ② 太陽光発電・地中熱・雨水等の活用は、費用対効果を考慮する中で導入を検討します。
- ③ 省エネルギー効果の高い設備機器を導入し、維持管理経費の軽減を図ります。
- ④ 周辺景観との調和に十分配慮し、村民に親しまれ、村のシンボルとなり得るデザインを検討します。

## 2 新庁舎の想定規模

### (1) 庁舎規模設定の前提条件

#### ① 新庁舎に配置する部署について

新庁舎に配置する部署については、将来の組織改編等の予測が困難であるため、平成30年1月1日時点における現行の組織を基本に想定します。

#### ② 人口について

平成30年1月1日時点の本村の人口である3,167人を基本とします。

#### ③ 職員数について

平成30年1月1日時点で庁舎に勤務している正規職員41名（県へ研修派遣中の職員含む。）と臨時職員1名に特別職3名を加えた計45名を基本とします。

なお、今回基本とする職員数は庁舎規模を算定するためのものであり、将来の職員数を示すものではありません。

#### ④ 議員数について

鳴沢村議会の議員の定数を定める条例に基づき10名とします。

### (2) 庁舎規模の算定

庁舎に必要な標準機能の面積は、他の自治体での庁舎建設に多く用いられている地方債庁舎標準算定基準（総務省）を基にした**1,561㎡（A）**と、算定基準には示されていないものの、現庁舎に整備されている機能の他、必要と考えられる面積**500㎡（B）**の合計である**2,061㎡（（A）+（B））**を参考とし、庁舎の規模は、**概ね2,000㎡（1人あたり床面積：約44.4㎡）**とします。

なお、この数値は想定される庁舎規模の目安であり、より具体的な面積や間取り、配置等については、共用活用できる部分についての検討を含めて今後の設計段階で精査し、面積の縮減に努めます。

【総務省基準による面積算定】

区 分	諸 室	算 定 方 法	必要面積
事務室	執務室	各役職の人数に換算人数をかけて 4.5㎡/人を乗じた面積	456㎡
倉庫	倉庫	事務室面積の13%	59㎡
会議室等	会議室、便所、 洗面所等	職員数に7㎡を乗じた面積 (350㎡未満であるときは350㎡)	350㎡
通行機能	玄関、廊下、 階段等	総務省基準を参考に合算した 必要機能の面積の40%	346㎡
議会機能	議場、正副議長 室、議員控室等	議員数に35㎡/人を乗じた面積	350㎡
合 計			1,561㎡

※ 地方債庁舎標準算定基準（総務省）は、平成23年1月25日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡をもって廃止されているが、庁舎に最低限必要と思われる延床面積を算出するための指標として使用。

【標準機能以外の必要面積算定】

諸 室	説 明 等	必要面積
電算室	現庁舎 32㎡	40㎡
相談室	10㎡×3室（現庁舎 1室）	30㎡
書庫	現庁舎+40㎡	100㎡
倉庫スペース	水道資材等収納（現庁舎程度）	40㎡
印刷室	現庁舎 なし	10㎡
災害対策本部室	現庁舎 なし	60㎡
防災備蓄倉庫	現庁舎 なし	60㎡
待合・来客対応ほか フリースペース等	現庁舎フリースペース なし	100㎡
福利厚生スペース	男女更衣室（0.6m×1.2m×45人） 休憩室 現庁舎 42㎡	60㎡
合 計		500㎡

※ 標準機能以外の必要面積については、現庁舎面積及び他自治体の事案を参考にして必要な規模を想定。



### 3 新庁舎建設敷地の概要

庁舎の敷地面積は、必要最小限とすることが基本だと考えられますが、新庁舎については、可能な限り良好な景観を形成するための緑地等整備のほか、災害時の防災拠点としての機能を確保する必要があると考えられます。

#### (1) 駐車場の規模

##### ア 駐車場利用者の種別

駐車場の規模を算定するに当たり、駐車場利用者の想定を次のとおりとします。

- |        |       |           |
|--------|-------|-----------|
| ① 来庁者用 | ② 議員用 | ③ 車いす使用者用 |
| ④ 公用車用 | ⑤ 職員用 | ⑥ 駐輪場     |

#### (2) 駐車場面積の算定

##### ア 来庁者用駐車場

来庁者の駐車場規模の算定に当たっては、「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」（関龍夫著）及び「最大滞留量の近似的計算法」（岡田光正著）により算定した台数を参考とします。

「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」によると、「一般に所管人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者数として想定します。」とされています。これにより、来庁台数を次の式により算定しました。

**来庁台数(台/日) = 鳴沢村人口 × 人口に対する来庁者の割合 × 乗用車使用率**

- ・ 鳴沢村人口 3,167人（平成30年1月1日現在）
- ・ 来庁者割合 0.9%（窓口） 0.6%（窓口以外）
- ・ 乗用車利用割合 93%（村民アンケートの結果により推定）  
（窓口） 来庁台数 = 3,167人 × 0.9% × 93% ≒ **27台/日**  
（窓口以外） 来庁台数 = 3,167人 × 0.6% × 93% ≒ **18台/日**

また、「最大滞留量の近似的計算法」によると、「必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行う。」とされています。これにより、必要駐車台数を次の式により算定しました。

**必要駐車台数 = 最大滞留量(台/日) = 1日当たり来庁台数(台/日) × 集中度(α) × 平均滞留時間(分) / 60分**

- ・ 集中度 30%（一般事務所、美術館タイプ）
- ・ 窓口の平均滞留時間 30分と想定
- ・ 窓口以外の平均滞留時間 60分と想定  
（窓口） 必要駐車台数 = 27台/日 × 30% × 30分 / 60分 ≒ **5台(A)**  
（窓口以外） 必要駐車台数 = 18台/日 × 30% × 60分 / 60分 ≒ **6台(B)**

次に、これら以外の来庁者として、議会傍聴に訪れる方や情報収集、交流等のために訪れる方も考慮する必要があります。人数の想定は難しいため、**5台(C)**程度を確保するものとししました。

以上のことから、**来庁者用駐車場は、(A)+(B)+(C)=16台(ア)**とししました。

#### イ 議員用駐車場

議員定数10人分の**10台(イ)**とします。なお、議員駐車場は、議会開催時等に使用が想定されますが、通常は来庁者用として使用します。

#### ウ 車いす使用者用駐車場

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条の規定による車いす使用者用駐車場の設置基準では、「駐車台数200台以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上の駐車施設を設けなければならない。」とされていることから、車いす使用者用駐車場台数は、次の式により算定しました。

$$26台(ア+イ) \times 1/50 \div 1台(以上)(ウ)$$

以上の台数を基に、1台当たりの駐車場面積を、地方債庁舎標準算定基準(総務省)による車庫面積を参酌して25㎡(車いす使用者用は30㎡)として算定すると、来庁者用、議員用、車いす使用者用駐車場面積は次のようになります。

ア 来庁者用駐車場	16台×25㎡	=	<b>400㎡</b>
イ 議員用駐車場	10台×25㎡	=	<b>250㎡</b>
ウ 車いす使用者用駐車場	1台×30㎡	=	<b>30㎡</b>

#### エ 公用車用駐車場

現在、村で使用している公用車の台数は32台(社協4台分含む。)となります。その内、新庁舎に配置が想定される公用車の台数は、21台が想定されます。駐車場面積の算定は、来庁者用駐車場と同じく、1台当たり25㎡を用いました。

$$21台 \times 25㎡ = \mathbf{525㎡}$$

#### オ 職員用駐車場

本村は公共交通機関が少なく自動車利用依存度が高いことから、職員数の45台に5台分の余裕を加え、50台と想定しました。駐車場面積の算定は、来庁者用駐車場と同じく、1台当たり25㎡を用いました。

$$50台 \times 25㎡ = \mathbf{1,250㎡}$$

#### カ 駐輪場

駐輪場は、来庁者用5台分、職員用15台分と想定しました。駐車場面積は1台当たり幅0.8m×奥行2m=1.6㎡とし、20台×1.6㎡=**32㎡**とししました。

### (3) 駐車場面積

これまでの面積を合計すると、次のとおりとなります。

#### 【駐車想定台数及び必要面積】

区 分	駐車台数	必要面積
来庁者用駐車場	16台	400㎡
議員用駐車場	10台	250㎡
車いす使用者用駐車場	1台	30㎡
公用車駐車場	21台	525㎡
職員駐車場	50台	1,250㎡
駐輪場	20台	32㎡
合 計	118台	2,487㎡

以上のことから、駐車場の規模は、概ね2,500㎡と想定します。

### (4) 全体敷地面積

これまで想定してきた「庁舎規模」及び「駐車場規模」に「緑地等」を含め、全体面積は次の①から④と想定します。

#### ① 職員駐車場再整備の場合（庁舎2階建て）

内 容	面 積	備 考
庁舎の建築面積	1,000㎡	2階建てと仮定 (2,000㎡÷2階)
駐車場面積	2,500㎡	
緑地等	700㎡	庁舎建築面積+駐車場面積の20%
合 計	4,200㎡	

#### ② 職員駐車場再整備の場合（庁舎3階建て）

内 容	面 積	備 考
庁舎の建築面積	700㎡	3階建てと仮定 (2,000㎡÷3階)
駐車場面積	2,500㎡	
緑地等	640㎡	庁舎建築面積+駐車場面積の20%
合 計	3,840㎡	

③ 職員駐車場は現在地を使用する場合（庁舎2階建て）

内 容	面 積	備 考
庁舎の建築面積	1,000㎡	2階建てと仮定 (2,000㎡÷2階)
駐車場面積	1,436㎡	2,500㎡-1,064㎡ (現職員駐車場)
緑地等	488㎡	庁舎建築面積+駐車場面積の20%
合 計	2,924㎡	

④ 職員駐車場は現在地を使用する場合（庁舎3階建て）

内 容	面 積	備 考
庁舎の建築面積	700㎡	3階建てと仮定 (2,000㎡÷3階)
駐車場面積	1,436㎡	2,500㎡-1,064㎡ (現職員駐車場)
緑地等	428㎡	庁舎建築面積+駐車場面積の20%
合 計	2,564㎡	

このことより、敷地面積の規模は、**概ね 4,200㎡~2,600㎡**が必要であると考えられます。

なお、上記のとおり想定するものの、今後弾力的に見直しを図ることを前提として考えています。

〈参考：現状敷地面積〉

区 分	面 積
鳴沢村役場	2,475㎡
役場西側駐車場	473㎡
計	2,948㎡

職員駐車場	1,064㎡
-------	--------

## 4 新庁舎内配置の基本的な考え方

### (1) 新庁舎の階層構成

新庁舎の階層構成は、次の考え方を踏まえながら、設計段階において各機能に応じた効率的な配置を検討します。

- ① 村民の利用度が高く、村民サービスに直結する窓口・相談・情報提供などの機能は、低層階に分かりやすく配置し、利便性の向上を図ります。
- ② 村民利用が比較的少ない部署や、防災対策機能、執行機能は中層階以上に配置することとします。また、議会機能については、本村の意思決定機関としての独立性を明らかにするとともに、村民から身近に感じられる議会として、傍聴者の立場に立った動線に配慮するなど、関係者と十分に協議したうえで関連諸室の計画を行います。

### (2) 新庁舎への配置計画

新庁舎には、次の部署を配置することを想定していますが、階層構成とあわせて設計段階において検討します。

課 等	係 等
村長室	
副村長室	
総務課	総務係、財政係
税務課	税務係
企画課	企画政策係、商工・観光係、広報広聴係
福祉保健課	福祉係、保健衛生係
住民課	住民係
振興課	産業係、建設係、水道係、農業委員会事務局
出納室	会計管理者の権限に属する事務
教育長室	
教育課	総務係、学校教育係、社会教育係、社会体育係
議会事務局	議会に属する事務

※ 配置する部署については、将来の組織改編等の予測が困難であるため、平成30年1月1日時点での部署を想定。

## 5 新庁舎の建設位置

新庁舎の建設位置の基本的な考え方については、現庁舎の現状と課題や、村民アンケートの結果を十分踏まえながら、より良い住民サービスの提供と効率的な行政運営を目指し、村民の利便性の向上や住民サービスの効率化はもとより、村づくりの根幹となることも勘案し、安心・安全な村づくりの基盤となる位置であることが求められます。

また、庁舎の位置については、地方自治法により次のように定められています。

### ○地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

以上の事項を踏まえ、望ましい立地条件に関する項目を次のように設定しました。

### 【望ましい立地条件】

#### （1）村民の安心・安全な暮らしを守る災害拠点となる庁舎

① 各種災害に対応できる、安全な位置であること。

#### （2）村民の利便性に優れた庁舎

① 来庁しやすく、利便性が高い位置であること。

② 幹線道路に近接していることが望ましい。

#### （3）経済性・実現性の視点

① 村有地の利用が望ましい。

② 移転費用、インフラ整備（道路、情報設備等）費用等を考慮すること。

#### （4）法令適用等の視点

① 関係法令や上位計画に即した位置であること。

以上4項目の望ましい立地条件を満たし、かつ、本村の特性を活かすことができ、村民の利便性や庁舎周辺地域の活性化、将来の発展性も考慮したうえで、村の中心拠点施設として、ふさわしい位置に建設することが望ましいと考えられます。

また、本年度調査を実施した「役場庁舎整備に関する住民アンケート」の結果では、庁舎整備の候補地として「現在地に建て替え」が65.2%と最も多く、次いで「村内に移転」が20.9%、「その他」が4.0%の順となりました。

この住民アンケートの結果は、住民の意向を基本計画に反映させる重要な指数です。

これらを前提条件とし、役場庁舎整備検討委員会で検討が行われた結果、「交通の利便性がよく、想定敷地面積の確保が可能であり、各種災害時の対応等を考慮すると、建設可能な村有地は現庁舎周辺が望ましい。」と意見集約されたことを踏まえ、新庁舎の建設位置は、**現庁舎周辺での建て替え**が望ましいものとします。

なお、新庁舎や駐車スペース等の具体的な配置については、今後の設計段階で整理検討し、決定するものとします。

## 6 新庁舎の基本構造

### (1) 耐震安全性の目標

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定めている基準は、大地震時において建物の損傷が生じて、人命の安全確保が図れることを目標とした最低限の耐震性能です。しかし、重要な建物はこの耐震改修促進法の基準をクリアすれば良いというのではなく、用途やその重要度に応じて、より高い耐震性能が求められます。

官庁施設では、対象とする施設の分類と部位に応じて、耐震安全性の目標を次のように定めています。

#### 【構造体に関する耐震安全性の分類】

分類	役割例	施設例	耐震安全性の目標
I類	災害応急対策全般の企画・立案、情報収集・伝達等を行うための施設	庁舎(災害対策本部)	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
II類	避難場所に指定された施設、多数の者が利用する公共施設等	学校校舎・体育館、公民館、美術館、図書館等	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
III類	I類、II類の施設のほか、地方公共団体が所有又は管理する施設	I類、II類に含まれない事務所庁舎、公営住宅、職員公舎等	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。



【用途指数（構造体）】

区分	防災業務の中心や 防災拠点となる建築物等	震災時に機能を保持する 必要のある建築物等	左記以外の建築物
建築物の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署</li> <li>・警察署</li> <li>・防災本部</li> <li>・重要な庁舎</li> <li>・救護本部</li> <li>・防災通信施設</li> <li>・危険物の収蔵施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般庁舎</li> <li>・病院</li> <li>・保健所</li> <li>・福祉施設</li> <li>・集会所</li> <li>・会館</li> <li>・公会堂</li> <li>・学校</li> <li>・図書館</li> <li>・社会文化教育施設</li> <li>・大規模体育館</li> <li>・ホール施設</li> <li>・備蓄倉庫</li> <li>・防災用品庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿舍</li> <li>・共同住宅</li> <li>・工場</li> <li>・車庫</li> <li>・渡り廊下</li> </ul>
用途係数 (用途指標)	1.5	1.25	1.0

平成8年10月に「官庁施設の総合耐震計画基準」が定められ、災害応急対策活動に必要な施設は用途係数を1.5とし、構造耐震判定指標  $I_s$  値を0.9と設定することが望ましいとされています。

新庁舎は、災害対策本部となる防災拠点施設であることから、構造体の耐震安全性分類は「**I類**」を、用途係数は「**1.5**」を適用します。

【建築非構造部位・建築設備に関する耐震安全性の分類】

部位	分類	耐震安全性の目標
建築 非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られる。

新庁舎は、災害対策本部となる機能を果たす必要があるため、大地震発生時においても継続して庁舎が使用できるよう、建築非構造部材は「**A類**」を、建築設備は「**甲類**」を目指すこととしますが、本村の新庁舎の施設規模における建築構造と費用対効果の観点から今後検討を深め、設計段階において決定していくこととします。

## (2) 地震に対する建築構造

構造	耐震構造	制震構造	免震構造
特徴	柱や壁を多くする等、建物自体を堅牢にすることで地震に耐える技術。	建物内部に組み込んだ地震エネルギーを吸収する装置により、揺れを制御する技術。	建物と地盤に密着する基礎部を切り離し、地盤の揺れに建物が追従しないようにする技術。
大地震時の揺れ方	全体に揺れ、上階ほど揺れが激しくなる。	上階ほど揺れが激しくなるが、装置が地震エネルギーを吸収するため、耐震構造よりも揺れは小さい。	地盤の揺れが直接伝わらないので揺れは小さく、上階と下階の揺れの差も小さい。
大地震時の設備・家具等の状態	転倒、落下、移動等が発生し、損壊する恐れがある。	特に上層部で、転倒、落下、移動等が発生する恐れがある。	転倒、落下、移動等は発生しにくい。
費用	最も廉価。	耐震構造より多額。	最も高額。
メリット	維持管理が容易で、メンテナンス費用が不要。	建物の破損が軽減されるため、繰り返しの地震に有効。メンテナンス費用も比較的安価。	建物や設備等の破損が抑えられ、地震後の迅速な業務継続が可能。
デメリット	設備等が損壊し、地震後の迅速な業務継続が困難で、補修費用が多額になる恐れがある。	地震後に点検が必要。低層の建物では、効果が発揮されにくい。	地震後の点検に加え、定期的な専門点検が必要となり、その費用が発生する。コストは最も高い。

防災拠点施設としての耐震安全性を確保するため、建築構造の選択は重要な要素です。

以上のとおり比較を行った結果、当村の施設規模では費用対効果から「耐震構造」が適当であると考えられますが、地盤条件や施設構造、重要設備に対する「免震架台」の併用等、様々な要件や建築技術の中で経済性を含めた十分な検討が必要なことから、最終的には、今後の設計段階において決定していくこととします。

## 第5章 事業計画

### 1 事業費

「第4章 2 新庁舎の想定規模」における延床面積の想定、「第4章 6 新庁舎の基本構造」における耐震安全性の分類設定を基に、建設事業費を次のとおり想定します。

#### 【設定条件】

項目	条件
延床面積	2,000 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造
構造体に関する耐震安全性の分類	I類
建築非構造部材に関する耐震安全性の分類	A類
建築設備に関する耐震安全性の分類	甲類

※ 耐震安全性の分類は、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による。

新庁舎の建設事業費は、施設の躯体構造や規模が具体化される基本設計の段階で明らかになります。また、地域産材や自然エネルギーを活用した施設整備を行う場合の補助金や、施設内容による起債の対象範囲等、依存財源として見込む金額も基本設計の完成とともに明らかになってきます。

また、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」を要因とする建設資材の価格上昇や、特殊作業員不足による建設工事費の高騰が予想されることにより、建設時の事業費を正確に想定することは困難な状況です。現時点では、事業費の根拠となるこれらの要素が不透明であるため、基本計画の段階では、あくまで目安として他自治体の建設事例を参考に、m<sup>2</sup>当たりの単価から概算事業費を算出することとします。

施設の規模、機能等に関するこれまでの検討結果から、建築延床面積を2,000 m<sup>2</sup>、庁舎本体の建設工事費をm<sup>2</sup>当たり40万円（税抜き）と設定し、**8億円程度（設計費、解体費、外構整備費等を含まず。）**と想定します。

なお、事業費を賄う財源としては、公共施設建設基金（平成28年度末：約7億1千万円）や、新庁舎建設費用に流用可能な財政調整基金（平成28年度末：約17億2,600万円）、起債を活用することとし、自然エネルギー設備の導入などによる補助制度の活用についても検討していきます。

いずれにしても、建設にかかる費用や財源の調達方法については、今後さらに詳細な検討を重ねて必要に応じて見直しを行い、効率的・効果的なコストの縮減を図るとともに、財政負担の軽減を図っていくものとします。

## 2 事業手法

庁舎建設のような公共施設の整備にあたっては、従来からの設計・施工を分離して発注する方式と、設計・施工を一括して発注する方式に加え、民間力（資金・ノウハウ等）を活用する事業方式があります。

代表的な事業方式の概要は、次のとおりです。

### 【代表的な事業方式の概要】

事業方式	概 要
設計・施工分離 発注方式	公共建築工事では、従来から最も多く採用されている整備方式。設計者・監理者・施工者が完全に業務を分担し、それぞれが独立して業者選定される仕組みで、品質管理の視点から最も安定していると考えられる。
設計・施工一括 発注方式 (DB)	設計と施工を一括して発注する方式。設計と施工を同時に検討でき、施工技術の改善や建設コストの削減など、早い段階から施工会社の提案を取り入れ、建設コストや工事工程の合理化が可能。
設計・施工一括 発注方式 (ECI) (基本設計は施工 者と異なる設計者 が行う)	プロポーザル等により、アイデアや特徴ある建築デザインを提案できる設計者を選び、選ばれた設計者が基本設計を行う。それを基に、施工技術やVA（ヴァリューエンジニアリング）等により、総合施工会社が実施設計及び施工を行い、基本設計の設計者は、実施設計の監修及び工事監理を行う方式。
設計・施工・ 維持管理 一括発注方式 (PFI)	村が施設の性能を定め、選定されたPFI事業者が資金を調達し、設計、施工、維持管理、運営を一括受注して事業を行う。民間資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的かつ効果的に実施する方式。ただし、導入可能性調査や基本方針書、要求水準書、提案書審査など、事前の準備が双方ともに過重負担となる傾向が強く、着工までに時間を要する事例が多い。
リース方式	民間事業者が資金調達を行う。村は、民間事業者に土地を貸し付けるなどしたうえで、設計、建設、維持管理を一体的に発注する方式。施設は事業期間中は民間所有となる。定期借地権等を利用して、土地を貸し付ける場合もある。

各事業方式のメリット、デメリットは次のとおりです。

【各事業方式のメリット、デメリット】

事業方式	メリット	デメリット
設計・施工 分離発注方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の責任が公共にあることが明確で、村民の信頼を得やすい。</li> <li>・各段階の各業者選定に透明性、客観性が確保しやすい。</li> <li>・各段階で発注者側（村民等を含む）の意向を反映しやすく、相互のチェック機能も働く。</li> <li>・設計段階で村民参加がしやすい。</li> <li>・各段階での社会的変動要因等に対応しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各段階でのマネジメントは発注者（村）が行うため、経験値や技術力が必要になる。</li> </ul>
設計・施工 一括発注方式 (DB)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計段階から施工者が参画することで、施工者の施工技術や品質管理等が設計に反映されることにより、建設コストや維持管理コストの縮減、工期短縮が図れる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注段階で、設計や施工等に関する要求条件を明確にする必要がある。</li> <li>・発注後の要求条件変更が困難である。</li> <li>・事業者選定後に、村民ニーズを反映させる村民参加型には馴染みにくい。</li> <li>・発注時の内容に変更が生じた場合に、発注者側に負担が発生する可能性がある。</li> </ul>
設計・施工 一括発注方式 (ECI) (基本設計は施工者と異なる設計者が行う)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工者の早期の参画により、施工技術等が実施設計へ反映され、建設コストや維持管理コストの縮減が図れる可能性がある。</li> <li>・設計から施工まで、一連の事業が円滑に進捗することが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計の趣旨を逸脱し、施工者側の意向に偏った実施設計になりやすく、変更も難しくなる。</li> <li>・実施設計段階の発注者側（村民等含む）の意向が反映されにくい。</li> <li>・施工者側は基本設計条件により工事費を積算するため、詳細な実施設計による積算と乖離するリスクを伴う。</li> </ul>
設計・施工・ 維持管理 一括発注方式 (PFI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別目的会社を選定することで民間のノウハウが発揮され、建設と維持管理コストの縮減が図れる可能性がある。</li> <li>・発注者が締結する契約が一本化され、責任の所在が明確になる。</li> <li>・年度間の財政負担額の平準化が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎であることから、民間ノウハウを発揮できる収益部分が少ない。</li> <li>・発注段階で、発注者が設計や施工及び管理維持等に関する要求条件を明確にする必要がある。</li> <li>・発注後の要求条件変更が難しく、特別目的会社選定後に村民ニーズ等を反映させる村民参加型には馴染みにくい。</li> </ul>

以上の比較から総合的に判断した結果、透明性、客観性の確保や、村民や発注者の意見の反映をしやすく、設計、施工の各段階に応じた柔軟な対応などが可能である、**設計・施工分離発注方式**を採用することとします。

### 3 設計者、施工者の選定方法

設計者、施工者の選定方法については、設計及び施工の各段階において透明性を確保しつつ、高い品質を求めることが可能な選定方法を採用していくことが大切となります。

#### (1) 設計者の選定方法

新庁舎は、多くの村民等が利用する共有の財産であることから、その建設にあたり、設計者には想像力や確かな技術力、経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウが求められます。設計者の選定方法としては、以下の3手法が考えられますが、それぞれの概要及びメリット、デメリットは次のとおりです。

#### 【設計者選定方法の評価】

設計者選定方法	概要	メリット	デメリット
競争入札方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者が、複数の設計者から設計料の提案を受けて、「一番安い設計料」を提示した設計者を選定する方式。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定基準が明確で、客観性が高い。</li> <li>最も安い設計料を提示した設計者を選定することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額に対する評価となるため、技術力やデザイン力のある業者が選定されるとは限らない。</li> </ul>
設計競技方式 (コンペ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトについて「設計案」の提出を求め、その中から最も良い「設計案」を選び、その提案者を設計者として選定する方式。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な設計案を提出させることにより、設計者選定時にデザインやプランニングを概ね確定させることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階での要望（村民参加）を入れにくい。</li> <li>提案内容の変更が難しい。</li> <li>発注者側・提案者側ともに選定までの費用、労力、時間の負担が大きい。</li> </ul>
技術提案方式 (プロポーザル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトの設計業務に対する設計体制、実施方式、プロジェクトに対する考え方等についての技術提案（設計についての基本的な考え方と図面）を求め、必要に応じてヒアリングを行い、設計委託にふさわしい考え方を有する組織と人を選ぶ方式。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案をベースとし、具体的な設計内容について設計者選定後に協議しながら決定していくことができるため、村民ニーズや発注者の意見を設計内容に反映しやすい。</li> <li>評価テーマの考え方や取り組みの体制を評価できる。</li> <li>技術力、デザイン力のある設計者を選定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価基準の設定が難しい。</li> <li>審査期間が必要なため、競争入札方式に比べて選定に時間を要する。</li> </ul>

以上の比較から、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験を求めることができ、また、設計段階においても村民ニーズを盛り込んだ質の高い設計が期待できる、**技術提案方式（プロポーザル方式）**により設計候補者を選定するものとします。

なお、プロポーザル方式の実施においては、建築等を専門とする学識経験者などで構成する「(仮称)設計事業者選定審査会」を設置することで、実施方法や選定方法を具体的に検討することが可能となり、評価基準の設定が難しいというデメリットの克服を図ることができます。

## (2) 施工者の選定方法

施工者の選定方法としては、「競争入札方式」や「技術提案型総合評価方式（総合評価方式）」などがありますが、公平さを確保しつつ、良質なモノを適正な価格で調達するためには、施工品質の確保や建設費用の縮減、施工者の技術力を活用できる手法を選定する必要があります。

今後、新庁舎建設に伴い期待される地元経済への波及効果も考慮しながら、施工者の選定方法は、設計段階で検討するものとします。



## 4 事業スケジュール

事業スケジュールについては、今後予定している新庁舎建設に関する各種調整等を経て、基本設計時における建設位置及び施設の配置方針等を確定し、各種調査等の必要性や解体工事の時期、仮庁舎への移転などの詳細を検討することになります。現時点では、東京オリンピック開催のための建設需要が落ち着くと思われる2020年を新庁舎建設着工の目標年度として、以下のスケジュールを想定しています。なお、このスケジュールはあくまで現時点での想定であり、2018年度以降の予定については、引き続き活用することができる補助金等の調査などを十分踏まえたうえで、今後策定が予定されている基本設計の中で具体化することになります。

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
基本構想・基本計画	■					
各種調整・調査等		■	■			
基本設計・実施設計			■	■		
仮庁舎移転 (準備、移転・管理含む)		■	■	■	■	■
建設工事発注準備 許認可申請等				■		
新庁舎建設工事					■	■
供用開始						■

# 資料編

## 1 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会

### (1) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 鳴沢村庁舎は、老朽化による防災上の問題及び住民サービス等に支障を来している機能面の問題が喫緊の課題となっていることから、庁舎のあり方について調査を行い、今後の方向性を検討することを目的に、鳴沢村庁舎のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を村長に報告するものとする。

- (1) 庁舎の現状分析を行い、今後のあり方について調査検討すること
- (2) 新庁舎建設に関し、調査検討すること
- (3) その他委員長が必要と認める事項について、調査検討すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育長、副委員長は総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、課長、会計管理者、局長をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて職員を委員に充てることができる。
- 5 委員の任期は、前条各号に掲げる事項の調査検討が終了したときまでとする。

#### (職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の調査検討において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(2) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会委員名簿

職名	氏名	所属	補職	備考
委員	渡辺 千秋	教育委員会	教育長	委員長
委員	渡辺 伸一	総務課	課長	副委員長
委員	渡辺 一博	企画課	課長	
委員	佐藤 政中	出納室	会計管理者	
委員	渡辺 安司	税務課	課長	
委員	三浦 寿得	振興課	課長	
委員	渡辺 英博	福祉保健課	課長	
委員	木暮 富人	住民課	課長	
委員	小林 昭博	議会事務局	局長	
委員	渡辺 積	企画課	課長補佐	
委員	梶原 充	税務課	主幹	税務係
委員	渡辺 栄一	総務課	主査	消防防災係
委員	渡辺 葉子	福祉保健課	主査	保健師
委員	三浦 若仁	振興課	主任	建設係
委員	渡辺 まどか	福祉保健課	主任	福祉係
委員	小林 大介	教育課	主事	社会教育係

区分	氏名	所属	補職	備考
事務局	渡邊 寛	総務課	主幹	

(3) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会検討経過

	開催日等	検討事項	参加 委員数
	平成 28 年 11 月 1 日 (火)	鳴沢村庁舎のあり方検討委員会設置要綱の制定	
第 1 回	平成 28 年 11 月 22 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 委員会の役割と進め方について</li> <li>◇ 庁舎の現状と問題点について</li> <li>◇ 職員アンケートの実施について</li> <li>◇ その他</li> </ul>	15 人
	平成 28 年 11 月 22 日 (火) ~ 平成 28 年 12 月 2 日 (金)	「庁舎に関する職員アンケート」を実施	
第 2 回	平成 28 年 12 月 21 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 職員アンケートの結果について</li> <li>◇ 今後の庁舎のあり方の方向性について</li> <li>◇ その他</li> </ul>	15 人
第 3 回	平成 29 年 1 月 30 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会報告書(案) について</li> <li>◇ その他</li> </ul>	15 人

## (4) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会議事録

### 第1回 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会 議事録

日 時：平成28年11月22日（火）午後1時30分～午後2時20分  
場 所：役場2階 会議室  
出席者：委員15人（欠席1人） 事務局1人

#### 会議次第：

- (1) 委員会の役割と進め方について
- (2) 庁舎の現状と問題点について
- (3) 職員アンケートの実施について
- (4) その他

#### 会議内容

委員長：この委員会は、あくまでも役場職員としての視点で協議していただく検討委員会となる。実りある委員会となるように、委員の皆さまにお願いしたい。今年度は3回ほどの委員会の開催を予定しているが、慎重審議をお願いしたい。

#### (1) 委員会の役割と進め方について説明

委 員：住民の意見を取り入れることなどは予定しているか。

事務局：この委員会では、庁舎に勤務する職員の視点での報告書の提出を予定しているため、特に住民の方の意見などを伺うことは予定していないが、翌年度以降に、村で庁舎建設に関する基本構想や基本計画策定に向けた議論を開始することになった場合には、当然住民の方の声を反映できる方法を盛り込んでいきたいと考えている。

#### (2) 庁舎の現状と課題点について及び(3) 職員アンケートの実施について説明

委 員：平成8年度に行った、本庁舎耐震診断の判定業者は。

事務局：(有) 万陽が仲介をし、(社) 山梨県建築士事務所協会の耐震診断判定会が診断を行った。

副委員長：庁舎の建て替え等は機運ということも絡んでくる。このタイミングを大切に、皆さんで十分に検討することが重要だと感じている。

委 員：職員アンケート(案)に「庁舎を建て替える」、「改修して対応する」などの項目を追加し、率直に意見を求めたらどうか。再度アンケートを行うとなると二度手間にもなる。

事務局：委員の皆さんがよろしければ、追加しても差し支えない。

【決定事項】今後の庁舎の方向性を問う設問をアンケートに追加する。

#### (4) その他

事務局：次回の委員会は、12月定例会閉会後の12月19、20、21日頃に開催したいが、委員の皆さんの都合はいかがか。

副委員長：委員それぞれの業務の都合もあるし、全員出席はなかなか厳しいかもしれない。次回の開催日時は事務局一任でいい。

【決定事項】次回の検討委員会は12月定例会閉会后とし、事務局一任で調整を行う。

## 第2回 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会 議事録

日 時：平成28年12月21日（水）午後1時30分～午後2時50分  
場 所：役場2階 会議室  
出席者：委員15人（欠席1人） 事務局1人

### 会議次第：

- (1) 職員アンケートの結果について
- (2) 今後の庁舎のあり方の方向性について
- (3) その他

### 会議内容

委員長：第2回目の今回の委員会は、職員アンケートの結果報告と、今後の庁舎のあり方の方向性が議題となっている。委員の皆さまのきたんのないご意見を頂けるよう、慎重審議をお願いしたい。

#### (1) 職員アンケートの結果について説明

(意見及び質疑等なし)

#### (2) 今後の庁舎のあり方の方向性について説明

委 員：延べ床面積を2000㎡と想定したが、現庁舎の数値はどのくらいか。

事務局：現本庁舎の延べ床面積は約893㎡、東庁舎が約464㎡となるため、合わせて約1357㎡となる。

委 員：東庁舎の延べ床面積は、一階の公用車駐車場も含まれるのか。

事務局：含めている。なお、2000㎡はあくまで試算上の数値であり、具体値は今後の基本構想や基本計画、また、設計の段階で精査が行われることをご承知おきいただきたい。なお、この想定値には公用車駐車場も含まれていることも併せてご承知おきいただきたい。

委 員：早川町で新庁舎が建設されたが、事業費はどのくらいだったのか。

事務局：総事業費は約8億4千万円とのことである。

委 員：早川町の㎡単価はどのくらいか。

事務局：新庁舎の延べ床面積が約1740㎡とのことであるので、総事業費とで算出すると、㎡あたり約48万円だったことになる。

委 員：早川町での財源は。

事務局：基金が約7億4000万円、起債4400万円、木造公共施設整備事業費補助金4975万円とのことである。

委 員：公共施設建設基金の平成27年度末残高が約6億2000万円、想定建設費が8億円とのこと、建設資金が乏しいという想定をしたが、平成27年度末で財政調整基金は17億2000万円積み立てられている。基金の積み立ての方法などを工夫して財政調整基金を活用すれば、財源は十分賅えられる。特に厳しいわけではないと感じる。

委員長：想定建設費の8億円には、備品類等も含まれるのか。

事務局：建設費は、先進自治体の㎡単価（40万円）を参考にして想定した。設計費、解体及び外構整備費、備品等は含まれていない。この建設費もあくまで想定であり、建て替えか移転か、また、設計時の仕様等によって事業費の増減は当然あると思う。先ほどの想定規模同様に、基本構想や基本計画、また、設計の段階で精査されていくことを予めご承知おきいただきたい。

委 員：職員アンケートの結果では、85%の職員が建て替えを望んでいるという結果が出た。今後、事業費の細かな積算、例えば仮設庁舎等の費用についても試算をして検討したらどうか。

副委員長：具体的なことについては、基本構想や基本計画、設計段階で今後検討していくことになる。この委員会は、あくまで庁舎に勤務する職員が、現庁舎に関してどのように感じているかだ。85%の職員が建て替え等を希望している事実があるのなら、それを十分尊重すべきだと思う。

【決定事項】今後の庁舎のあり方の方向性は、建て替え等を行うことで意見集約した。

#### (3) その他

事務局：次回の委員会は、1月下旬に行いたい、前回同様に日程調整は事務局一任とさせて頂ければありがたいが、いかがか。

【決定事項】次回の検討委員会は1月下旬とし、事務局一任で調整を行う。

### 第3回 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会 議事録

日 時：平成29年1月30日（月）午後1時30分～午後2時00分

場 所：役場2階 会議室

出席者：委員15人（欠席1人） 事務局1人

#### 会議次第：

- (1) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会報告書（案）について
- (2) その他

#### 会議内容

委員長：前回の委員会で、庁舎の方向性について委員の皆さまに慎重審議していただき、庁舎は建て替え等を行うべきだということ意見集約した。本日の委員会では、建て替え等を行うことを前提に、村長へ提出する委員会の報告書（案）が議題となっている。委員の皆さまにはきたんのないご意見を頂き、慎重審議をお願いしたい。

- (1) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会報告書（案）について説明

（意見及び質疑等なし）

【決定事項】 報告書は、委員会報告書（案）の内容で決定した。

- (2) その他

事務局：村長への報告書の提出は、委員会を代表して、正副委員長が提出することでよろしいか。また、本報告書と職員アンケート結果報告書を全職員へ情報提供したいがよろしいか。

【決定事項】 村長への報告書は、正副委員長が委員会を代表し提出する。なお、提出日時は村長及び正副委員長の都合を事務局で調整する。

村長へ報告書を提出した後、全職員へ報告書並びに職員アンケート結果報告書をメールにて情報提供する。

## 2 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会

### (1) 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 鳴沢村役場庁舎の整備方針等について必要な事項を調査検討するため、鳴沢村役場庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討し、その結果を村長に報告するものとする。

- (1) 役場庁舎の整備方針に関すること
- (2) その他委員会において必要と認める事項に関すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 村議会議員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他村長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告の日までとする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱の施行後、初めて招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長がこれを招集し、委員長が選出されるまでその議長となる。

(2) 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会委員名簿

職名	氏名	所属	補職	備考
委員	渡邊 一夫	第一区	区長	副委員長
委員	渡邊 雄司	第二区	区長	委員長
委員	三浦 利雄	消防団	団長	
委員	佐藤 博水	議会	議長	
委員	渡辺 圭一	〃	副議長	
委員	渡邊 昭秀	観光協会	会長	
委員	小林 芳雄	農業委員会	会長	
委員	梶原 芳枝	婦人会	会長	
委員	三浦さつき	食生活改善推進委員会	会長	
委員	渡辺 訓章	スポーツ推進委員会	委員長	
委員	堀内 健	保育所保護者会	会長	
委員	藤江 みき	〃	副会長	
委員	渡邊 健	小学校PTA	会長	
委員	小林 陽子	〃	副会長	
委員	瀬子 義幸	一般社団法人 センチュリーヴィラ紅葉台	理事長	
委員	土屋 文明	別荘地区代表		
委員 (任命委員)	渡邊 昭訓	鳴沢村	副村長	
委員 (任命委員)	渡辺 千秋	教育委員会	教育長	

委員 18 名 (男性 14 名、女性 4 名)

区分	氏名	所属	補職	備考
事務局	渡辺 一博	総務課	課長	
〃	渡邊 寛	〃	主幹	

(3) 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会等検討経過

	開催日等	検討事項	参加 委員数
	平成 29 年 8 月 23 日 (水)	鳴沢村役場庁舎整備検討委員会設置要綱の制定	
第 1 回	平成 29 年 9 月 6 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 委嘱状等の交付</li> <li>◇ 正副委員長の選出</li> <li>◇ 検討委員会の目的及び検討体制について</li> <li>◇ 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会報告書について</li> <li>◇ 庁舎整備に関するアンケートの実施について</li> <li>◇ 意見交換</li> <li>◇ その他</li> </ul>	16 人
	平成 29 年 9 月 11 日 (月) ~ 平成 29 年 9 月 25 日 (月)	「役場庁舎整備に関するアンケート」を実施	
第 2 回	平成 29 年 11 月 29 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 庁舎整備に関するアンケート結果について</li> <li>◇ 新庁舎整備の基本的な考え方について</li> <li>◇ 新庁舎に導入する機能について</li> <li>◇ 新庁舎の想定規模について</li> <li>◇ 敷地面積の算定について</li> <li>◇ 庁舎内配置の基本的な考え方について</li> <li>◇ 新庁舎の建設位置について</li> <li>◇ 新庁舎の基本構造について</li> <li>◇ 新庁舎建設費の想定について</li> <li>◇ その他</li> </ul>	16 人
第 3 回	平成 29 年 12 月 27 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 新庁舎整備の事業手法について</li> <li>◇ 設計者、施工者の選定方法について</li> <li>◇ 事業スケジュールについて</li> <li>◇ 基本構想及び基本計画(案)について</li> <li>◇ パブリックコメントについて</li> <li>◇ その他</li> </ul>	15 人
	平成 30 年 1 月 5 日 (金) ~ 平成 30 年 1 月 19 日 (金)	「パブリックコメント」を実施	
第 4 回	平成 30 年 2 月 22 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ パブリックコメントの結果について</li> <li>◇ 庁舎整備検討委員会検討結果報告書(案)について</li> <li>◇ その他</li> </ul>	17 人

## (4) 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会議事録

### 第1回 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会 議事録

日 時：平成29年9月6日（水）午後7時30分～午後9時40分  
場 所：鳴沢村保健センター  
出席者：委員16人（欠席2人） 事務局2人

#### 会議次第：

- 1 開会
- 2 委嘱状等交付
- 3 村長あいさつ
- 4 正副委員長の選出
- 5 議事
  - (1) 検討委員会の目的及び検討体制について
  - (2) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会報告書について
  - (3) 庁舎整備に関するアンケートの実施について
  - (4) 意見交換
  - (5) その他
- 6 閉会

#### 会議内容

- 1 開会
- 2 委嘱状等交付
- 3 村長あいさつ
- 4 正副委員長の選出 … 委員長：渡邊 雄司 / 副委員長：渡邊 一夫
- 5 議事
  - (1) 検討委員会の目的及び検討体制について

◆事務局より説明

#### 質疑内容

(質疑なし) ⇒ 事務局の説明どおりで承認

- (2) 鳴沢村庁舎のあり方検討委員会報告書について

◆事務局より説明

#### 質疑内容

委 員：実際に庁舎を使っている職員の大変貴重な意見であり、その通りだと考える。本庁舎は54年経過しており、耐震補強及び改修工事等を行っているものの、職員からすれば、建て替えた方が良いという意見が85%で、もっともな意見だと思う。2,000㎡という数字には東庁舎も含まれているか。

事務局：想定2,000㎡という数は、総務省の起債許可に関わる標準面積による試算と、国交省の新庁舎面積算定基準による試算に基づくもので、現庁舎の床面積とは別の数値である。東庁舎には会議室、議員控室、議長室、書庫等があるが、それらも含めた庁舎一式の数値になっている。

委 員：東庁舎も含めて、新庁舎を作るのかを確認したい。

事務局：委員の皆さまに協議をしていただきたいのは、新庁舎を現在の場所に建設するか、また違う場所に建設するかということも検討して頂きたい。仮に現在の場所に建設する場合、東庁舎も取り壊して

建設するのか、あるいは東庁舎は残し、活用する方向で新しい庁舎を建設するのかという方向性も踏まえて検討していただきたい。

委員：村の職員が検討したのは、あくまでも試算で2,000㎡という数字を算出ただけで、まだ具体的に建設場所も確定していないので、現時点では東庁舎を取り壊して建設するのか、東庁舎は残すのかについても、これから検討するという事か。

事務局：そのとおりである。

委員：総務省の算定基準は最新のものか。ここ何年か甚大な災害が続いているので、算出基準が変更されているのではないか。災害時には役場が災害対策の拠点となるので、最新のスペースを勘案しての算出基準になっているかどうかを教えてください。

事務局：総務省の地方債庁舎標準算定基準は平成23年1月の通知をもって廃止されているが、最近、計画等を策定した富士川町や早川町をはじめ、多くの自治体で同基準が活用されている。これは、庁舎に最低限必要だと思われる延べ床面積を算出するための指標として活用がされている。その他については、算定基準以外で必要となる面積を別に加算してある。加算値だけで足りるのかどうかだが、昨年度の検討委員会では、とりえずこれぐらい見積もっておいて、正式な確定については次期検討委員会に委ねるとした。なお、平成29年度は職員数も増加したり、今年度から副村長も就任されたりしたので、内容の精査とともに数値の修正を行う必要はある。

委員：東北においても、震災の後の新庁舎ができてきたという情報もあり、震災があっただけの熊本でも一部改修するということが出てたりするので、どのような考えで、どういうふうに建設されたか調べて、住民アンケートに反映した方が分かりやすくなるのではと思う。

委員：職員のアンケート結果について、高齢者や障がい者への配慮、妊婦への配慮といった実務の現場で直接来訪者と応接している職員の生の率直な意見であるので、傾聴すべき得心のある意見であると認識している。その一方で、検討結果総括報告書では、庁舎の建設について身の丈にあったというフレーズが多用されており、この部分が少し気になる。身の丈というのは、一般的に人の能力や器量、経済力の比喩であるので、財政力に合った事業計画ということは当然のことではあるが、今後、人口減少が進む中、権利意識の高まりや価値観の多様化等により、住民の方々はよりきめ細やかな行政サービスの提供を求めるなど、行政事業は増大の一途をたどると思われ、少子高齢化とか高度情報化など、様々な変化が同時並行的に進行していく時代に対して、行政課題の的確な対応を迫られることになる。

また、こうした状況に加え、国あるいは県レベルにおいても、新たな法整備や施策事業等が検討されてくる。そうすると、おのずから行政事務量は膨大の一途をたどることも懸念される。つまり人口減少予測と職員数の定数管理をパラレルで推計することは、少し慎重に考える必要があると、個人的には考える。先程、確認したばかりではあるが、9月1日付の時事通信社で発行している官庁速報によると、少子化時代、児童数の減少が進む中で、文科省は2018年度の当初予算概算要求で、少子化に伴う自然減を除き、教員3,800人の増員を求めるほか、さらに部活指導員や学校事務を補助する部外人材の配備を支援するなど教員の働き方改革に重点をおいたことを報じている。これらの私の所見についていろいろな考えや意見もあると思うが、何なりといただければありがたい。

それから、もう1点、職員の働きやすい施設・環境整備について、職員の声や要望が掲示されている。私の所見ではあるが、未曾有の少子化時代になり、この先、優秀な人材の確保が定員管理上、深刻な事態となることが懸念される。当然のことであるが、マンパワーを中核に構成されている行政事務において、職員の資質や能力が直ちに行政サービスの資質に影響してくる。行政サービスの資質に維持や向上に向け、優秀な人材を確保するためには、就職者の目線で、この職を求めてくる若い人の目線で、魅力のある職場環境であることが優秀な人材確保上、重要なファクターになると考える。外向けには、非常に難しいデリケートな問題ではあるが、いろいろな角度からの意見をいただければと考える。

事務局：先ほどの報告は、昨年度職員で構成された検討委員会で協議した中でいろいろ出てきた意見を取りまとめ、職員の意見として決定し、村長に報告した報告書の内容説明である。今後については、先程のご意見等も踏まえて皆さんで協議して頂き、次回以降の委員会で詰めて頂ければよいと思って

いる。

委員：検討の素材の一つに取り上げて、次回以降の機会で皆さんに検討してもらえれば良い。

委員：資料4の3ページの⑧「庁舎を建て替える場合や改修する場合、優先度の高いもの」を見ると、「利用者、村民の利便性」や「防災」を挙げていて、「職員の働く環境を良くして欲しい」はない。その一方で、「現在、狭くて非常にやりづらく、打ち合わせの部屋もない」とある。これは、職員が目線のため、この優先順位になったと考えるので、これだけを鵜呑みにしないで、少ない人数でいろんなことをやっていくのが村役場だと考えるため、働く方の環境を良くして、優秀な人もこころな働きたいと思えるような環境を作ることは、非常に大事だと考える。

委員：資料3の4ページの中ごろに、建築自体の安全性について、国税庁の資料で耐用年数50年という数字があるが、50年を過ぎているから建て替えた方が良いという国税庁のこの基準は、どれぐらい実際の建物に関する基準になるのか。建て替えの根拠として適切かどうか知りたい。むしろ国税庁の基準ではなく、国交省等の基準となれば、鉄筋コンクリートの耐用年数を使う方が適しているのではないか。

事務局：計画等を策定した県内の自治体のみならず、多くの自治体ではこの国税庁の基準を取り入れている。この件に関しては、後日調べてみる。

委員：あくまで税制上の都合で、実際の建物の評価ということから考えると、別の基準があるのでは、と感じた。職員の自由記述にも、建て替え等に慎重な意見もあり、実際、現在、建物の耐用状況をコアを抜いて調べて、補強コンクリートを入れるやり方もあるのでは、という意見もあったので、50年という基準を真に受けて良いかどうかは少し慎重に考えても良いのでは、と考えた。

委員長：14ページの5の議会機能に関して、議場の住民利用についてはどんな利用方法を考えているか。

事務局：具体的なことについては、設計の段階で詰めていくことになろうかと思う。基本計画の段階では、あくまで今後の基本設計、また、実施設計等に当たっての条件整理として、例えばこういった使用方法として目指していくというものを議論して頂きたい。

委員長：十数年も前ではあるが、関が原町の新庁舎を見学に行った際、町長に、「うちの庁舎は日本一コストが安く、日本一利便性に富んだ庁舎である。」と説明を受けた。議会がない時は、議場を会議室に改造して利用しているということで、非常に利便性にも富んでいた。職員アンケートの中でも57%の職員が、「会議室のスペースが少ない」という意見があるが、議場を工夫して、あれだけ広い議場を議会だけに使うということは、非常にもったいない。効率も悪いと考える。やはり庁舎を効率よく使うには、そのような方法も考えていく必要があるのでは。

委員：小菅村へ研修に行く機会があったが、小菅村においても議場は議会がない時は、片づけて多目的の会議に使っており、これらは良いことだと思った。

委員長：他に意見がないようなので以上としたいが、この検討委員会では、今後基本構想及び基本計画の素案づくりを協議・検討していくわけだが、先ほどの事務局から報告のあったこの報告書を、基本構想及び基本計画の原案として今後協議したいと考えるが、異議はないか。

一同：異議なし。

委員長：異議なしと認める。よって「鳴沢村庁舎のあり方検討委員会報告書」を原案として、今後、基本構想及び基本計画の素案を作成していくことに決定する。

### (3) 庁舎整備に関するアンケートの実施について

#### ◆事務局より説明

#### 質疑内容

委員：資料のアンケートの1枚目の真ん中にある設問4「最近、どれくらいの頻度で役場を訪れましたか」に関して、選択肢の3番が「月に1～2回」、4番が「年に3～4回」となっているが、「年に5～

6回ぐらい」も追加したらいかがか。

事務局：追加も可能である。

委員：最後の設問の選択肢4番の「多目的トイレ」について説明してほしい。

事務局：イオンなどの大型商業施設などではよくみられるが、トイレの個室に入っている間、同室に幼児を座らせておけたりするような設備などが設置されている、多目的なトイレをイメージして頂ければと思う。

委員：社会的に熟している用語とは思えないので、カッコ書き等で補足説明をしてわかり易い表記した方が良いのでは。

事務局：わかり易い表記に修正する。

委員：このアンケートの配布・回収実施方法を教えてほしい。

事務局：業務を委託して全世帯を対象に調査をしている自治体が多いが、予算を確保できていない。村民の声という一番根幹になる情報だと考えているので、来庁者に対して実施するとともに、村ホームページに掲載してアンケートを実施したい。また、防災無線での周知も多く実施したい。来庁者に対しては、職員にも協力をしてもらって声掛けを行い、多くの住民の協力を得られるように努力していきたい。

委員：自治会を通じて配布することはできないか。

事務局：組長の負担等を考慮した結果、今回はそこまで考えていない。

委員：サンプル数は、どれぐらいの想定か。

事務局：役場で協力をお願いする他のアンケートでも回収率が良くないことが多いと聞いているが、多くの協力を頂けるよう努力したい。

委員：住民に重点を置いて考えていくものなので、村内の全世帯を対象にしたアンケートを取った方が良いのでは。

事務局：毎月1回、組長に広報の配布を依頼しているが、タイミングが合えば、その段階で配布・回収は考えられるが、今回はタイミングが合わない。案として勝手なお願いになるが、もし可能であれば検討委員さんにも動いて頂き、一人あたり10軒程度ずつ配布・回収をお願いできないだろうか。

委員：この話が来た時、初めて新庁舎の計画があることを知った。そのため、アンケートを役場に置いて、よく分からずにアンケートを受け取る方もいるのでは。新庁舎の計画があることが周知されていなければ、広報等を通じても難しいのでは。

委員：回収はいつまでに。

事務局：9月25日までとし、半月の期間を予定している。

委員：9月16日に小学校の運動会であるので、その場で配って、回収箱を置いて、回収してもらうのはどうか。10月1日の村民体育祭も、ほとんどの村の世帯が出席すると思うので、配布して回収箱を置けば、その日に回収できると思う。

委員：業者の方がわかると思うが、母数がいくつ以上あれば有効的な回答になるのか。全村民世帯数の何%以上あれば、有効だというような基準はあるのか。

サーベイ：無作為抽出でやる場合、母数に関係なく、有効回収数が1,100サンプルあれば、最大の標本誤差が±3%以内に収まるし、500サンプル程度であれば、最大の標本誤差が±5%程度となる。3桁(100サンプル)あれば、方向性はある程度は把握できる。

委員：世帯数が1,300としたら、どれくらいが望ましいと考えるか。

サーベイ：500サンプルぐらいあれば十分だ。

委員：鳴沢役場の来庁者は1日あたりどれくらいか、把握しているか。

事務局：来庁者数の調査は行っていないと思うため、把握していない。

委員：来庁者が1日10～20人だと、アンケートを置いていても効果があると思うが。役場に行かない住民も多いので、何とも言えない。

委員：体育祭以外にも、小学校の運動会もある。現在、150人程の児童数がいると思う。

委員：小学校で事前に配布して、当日回収する方法もある。

事務局：各種行事の際に、アンケートコーナーを設置して意見を募ることも実施してみたい。方法については関係機関と協議してみる。

委員：用紙を用意いただければ、自治会に登録している80世帯ぐらいには協力を依頼できる。

委員長：他に意見がないようなので、庁舎整備に関するアンケート実施については、アンケート用紙の回答項目を一部追加すること、文言の修正を行うこと、また、委員から出された提案については、追加でアンケート調査をするということで、異議はないか。

一同：異議なし。

委員長：異議なしと認める。よってこの件については、以上のとおりに決定する。

#### (4) 意見交換

委員：繰り返しになるが、優秀な人材確保のためにも、職員の働きやすい環境整備に関しては、優先順位を高くして検討してほしい。

委員：現在の若い人にとっては、給料だけでなく、魅力ある職場・働きやすい職場環境が、職選びの際の重要なファクターとなる。優秀な人材を確保することが、行政サービスの質の向上に直結するので、若い人が役場に勤めたいと考える職場環境を構築してもらいたい。

#### (5) その他

事務局：国税庁の耐用年数基準については、国交省等に別の基準があるかどうかの確認を含めて、次回までに調べておく。

## 6 閉会



## 第2回 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会 議事録

日 時：平成29年11月29日（水）午後7時30分～午後9時45分  
場 所：鳴沢村保健センター  
出席者：委員16人（欠席2人） 事務局2人

会議次第：

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 庁舎整備に関するアンケート結果について
  - (2) 新庁舎整備の基本的な考え方について
  - (3) 新庁舎に導入する機能について
  - (4) 新庁舎の想定規模について
  - (5) 敷地面積の算定について
  - (6) 庁舎内配置の基本的な考え方について
  - (7) 新庁舎の建設位置について
  - (8) 新庁舎の基本構造について
  - (9) 新庁舎建設費の想定について
  - (10) その他
- 4 閉会

会議内容

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 庁舎整備に関するアンケート結果について  
◆事務局より報告

質疑内容

(質疑なし) ⇒ 事務局の報告どおりで承認

- (2～3) 新庁舎整備の基本的な考え方について / 新庁舎に導入する機能について  
◆事務局より説明

質疑内容

委員：3ページ「2 新庁舎に導入する機能について」の「1 利用者の視点に立った庁舎」において、文中「検討します」という文言が頻繁に出てくる。④で「授乳室や乳幼児用ベッド、キッズスペースの設置を検討します。」とある。少子高齢化が進む中、まずは子どもが育つ環境づくりが必要であり、小さい子を大事に育てていかなければならないということもあるので、ここは「検討します」ではなく、「導入します」というようにできればお願いしたい。

事務局：ここでは、「検討します」や「導入します」などの表現がある。「検討します」という表現の項目は、次のステージの設計段階で色々と揉んで精査し、導入するのかが決定されていく。なお、ここで取り上げたものについては、住民アンケート調査の結果と、昨年度職員で検討してもらった現庁舎の問題点や、取り入れたほうが望ましいとされる機能等で挙げられたものをベースとした。先程挙げた、少子高齢化に対応し、子育てに配慮をした方が良いという意見については、委員の皆さんで協議を行っていただき、表現を決定していただければよろしいかと思う。

委員：4ページの「2 防災拠点の役割を果たす庁舎」だが、防災拠点となれば当然非常時にも対応ができる庁舎ということになる。建物の構造のことはよく分からないが、現在、活き活き広場がドクターヘリの離着陸場になっている。屋上なのか形や金額等もよく分からないが、ヘリポート関連を併設できればと思っている。ただし、「設置します」ではなく、「検討します」程度のレベルで構わない。

事務局：先ほどと同様の回答になってしまうが、この件についても委員さんで議論していただいて、掲載するという結論であれば載せたいと思う。

委員：ヘリポートは、普通のグラウンドのような場所は、砂利や石とかが跳ね上がるので利用できないということを知った。コンクリートや芝などの場所がヘリポートとして適地だそう。だから畑などは空いているが、そこは利用できないのではないかなと思う。

事務局：早川町でもヘリポートの設置について議論がされたようだ。ただ、鳴沢村には活き活き広場が指定されており、距離的にも庁舎から1km程度だ。費用対効果も踏まえて議論をお願いしたい。

委員：ヘリポートとなれば、ある程度のスペースが必要なので、それが問題だ。

委員：広さはどのくらい必要とするのか。

事務局：次の議題の敷地面積の算定にも関わるが、2階建ての庁舎だと想定すると、建築面積は約1,000㎡と想定した。ただし荷重もかかるので、設計で強度などの色々な問題も恐らく出てくると思う。なお、省エネ対策で屋根等へ太陽光発電の設置も一応は検討している。

委員：1,000㎡あれば防災ヘリは十分降りられるが、ソーラーを付けたとなると無理か。

委員：アンテナの問題もある。

委員：アンテナがあっても、1,000㎡あればドクターヘリにも対応可能だろう。

事務局：村では活き活き広場を指定しているという現状と、距離感等も踏まえて皆さんで検討してほしい。

委員：最悪の場合は、小学校のグラウンドへも降りられるかな。

委員：小学校のグラウンドということもあるだろう。アンケートの結果では、現在地への建て替えが良いというのが大多数の意見である。

委員長：ヘリポートは、要望事項として入れてもらうのではなく、ここで結論を出すのか。

事務局：「検討」、「導入」などの議論もしていただき、結論が出たらそれを追加することは可能だ。

委員：防災ヘリは、どういう場合に使われるのかということだ。病人の搬送なら、ここが良いと思う。大雪や噴火の災害や様々な事態が想定されるので、活き活き広場に降りるよりは、やはりこの近くに降りた方が良いと思う。ただし費用対効果を考えると、小学校のグラウンドに降りられるという状況があるならば、緊急時にはそれに対応も可能だと思う。なので、庁舎の屋上に設置するのは今の流れで行くと、少し厳しいかなと思う。

事務局：事務局としては、せっかく出していたいただいた意見なので、「費用対効果も考慮し検討する」などの形で掲載することも良いと思う。この件について取りまとめをお願いしたい。

委員長：ヘリポートということになれば、防災関係、けが人の搬送、ドクターヘリなどの機能が求められるので、恐らく消防署等へも相談した方が良い。今の活き活き広場の場合は、雪が残っている場合は消防署で除雪をやってくれている。大雪の時でも、だいたいその日のうちにヘリポートの面積だけは除雪してくれているが、これが庁舎の屋上や小学校のグラウンドになると除雪の方法も考慮しなければならない。雪があれば降りられないという問題がある。ドクターヘリとか防災ヘリに関しては消防署等の管轄だから、要相談であると思う。いくら防災拠点といっても、活き活き広場でできれば距離的にもそれほど遠くはない。その点は事務局で検討願いたい。

事務局：次回の（案）提示の際に再度提案したい。

委員：これは費用対効果の問題ではないと思う。費用対効果だけではなく、運用が可能かどうかである。作ることができるかどうかだ。

委員長：3ページの「1利用者の視点に立った庁舎」の⑥で、「目的の場所がすぐ見つかるような動線・サイン表示を行い～」という案内等のことに触れられているが、アンケートの中でも総合窓口を設けてほしいという利用者の意見がある。私達はどこに何課があるか分かるが、恐らく庁舎を訪れる利用者の70%ぐらいが印鑑証明や住民票、戸籍関係の用事である。住民課を訪れる人は、来庁者の約7割ということ。現在でも、来庁すればすぐ住民課があるから、その配置はいいと思う。独立して総合窓口を設けるだけの規模でもないと思うので、できれば来庁者がまず顔を出す住民課でも良

いから、案内窓口をそこへしておいて、「お問い合わせの課はここです。」といった口頭での案内があれば良いと思う。いくら表示しても分からない人はいるから、やはり口頭で目的の課を案内してあげた方が親切だと思う。初めて来庁する人もいるし、よく分かっている人もいるが、住民課にはよく来るものの他の課は分からないという人もいると思う。例えば振興課などは現在2階にあるので、窓口がない上に表示だけでは不十分かもしれない。この点も検討してほしい。

事務局：これだけの村規模、また役場規模なので、事務分掌も併せて検討する必要がある。それから最初のキッズスペース等のご意見については、皆さんいかがか。「検討します」という箇所を、「設置します」という表現に変えたらどうかという意見だったが。

委員：設置した方が望ましいということで「検討」を削除すると言ったが、皆さんはどうか。小学校のPTAの役員さん、保育所の保護者会の役員さん。これからは自分も高齢の方へ進んでいって後期に近くなってきているが、小さい子が増えてくれる方が良いので、その辺りを大切にしてもらえればというのが私の意見。皆さん、いかがか。

委員：アンケートでも、来庁した用件の2番目が子ども関連で35.8%という結果だ。また、これは自分の思いだが、やはり女性の方がよく来庁するのではないか。女性への配慮というのは必要だと思うので、私は賛成だ。

委員長：「設置します」で異議はないか。

委員：役場に来てキッズスペースを果たして使うのか。私は該当しないので、全然分からないのだが。

委員：やっぱり5分、10分でも、そこに子どもがいられば色々なことがやりやすい。やはり窓口には子ども連れで来る人もいる。

委員：やはり何か用があって役場へ行くのだが、ちょっとの用だからこそ子どもを連れて行くのだと思う。その時に、子どもは走れると思うと走ってしまうし、アンパンマンのポスターがあれば、そっちへ行ってしまうものだ。2畳か3畳でも良いので、「そこから外には出ちゃダメだよ」と分かる安全なスペースがあれば、保護者としても「あそこにいるな」と分かって安心できる。

委員：安心だし、用事の方に集中できるということか。

委員：そのとおり。集中はしきれないと思うが、そこにいるということが分かれば安心できる。

委員：ありがとうございます。では、私も賛成だ。

事務局：ここで、授乳室、乳幼児用ベッド、キッズスペースと3種類あるが、3種類をという解釈でよろしいか。

委員：私は女性ではないのでよく分からないが、保健の担当をしていたことがあり、子連れの方はキッズスペースが欲しいのではと感じたことはある。これからお年寄りだけの世界になったら困るし、子どもがどんどん増えてもらいたいという希望を持って意見を出した。どのようなスペースが一番必要なのかは、やはり女性の方が分かっている。全部を作るのか、ある程度まとめてもいいと思う。

委員：3種類共用するという考えもある。

委員：これだけの3,000人程度の規模の村だから。

委員：ある程度プライベートスペースはあっても良いと思う。

委員：授乳室までは必要ないと思う。授乳は済ませてくるか、車中とかとなるので、わざわざ役場で授乳することは女性としても考えにくい。

委員：キッズスペースのように、ある程度子どもをそこへ置いて、窓口の用事ができればと思うので、窓口のそばにあればと思う。

委員：それは必要かもしれない。

委員長：ベッドとキッズスペースは兼用できるのか。

委員：ベッドはキッズスペースに置いてあって、動かせるものもある。もし自分が窓口で何かやっている時に抱っこしながらというよりは、寝ているのであれば、そのまま運んで行ってそばにおいたら良

い。キッズスペースに子どもを置いて、自分は窓口でというよりは、「これを使ってください」と言って持ってきてもらえれば、そちらの方がありがたい。簡単な移動式ベッドが良いと思う。

委員長：女性の意見として、授乳室はあまり必要ないということだが。

委員：もしくは多目的のトイレを作って、そこでもできる形を取ればいい。キッズスペースに授乳室が必要かというところ、そこは必要ないと思う。

委員長：他に意見はあるか。

委員：乳幼児用ベッドとあるが、「ご自由にしてください」と置いてある車椅子のように、乳幼児期から使えるベビーカーのような形状の物を何台か置いておくのはどうか。ベビーベッドがなくても自分の目の届くところに置いて見られるので、そういった形でも良いのでは。

委員：小さな村で顔見知りが多いのでほとんど無いとは思いますが、子どもの誘拐などの可能性を考えると、どこに設置するべきなのかは非常に悩ましい。そういう意味では、先ほど提案のあったベビーカーは、目が届く所へ子どもを連れて行けて安心なので、実際にキッズスペースが良いのかという問題は、様々な意見を聞いた方が良い。設置するというのをここで限定してしまうよりは、「前向きに検討する」という表現が良いのかもしれない。色々なやり方があると思う。母親たちが子どもをちゃんと目の届く所に置いて用事を済ませられるという方法はいくつかある。キッズスペースに限定するのが得策なのか、少し不安も出てきた。

委員：たしかに誘拐の心配はある。そういう世の中でもあるから。

委員：目を離れた隙に誘拐されることもある。そうであれば、ベビーカーのような物を受付の窓口のところへ設置すれば良い。その辺りは女性の意見の方が良いと思う。

事務局：乳幼児ベッドに関してはベビーカーのような移動式の簡単な物ということだが、これであれば購入という方法になる。恐らく、そこまで高価な物でもないから問題ないと思う。では、キッズスペースについては、引き続き「検討」という表現で良いか。

委員長：承知した。

事務局：では、授乳室は削除でよろしいか。

委員：削除でよい。

委員：あるいは「子ども連れの乳幼児用ベッド、キッズスペース等、子ども連れの方が用事を済ませやすいような環境を整備します」として、その中にベビーカーもあるかもしれないし、今後色々配置や設計を検討し、無理のないようにすれば良い。「子ども連れの方が利用しやすいように配慮をする」というようにした方が柔軟性はあると思う。意図は、つまり子ども連れで来た時に使いやすいということ。その趣旨を表現し、こういうものを検討しますという言い方にすればと思う。

事務局：次回に（案）として再度提示したい。

委員長：車椅子も備えることになるか。

事務局：今も車椅子は整備してあるので、当然備えることになると考えている。

委員：⑩のエレベーター設置についても「検討」という表現だが、階段の幅を少し広くして、車椅子用のステップリフトにした方が安上がりになるのでは。

事務局：ステップリフトは補助員が必要だと思うが。

委員：大人であれば補助員は必要ない。子どもの場合は補助員を付けるが、車椅子に自分で乗れる者なら利用できると思う。

委員：総合センターや小学校にもそのような機器がある。

委員：ステップリフトだと機器がどこの階にあるのか分からないから、なかなか大変では。

委員：エレベーターはコストが高い。車椅子の人でどのぐらい利用度があるのか。どのぐらいいるのだろうか。

委員：もし屋上にヘリポートを設置することになれば、どうやって患者さんを上まで運ぶのか。エレベーター

ターならストレッチャーが入るぐらいの大きさは必要で、病院の貨物用のエレベータークラスになると思う。どこまでの価値があるのかという話になる。

委員：高くつくのか。

委員：病院にあるようなストレッチャーが入るぐらいのエレベーターは高い。

委員：整備するのであれば、普通の人に乗るだけのエレベーターではだめで、奥行きが長くなければならない。

委員：病院にあるような両サイド開く仕様か。

委員：関連して考えなくてはならない。ヘリポートを設置するなら色々に対応したエレベーターが必要になってくるが、設置しないなら個別の方法でもいい。

委員：総合センターにあるリフトは補助員が付いて乗せてくれるが、車椅子本体を載せて車椅子ごと上げられるリフトがある。障がい者の方や車椅子を利用されている方が、事務的に1階から2階へ行くような単に上下の行き来だけであれば、ステップリフトの方が安上がりで済む。ただし、災害時を考えると、病院にあるような専門的なエレベーターで、人が乗るだけでなく両サイドが開く仕様のコストが高い物が必要となる。総務課長はこのエレベーターをどのように考えているか。

事務局：これから高齢化が進んでいく。高齢者に対しても使いやすい庁舎機能は必要だと思う。1階に利用の多い課を配置するものの、2階に用事のある人もいる。

委員：この間の選挙は期日前投票が2階の会議室で行なわれた。自分は上がれるが、上がるのが大変な高齢者も結構いたのではないかと思う。車椅子でなくても、上がるのは大変。選挙なので、車椅子の件とは別にして配置的に問題があると思った。

委員長：投票所は1階にということか。期日前投票で高齢者が2階に行くのは本当に大変なので、できれば1階にしてもらいたい。

事務局：新しく整備する場合は、当然その件についても配慮する必要がある。

委員：特に年配の人は、見ていて大変そうだった。

委員：階段が大変だから投票に行かないという人も出てくる。

委員：役場に顔見知りの方が来た時、「振興課に行きたいが、階段が昇れないから職員を呼んでほしい。」と言われた。車椅子を別に考えてもエレベーターは必要だ。

委員：エレベーターに関しては、ここに車椅子と謳ってあったからこのような話になってしまったが、それならばこの車椅子という文字を削除すればどうか。

委員：「車椅子に対応した」を削れば良い。これがあるからおかしくなってくるのでは。

事務局：エレベーターにも種類があるため、このような表現にした。

委員長：他にご意見はあるか。ないようなので、新庁舎の基本的な考え方、また、新庁舎に導入する機能、この2件について多くの建設的なご意見をいただいた。今回委員から提案された意見については、次の第3回検討委員会の際に再度協議を行いたい。素案は事務局でまとめてもらって良いか。

事務局：次回提示を行いたい。

委員長：それでは以上の2件については、提案された意見については事務局で再度とりまとめ、第3回検討委員会で協議をする。それ以外の項目については、事務局案のとおりとするということで異議はないか。

一同：異議なし。

委員長：異議なしと認める。よってこの件については、以上のとおり決定する。

(4～9) 新庁舎の想定規模について / 敷地面積の算定について / 庁舎内配置の基本的な考え方について  
新庁舎の建設位置について / 新庁舎の基本構造について / 新庁舎建設費の想定について

◆事務局より説明

質疑等内容

委員：意見ではないが、総務課長に教えてもらいたい。最後の事業費の関係で、補助制度とはどの程度の  
どういう補助を想定しているのか。

事務局：自然エネルギーの活用、例えば中水、雨水を利用したものや、太陽光、地中熱、蓄電池については  
補助制度があると思うので、設計段階で導入することになった場合は活用していきたいと思っている。

委員：庁舎本体に対する補助ではないということか。

事務局：自然エネルギーの活用についての補助であり、本体の工事費に関する補助は現在ない。

委員：起債というのは地方債か。

事務局：地方債だが、一般単独といって利息もしっかり取られるので、単なる借金だ。見返りがあるとか、  
そういったことはない。

委員：昔のように充当率があつてなどというのは、適用できないということか。

事務局：現段階では適用できない。

委員長：他に質疑、意見はあるか。

委員：21 ページに建設費は8億円程度とあるが、設計費、解体費及び外構整備費を含まずとしてある。  
仮庁舎を建設する場合は、さらに追加されるというわけか。

事務局：追加される。ちなみにプレハブの仮庁舎を設置する場合、どのくらいかかるか県内の業者に見積り  
を依頼してみた。とりあえず期間は12カ月で、面積は1,000㎡という条件で見積もってもらった  
ところ、㎡単価は約12万円、1年間でおよそ1億2,000万円となった。ただし、12カ月間である  
ため、設置を1カ月間延長するごとにプラス50万円。あくまで概算だが、プレハブの仮庁舎を建  
設するとなると、このくらいの別途費用が発生することになる。

委員長：どのくらいの工期を見込んでいるのか。

事務局：スケジュールは次回の検討委員会の際に提案しようと思っていたが、工期は1年から2年程度を想  
定している。着工時期は、2020年の東京オリンピック前であれば建設工事費の高騰が予想される  
ため、オリンピック終了後に着工するほうが安く仕上がるのではないかと思う。全体的なスケジ  
ュールに関しては、次回に検討していただきたいと思っている。

委員：16 ページの最後の新庁舎の建設位置で、「現本庁舎周辺での建て替えとします」という部分だが、  
記述の仕方としては「建て替えします」ではなく、「望ましいものとします」として、ある程度含  
みを持たせた方が良いのでは。「建て替えとします」という言い切りではなくて。

事務局：次回に再度（案）として提示したい。

委員長：他に意見はあるか。

委員：防災備蓄倉庫は、現状の倉庫はそのまま使って、また新たに作るということか。山道ホールや総合  
センターにある物を使ったまま、また新たに作るのか。

事務局：現庁舎には備蓄倉庫自体がなく、備蓄も行われていない。防災拠点施設となるためには住民はもち  
ろんのこと、災害時に庁舎で業務を行う役場職員分の備蓄も含め、新たな備蓄機能を整備したい。  
総合センターや山道ホールだが、これらの施設は避難施設として指定されており、備蓄が行われて  
いる。

委員：備蓄物とは食糧だけではなく、テントやシャワーも置いたりするのか。

事務局：今後防災担当とも連携を取りながら、必要な備蓄品の内容を検討していきたい。

委員長：他に意見はあるか。

委員：現在地に建て替えない場合は、どこか他の場所を確保するという検討や、既用に用意はしてあるのか。  
建て替えの間、仮庁舎の建設には非常にお金がかかるので、どこか予定されている場所があるのか聞いておきたい。建て替えなのか移設なのか、検討するにも両方分かっておかないと比較しようがない。

事務局：用地買収という方法も当然ある。用地買収を考えない場合は、村有地となるが、道の駅の先の方にまとまった村有地があるものの、住民の利便性など、先ほど説明した条件を考慮すると候補から外れる。一方、どこかの土地を買収するとすると、まず、交通の便を考えると国道沿いの場所となる。国道沿いで、最大で4,200㎡のまとまった土地を買えるかという点と難しいと思う。また、新規に土地を購入するのも、適地やまとまった土地を売ってくれる人がどれほどいるのか判断がつかない。なお、大前提として、住民アンケートの結果を踏まえると、現地への建て替えの意向が多かったため、建て替えとして数値等を出させてもらった。

委員長：アンケートでは、現在地への建て替え希望が65%を超えた。例えば、現在地へ建て替える場合、面積的には恐らく2階建てでギリギリ収まるような計算だった。向こうの駐車場が空いたり、いろいろしてくれているが、ただ地形的にはどうか。この周辺をたとえば買収してというような計画はあるか。

事務局：そういうことも踏まえて検討していくことも必要だと思う。先ほど説明したが、ちょうどギリギリくらいであるから、計画の仕方によっては足りなくなる可能性もある。

委員長：仮庁舎はここにしても、他の場所である場合はここで執務して移れる。建て替えの場合は、一応取り壊しが原則で、たとえば西側を買収して、庁舎を作って、この現在地を駐車場にして、ここでそのまま仮庁舎を作らないで、ここで業務やって、こっちへ移るとするという計画で買収した場合は、土地が足りないのか。

事務局：皆さんがいうとおり、住民の利便性をはじめ、工程、期間、手間、経費面などでそれぞれ課題がある。別の土地を求めて移転するケース、建て替えて仮庁舎は公共施設を活用するケース、建て替えて仮庁舎はプレハブを設置するケース、それにプラスアルファで東棟は残すケースと、東棟も取り壊し一体整備を図るケースなどがある。まず、プレハブに関しては先ほど少し触れたが、1年間借りると約1億2,000万円かかる。公共施設を仮庁舎として活用する場合も、1つの公共施設でまかなえられる場合と、いくつかの公共施設を使わなければならない場合、いわゆる分散してしまう場合があり、仮庁舎とするための施設改修費も発生するかもしれない。また、建て替え、移転に関わらず、防災無線設備等の移動と、ネットワーク関連の工事費、引っ越し経費等は発生し、防災無線関連は1回の移動で4,600万円程の見積もりが出ており、ネットワーク関連に関しては、1回2,200万円位、引っ越し経費は㎡当たり4千円の1,000㎡で、1回400万円を想定した。なお、建て替えのケースではおおよそこれら2回分の経費が必要となると思う。また、東庁舎だが、東庁舎は平成2年に建築され、おおよそ30年が経過している。鉄筋コンクリートの耐用年数50年を考慮すれば、近い将来には取り壊すことも検討しなければならない。また、東庁舎の年数が今後さらに経過して老朽化が進めば、おのずと修繕費用等も増加していくことが想定される。東庁舎を残して新庁舎を建設する場合は設計の自由度は失われ、様々な制限が大きくなってしまふことも懸念しなければならない。これらのことを踏まえると、建て替えの場合は、公共施設1ヶ所を仮庁舎として移転し、東庁舎は取り壊して一体整備を行うケースが一番望ましいと考えられる。それから、建て替えてなく移設の場合の㎡当たりの土地購入費として、平成27.28年の評価額について理論上の鑑定額になるが、この役場庁舎周辺の国道沿いで、1万5,465.5円という数字が出ている。宅地の評価額は不動産鑑定額の7割となるため、1万5,465.5円を7で割り、10を乗じるとおおよそ2万2,100円になる。これが㎡あたりの基準価格になるかと思う。この額で4,200㎡だとすると、約9,300万円で、いずれにしても1億円ぐらいはかかると思われるが、ただ、はたしてこの額で売ってくれる方がいるかどうか不明だ。また、購入しようとする敷地に家屋があれば、その分も追加でかかってしまうことになると思う。以上がざっくりとした見込みだが、この件についてはこれらも考慮し、また、あくまで先ほど説明した「望まし立地条件」である、村民の安心・安全な暮らしを守る災害

拠点となる庁舎、村民の利便性に優れた庁舎、経済性・実現性の視点、法令適用等の視点の4項目をクリアし、かつ、住民アンケートの結果、この住民意向は基本計画に反映させる重要な指数であるため、アンケート結果は十分考慮しなければならないと考えている。以上から、交通の利便性が良く、想定敷地面積の確保が可能、各種災害があった際の十分な対応等を考えると、現庁舎周辺での建て替えとすることがベストではないかということで、提案させていただいた。

委員：12ページ、13ページだが、庁舎を2階建てにするのか3階建てにするのか、あるいは職員駐車場をどうするのかという4パターンを想定してもらった。私が思うのが、③の職員駐車場は現在地を使用する案で、現状が13ページに書いてあり、役場が2,475㎡、役場西側駐車場が473㎡で、合計2,948㎡となる。この③と現状がぴったり合うので、③を想定しているかと思ったのだが。不明なところは、新庁舎の面積が今より何割か増えるが、現在のところうまくおさまるという理屈が分からなかった。それは西側駐車場を使うことにより、おさまるといふことか。

事務局：数字上ではそのとおりとなった。

委員：建物の面積は増えるけれども、西側駐車場を利用するからおさまるといふことだ。

事務局：2階建てだと仮定すれば、延べ床面積2,000㎡を2で割り、建築面積は1,000㎡ぐらいになるのではないかと想定した。延べ床面積に関しても、設計をしていく段階でスリム化できるところがあると思う。なお、緑地等部分を20%で計算してあるが、このあたりも調整する場合もあるかもしれない。いずれにしても、設計の段階で精査してみないと何ともいえない部分が多いが、数字上では収めることは可能であると想定した。

委員：ちなみに、現在の庁舎の建築面積はどのくらいか。

事務局：東庁舎等を含めて、建築面積が約860㎡。延べ床面積は、東庁舎下の駐車場も含めて約1,395㎡となっている。

委員長：他に何か意見はあるか。

委員：現庁舎の1階の総面積は何㎡あるか。それと東庁舎1階の部分で何㎡あるか。これを足して全部でどのくらいあるのか。

事務局：建築面積のことを聞かれていると思うが、建築面積は約860㎡となる。

委員：本庁舎と東庁舎の間の通路の面積もあるので、それも加えると大体1,000㎡で、現庁舎の敷地でも大丈夫ということか。

事務局：その他にも、例えば3階建ての庁舎であれば建築面積は700㎡と想定した。

委員：仮庁舎の延べ床を1,000㎡としたが、それはまず可能かどうか。

事務局：本庁舎、東庁舎、北側書庫等の延べ床面積が約1,395㎡となる。そこから諸室を差し引き、とりあえず1,000㎡ということで想定をした。

委員：個人的な思いつきで申し訳ないが、たとえば建物の半分に相当する東側の庁舎を壊す。その間、西側の庁舎で業務は引き続き行うということにすれば、引っ越しは1回で済むと思う。業務を中断する期間も短くて済むと思うが、そういう案は検討の余地があるのかどうか。

事務局：これも設計段階の話になってくるが、半分ずつの取り壊しや建設では、現在の業務を続けていけるようなスペースが現在の敷地や庁舎にはないと思われる。

委員長：他に質問はあるか。ないようなので、これらの件は以上で終了する。以上の件については、先程字句の訂正について提案があったため、その部分は訂正したいと思う。また、その他の事項については、事務局の提案どおりとすることに異議はないか。

一同：異議なし。

委員長：異議なしと認める。よってこの件については、以上のとおり決定する。



(10) その他

委員長：その他事項について、事務局から何かあるか。

事務局：次回第3回目の検討委員会の開催について、都合をお聞きしたい。事務局案としては、12月26日か27日の午後7時から、この会場で委員会の開催を予定したい。もし委員の皆さんの判断がつけば、この場で決めてもらえればありがたい。

委員長：事務局から、次回の検討委員会の日時等の提案があったが、委員の皆さんいかがか。

委員：年末で事務局のほうは忙しいのでは。大丈夫か。

事務局：委員の皆さんの都合に合わせる。

委員長：意見を取りまとめた結果、次回第3回検討委員会は、12月27日水曜日午後7時から、この会場で開催することにさせていただく。その他、委員の皆さんから何かあるか。

委員：さきほど、庁舎を半分ずつ壊して半分ずつ引っ越しをしていくという案があったが、西側にある駐車場を利用することによって可能なかどうかということを一応検討していただきたい。そのようなことが技術的に可能かどうか。

事務局：無理じゃないことかもしれない。これについても設計の際の話になろうかと思うが、その際には検討したいと思う。

委員長：他に何かご意見等はあるか。ないようなので、以上で本日の議事を終了する。

4 閉会

### 第3回 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会 議事録

日 時：平成29年12月27日（水）午後7時00分～午後8時55分

場 所：鳴沢村保健センター

出席者：委員15人（欠席3人） 事務局2人

会議次第：

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 新庁舎整備の事業手法について
  - (2) 設計者、施工者の選定方法について
  - (3) 事業スケジュールについて
  - (4) 基本構想及び基本計画（案）について
  - (5) パブリックコメントについて
  - (6) その他
- 4 閉会

会議内容

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

(1～3) 新庁舎整備の事業手法について/設計者、施工者の選定方法について/事業スケジュールについて  
◆事務局より説明

質疑等内容

委員：設計者の選定方法はプロポーザルで、複数の業者を募集・指名等すると思うが、県内外を問わず何社ぐらいを予定しているのか。

事務局：今は、基本構想・基本計画の策定検討段階であるため、想定や予定はない。

委員：例えば3社だとして、1社採用されたら残り2社は採用されないが、設計料等は払うのか。

事務局：その点を条件として入れ込んで応募してもらう予定でいるので、支払う必要はないと考えている。

委員長：他に意見はあるか。

委員：2ページのメリットに、維持管理コストの削減が書いてあるのと書いてないのがある。事業方式により、コストがどれだけ違ってくるのか。

事務局：値は算出していないが、それぞれの方式を総合的に考慮してみると、透明性、客観性の確保や、村民や発注者の意見の反映をしやすく、設計、施工の各段階に応じた柔軟な対応などが可能であるため、これまで村でも多く採用している設計・施工分離発注方式を提案した。

委員：4ページの事業スケジュールだが、近い将来改元が行われる。平成表記は西暦表記に代えた方が良いのではないかと思う。

事務局：西暦表記へ変更する。

委員：2ページの設計・施工分離発注方式と、設計・施工一括発注方式は、設計の段階ならば、分離でも一括でも違いはないように思う。メリット・デメリットの違いが、理解しづらいが、一括の方が設計する会社と施工する会社と同じであるため、事業がスムーズに進むと思われる。

る。あえて分離する必要はないと思うが、補足説明をお願いしたい。

事務局：これまで村で施設をつくる場合は、設計と施工を分離している。メリットは、設計者が施工会社を常時監理監督でき、施工時の手抜き等があった場合にも見抜くことができたりする。設計と施工が同じ会社になると、悪く言えば、手抜き工事も可能となる。役場職員が見ていてもなかなか分からないため、専門的知識のある方が、工事を外部の目としてチェックした方が良いとも思っている。

委員：分離している方が、牽制できるということか。

事務局：そのとおりである。

委員：建築・建設関係において、村の職員で技術的に設計の理解ができる方はいるのか。

事務局：これまでも技術職、また、専門職としての職員採用は行っていないため、現状できない。

委員：設計と施工を分離すると、施工者を決める段階では、どんな方法をとるのか。

事務局：施工者の選定方法としては、競争入札方式や総合評価方式などがあるが、公平さを確保しつつ良質なモノを適正な価格で調達するためには、施工品質の確保や建設費用の縮減、施工者の技術力を活用できる手法を選定する必要がある。今後、新庁舎建設に伴い期待される地元経済への波及効果も考慮し、施工者の選定方法は設計段階で検討したい。

委員：決定された設計業者には、設計と現場の指導、監理監督までを委託するのか。

事務局：詳細は設計者の選定を行う際に詰めていくことになるが、設計から監理監督まで行ってもらうことを想定している。

委員：村内に一級建築士は何人いるのか。

事務局：村内の建築士がこのような大規模事業を行えるかどうかは不明であるが、私の知っている範囲では、自営で2～3人と思われる。

委員長：他に質問等はあるか。

委員長：ないようなので、以上3件については事務局案のとおり決定することに、異議はないか。

一同：異議なし

委員長：異議なしと認める。この件に関しては以上のとおり決定する。

#### (4) 基本構想及び基本計画（案）について

##### ◆事務局より説明

##### 質疑等内容

委員：第2章の現庁舎の現状と課題中「3 新庁舎の必要性」だが、防災拠点としての不安な庁舎ということが文章の9割近く記載されている。庁舎の狭あい化やバリアフリー及びユニバーサルデザインへの対応不足、設備の老朽化については、現庁舎の課題で触れてあるが、ここではそれほど触れられていないため、1行か、あるいは2行でも構わないので文章に追加するのはどうか。

事務局：承知した。

委員：12 ページに、「⑩文書の電子データ化を進めるとともに、適正な規模の文書収納スペースを確保します。」とある。村の文書管理規程によると、文書の分類区分、あるいは保存期間別に分離保存すると規定されているが、必ずしも規定に則った能率的な文書管理が必要かどうかという疑わしい気がするため、文書管理室という文言が必要ではないか。文書の電子データ化は必要であるが、文書の分類区分ごとプラス保存期間別の文書管理室という文言を入れたらどうか。

事務局：「文書収納スペースを確保します。」という文言で対応できていると思っている。また、書庫については、以下に「書庫はバックヤードへの適切な配置を行うものとし…」と書かれており、これが文書管理室にあたると思っている。

委員：文書を区分けし、1年、3年、5年、永年と置けるようなスペースが必要ではないかと思う。

事務局：「適正な規模の文書収納スペース」とは、日常的に事務室等で使用する収納スペースのことをいっている。今現在も収納スペースは足りておらず、仕方なく廊下等に収納庫を置いて対応している。文書の保存期間が定められている永年、10年、5年保存等の文書は、下の行に「書庫はバックヤードへの適切な配置を行う」とあるように、書庫での保管を行う。ここでのバックヤードとは、来庁者の動線に交わらない場所をいい、個人情報からみや重要な文書類は、来庁者が行き来できないバックヤードに書庫を設け、セキュリティに十分配慮したい。書庫は保存期間や分類で区分する予定であるが、ここでは方針として述べているものであるため、具体的なことは今後の設計段階で書庫の配置やラックの置き方など、保存方法が決定されるものだと考えている。

委員：会議室は、2階に設置すると高齢者は大変だと思う。期日前投票所もそうだが、そういった検討は。

事務局：11ページの基本方針Ⅲ、「④会議室は各階に配置することを基本とし、適正な配置を検討します。」とした。他の自治体では、期日前投票所を窓口付近のオープンフロアに設置するところもある。鳴沢村のように庁舎内の会議室を投票所に行っているところもある。これについても詳細は設計段階に詰めることになろうと思うが、当然配慮はしていかないとならないと考えている。

委員長：他に意見質疑等があるか。

委員長：ないようなので、基本構想及び基本計画（案）については、委員より提案があった新庁舎の必要性の文章に追加を行うこととし、それ以外の項目については事務局案のとおり決定することに異議はないか。

一同：異議なし

委員長：異議なしと認める。よって、この件については以上のとおり決定する。

#### (5) パブリックコメントについて

##### ◆事務局よりの説明

##### 質疑等内容

委員長：質疑等がないため、パブリックコメントに関しては事務局案のとおり決定することに異議はないか。

一同：異議なし

委員長：異議なしと認める。よって、この件に関しては以上のとおり決定する。

#### (6) その他

委員：3月にこの委員会で取りまとめた事項を村長へ報告する予定となっているが、当面のスケジュール、予定している報告書、提案書について説明していただきたい。

事務局：当面のスケジュールだが、先ほど決定して頂いたパブリックコメントを1月19日まで募り、取りまとめを事務局で行った後、委員会の報告書（案）の作成に入る。この報告書（案）の

協議をしていただく次回の検討委員会を、2月22日（木）19時からこの会議室でお願いしたいが、委員さんの都合はいかがか。次回の委員会で報告書（案）の決定を得たら、正副委員長から村長に直に手渡しで報告書の提出をしていただきたい。なお、報告書の様式等は、今回協議していただいた（案）とほぼ同様なものを予定している。

委員：第4回目の検討委員会で最終となるのか。

事務局：そのような予定でいる。

委員長：第4回検討委員会の日程は2月22日でよいか。

一同：異議なし

委員長：それでは、第4回検討委員会は2月22日（木）19時からの開催となるため、よろしくお願ひしたい。

委員：2月22日に、正副委員長から村長に報告書を渡すのか。

事務局：22日は（案）を審議していただく。なお、その際に修正箇所があれば事務局で修正をし、修正したものは委員会を代表して正副委員長に最終確認をしていただきたい。村長への報告は、3月を予定している。

委員長：他に意見はないか。

委員：検討委員会の資料は、もう少し早くいただくことはできないか。

事務局：承知した。

委員長：今年の9月6日に第1回、11月29日に第2回、12月27日に第3回の検討委員会を開催し、委員さんには多くの案件を慎重に審議していただいた。本日、第3回目の検討委員会も、皆さんの温かい力添えで終わることができた。改めて、感謝を申し上げる。今年の寒さは非常に厳しく、今日の気候も1月中旬と厳しい寒さであるため、身体に気をつけていただきたい。来たる平成30年が委員の皆さんにとって、輝かしく素晴らしい年であることを祈り、お礼の言葉とさせていただきます。事務局におかれても、会議の円滑な運営や会議資料の取りまとめ等、非常にスムーズに検討委員会を運営することができた。以上で、本日の議事を終了とする。

#### 4 閉会

## 第4回 鳴沢村役場庁舎整備検討委員会 議事録

日 時：平成30年2月22日（木）午後7時00分～午後8時30分  
場 所：鳴沢村保健センター  
出席者：委員17人（欠席1人） 事務局2人

会議次第：

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事  
（1）パブリックコメントの結果について  
（2）庁舎整備検討委員会検討結果報告書（案）について  
（3）その他
- 4 閉会

会議内容

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

（1～2）パブリックコメントの結果について/庁舎整備検討委員会検討結果報告書（案）について  
◆事務局より説明

質疑等内容

委員長：パブリックコメント⑧に、建設事業費の村民負担に関する意見があるが、自主財源を活用する場合に村民負担はあるのか、それとも村民負担はないのか。

事務局：財源を賄うために行う借金などの新たな村民負担ということで解釈したが、村の考え方としては、公共施設建設基金が平成28年度末で約7億1千万円、財政調整基金が平成28年度末で約17億2600万円あることから、財源はあくまでこれらの基金を活用していくことを想定している。いただいたこの意見を踏まえ、報告書へは積み立てられている基金の状況が分かる資料を掲載したいと考えている。

委員：パブリックコメント⑩の村の考え方に「平成47年度までに公共施設総量（延床面積）を8%縮減することを目指し、公共施設の集約、廃止、複合化を進めるため、全庁的な観点から公共施設再編を進める。」と表記してあるが、庁舎建設との関連性はあるのか。

事務局：「行政庁舎だけでなくこれらの施設の課題を含めて、村の公共施設の全体的なあり方を整理した結果と併せ…」とのコメントに対する回答となる。村には、庁舎以外にも多くの公共建築物がある。また、公共施設は建物のみならず、村道等も含み、造られたものに対しては維持管理を行うための経費が発生する。村では、平成28年度に公共施設管理計画を策定し、施設の再編を進める必要があるとされたため、それを踏まえての回答である。

委員：資料編の、5パブリックコメント、⑥結果で、「3人、1団体より10項目に対する多数意見」とある。表記が分かりづらいと思うが。

事務局：確かに分かりづらいと思うため、表記を修正させていただきたい。

委員：パブリックコメント⑩の村の考え方の「公共施設総量（延床面積）を8%縮減する」ことに関して、委員会で取りまとめた庁舎規模は現庁舎より面積が広いが、村の公共施設の面積全体の何%位の増加になるのか。

事務局：手元に資料がないため、はっきりした数字を把握していないが、それほど大きな増加にはならないものだと思っている。

委員：私に関わった団体では、設計者と施工をする業者が同じで行われていたが、専門知識のある方が確認をすると、設計の内容と施工されている状況が異なっていた。設計と施工が同じ会社であるため、悪く言えば手抜き工事も可能となる。設計と施工を同じ会社で行い、問題となる事態が私の経験からあったので、この検討委員会で議論した内容を踏まえて、庁舎を建設するにあたり、村民に誇れるような庁舎にしていきたい。

事務局：今回の報告書(案)では、設計と施工とを分離して発注することとしてあるので、設計の内容と施工されている状況が異なるということは十分避けられると考えている。

委員：第3者が入りチェックすることは大変良いことだと思う。

委員：報告書(案)の事業スケジュールで、期間を表す矢印が仮庁舎移転の終了時期から供用開始の始まる時期まで少し間が空いている。また、同様に新庁舎建設工事の終了時期より仮庁舎移転の終了期間が短くなっているが。

事務局：期間を表す矢印の位置は、微調整をさせていただきたい。

事務局：資料編で、アンケートの集計方法を一部変更させてもらった。これにより、回答者の設間に対する選択割合の%数値が以前の資料と異なっているが、ご了解をいただきたい。なお、回答者の選択順位などは変更ない。

委員長：アンケートの集計方法と、数値の変更の件についてはご了承いただきたい。

一同：異議なし。

委員：パブリックコメント⑩の意見を出された方は、公共施設管理計画との関連を踏まえているのかどうかを知りたいのではないかと。「子育て支援機能や村民サービス機能、観光機能などについては、公共施設管理計画の理念などと整合性をとりながら、今後の設計段階で詳細を検討してまいります。」とすれば、全体の中での矛盾がなくなるのではないかと。

委員：コメントには「行政庁舎だけでなく、これらの施設の課題を含めて」と書かれているため、全体を考えながら庁舎も考えてほしいという意見だと思う。これまでの委員会での議論を踏まえ、例えばそれに対する回答としては、「どこかに集約する、施設の集約化を図るという考え方はございません。」と答えるのが良いと思うが。

事務局：この提案の中には、4つの意見が含まれていると捉えた。1点目は、村の公共施設の全体的なあり方を整理した結果を考慮してほしいこと。2点目は、総合計画等の上位計画や関連する計画等にも基づいてほしいこと。3点目は、アンケート結果を踏まえ、子育て支援機能、村民サービス機能、観光機能についても、事業費と効果を踏まえ検討してほしいこと。4点目は、以上を踏まえて必要面積を検討して欲しいこと。これらについての回答とした。内容的に不十分な点もあったと思うので、委員さんから提案いただいたことを追加する方向で検討させていただきたい。

委員：道の駅周辺に建設し、駐車場や敷地を広くとるという意見は、アイデアとしては良いと思う。委員会では現庁舎周辺での建て替えと取りまとめたが、道の駅周辺につくった方が良いという意見は、道の駅周辺にはグラウンドや土地もあるため、集約して計画をしたらどうかという意見ではないかと思う。ここでは、「そのような考え方もあるが、村の中心である現庁舎周辺に建て替えると意見集約した。」という答え方でもありなのではないかと思う。

委員長：パブリックコメント⑩については、先ほどの委員の提案を取り入れるよう事務局で検討し、修正を行うということではいかがか。

一同：異議なし。

委員長：異議なしと認める。他にご意見はないか。意見がないので、それ以外の項目については、事務局案のとおりとすることに異議はないか。

一同：異議なし

委員長：異議なしと認める。よってこの件は、以上のとおりに決定する。

### (3) その他

事務局：本日の会議で提案された委員各位の意見を基に、報告書の修正は事務局で行わせていただきたいことと、報告書の最終的な取りまとめと、修正事項の確認作業は正副委員長に一任していただきたいこと。また、村長への報告書の提出は後日、正副委員長から文書にて直接手渡すことにさせていただきたいが、皆さんいかがか。

委員長：事務局から、報告書の最終的な取りまとめ及び確認方法と、報告書の提出方法の提案があったが、異議はないか。

一同：異議なし。

委員長：異議なしと認める。それでは、報告書については私と副委員長で村長へ提出すること、また、報告書の最終的な取りまとめ及び確認方法については、私と副委員長にご一任いただくとうことでよろしく願いたい。

委員長：その他に、委員の皆さんから何かあるか。ないようなので、この件は以上とする。

委員長：以上で議事を終了する。委員の皆さんのご協力により、重要事項の審議を滞りなく終了することができた。厚く感謝を申し上げます。

事務局：委員の皆さんより献身的なご意見、ご提案をいただき、また、長期間にわたり慎重審議を行っていただき、報告書のとりまとめに至ったことに、改めて感謝を申し上げます。本委員会は、委員会設置要綱の規定により、委員の任期は村長への報告書の提出をもって満了となることを改めてお知らせさせていただく。なお、村長へ提出された報告書の写しは、後日会議録とともに全委員へ送付したいと思っているので、予めご了承ください。

## 4 閉会



### 3 職員アンケート

#### (1) 調査概要

##### ① 調査の目的

本調査は、調査期間に庁舎に勤務している職員を対象として、現庁舎の執務環境等の状況を把握するとともに、庁舎で働く職員の視点から現在の庁舎の抱える課題や庁舎のあり方について整理し、今後の庁舎のあり方を検討していく際の参考資料とするため、別添アンケートを実施した。

##### ② 調査期間

平成 28 年 11 月 22 日～平成 28 年 12 月 2 日（11 日間）

##### ③ 調査対象者

上記調査期間に庁舎に勤務している職員（嘱託職員含）を対象とした。

##### ④ 調査方法

調査は無記名で、調査期間の状況で回答された。

アンケート票は、メールにて配付及び回収した。

##### ⑤ 回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回収	有効回収率
40 人	40 人	100.0%	40 人	100.0%

#### (2) 調査結果（単純集計）

##### ① 性別

男性	30 人 (75.0%)	女性	10 人 (25.0%)
----	--------------	----	--------------

##### ② 年齢

20 代	9 人 (22.5%)	50 代	7 人 (17.5%)
30 代	9 人 (22.5%)	60 代	1 人 (2.5%)
40 代	14 人 (35.0%)		

##### ③ 執務空間の広さについて

狭い	22 人 (55.0%)	ちょうどよい	4 人 (10.0%)
やや狭い	14 人 (35.0%)	十分	0 人 (0.0%)

##### ④ 会議室の数や打ち合わせスペースについて

不足	23 人 (57.5%)	ちょうどよい	4 人 (10.0%)
やや不足	13 人 (32.5%)	十分	0 人 (0.0%)

⑤ 書類、物品の収納スペースについて

不足	22人 (55.0%)	ちょうどよい	4人 (10.0%)
やや不足	13人 (32.5%)	十分	1人 (2.5%)

⑥ 現在の窓口における来庁者のプライバシー確保について

確保されていない	39人 (97.5%)
十分確保されている	1人 (2.5%)

⑦ 来庁者のプライバシーが確保されていない理由（複数回答可）

隣の席の会話が聞こえる	26人 (65.0%)
カウンターの仕切りがない	21人 (52.5%)
他人の書類が見える	19人 (47.5%)
待合席が近い	19人 (47.5%)
その他	7人 (17.5%)

⑧ 庁舎を建て替える場合や改修する場合、優先度の高い項目（〇は4つまで）

災害拠点	37人 (92.5%)
窓口での手続きが楽	18人 (45.0%)
十分な駐車・駐輪場	18人 (45.0%)
ユニバーサルデザイン	16人 (40.0%)
低コスト	15人 (37.5%)
職員へ気軽に相談できる	15人 (37.5%)
環境に配慮	10人 (25.0%)
その他	10人 (25.0%)
景観に配慮した庁舎	4人 (10.0%)
村のシンボル	3人 (7.5%)

⑨ その他、庁舎の施設や設備に関する問題点、事務能率向上のための意見（自由意見：後述）

⑩ これまでの設問及び「庁舎の現状と問題点について」の資料を踏まえ、あなたが考える今後の庁舎の方向性とその理由

庁舎を建て替える	34人 (85.0%)
未回答	3人 (7.5%)
庁舎を改修して対応する	2人 (5.0%)
建て替えも改修も行わない	1人 (2.5%)

### (3) 調査結果（自由意見）

#### ④ 会議室の数や打ち合わせスペースの不足に対する意見

- 整理整頓を心がけていれば、スペースを上手く利用できると思いますが、現状を見る限り執務空間、打ち合わせスペースは不足していると思います。会議室、打ち合わせスペースについては、応接室ぐらいの広さで良いので各課1部屋欲しいところですが、あと2部屋ぐらいあれば良いかと思います。
- 会議の重複により、会議室や議員控室などが使用できず、保健センター2階や和室などを使用したことが何度かありました。同様に応接室も、使用が重複し、資源ごみ収集ボックスの横のテーブルでの対応等が複数回あります。会議のタイミングによるため、使用されない期間も多いのでそれほど増やせないと思いますが、できれば会議室を1室、応接(打合せ)室を1室、現状より多く設置できると利便性が高まると思います。
- 2F会議室や応接室が既に使用されている場合は、議員控室や保健センターの和室、1Fの休憩室などを使用する場所があるが、どの場所も本来打合せを行うべきスペースではないと感じるため、あと1部屋か2部屋、打合せスペースが増えると便利だと思う。
- 来庁者との緊急対応・打合わせ、課長への相談(他の職員には聞かれたくない内容)等の時に、基本応接室しかないため、あと1部屋は必要と感じる。
- 現状、応接室を使用したい時に他の業務で予約が埋まっていることが多いので、休憩室や会議室を使用することがあった。業者相手ならともかく、住民が来庁し、プライバシーに関わる内容の場合、相談場所が無くて困ることがあると思う。あと2部屋ぐらいは欲しい。
- 現在使用している会議室1、応接室1程度は追加で用意されていても良いと感じる。課内や来庁者など様々な打合せに利用する事が出来る。
- 現在の利用状況等を考慮すれば、会議室はもう1部屋、応接室はあと2部屋程必要だと思う。
- 大会議室1、小会議室3くらいあることが望ましい。
- 打ち合わせスペースとして、応接室、会議室、勝手口スペースがあるが、会議室は選挙、監査、議会等で長期間使用することが多く、勝手口スペースはあまり打ち合わせに適した場所ではないことから応接室が実質打ち合わせで使用出来るスペースとなっているが、この1箇所のみでは不都合が生じており、最低でももう1箇所は確保してほしい。
- 各課1区画(パーティションで仕切られている空間)程度の打ち合わせ、対応スペースの確保が必要。
- 応接室を、現状より少し広いスペースで、最低あと2部屋。(計3部屋)
- 応接室と同規模のものが1階に最低3室ほしい。
- 会議室と現在使用している応接室は、最低でも各2室、応接室はもう少し広い方が良くと思う。
- あと1箇所くらいあるといいかと思います。
- 「部屋」でなくても良いが、各課で1つくらいは打ち合わせができるスペースが必要。
- 現在の応接室より少し大きいくらいの部屋がもう1つは欲しい。
- 期日前投票で車椅子や脚の悪い住民が来庁しますが、現在の期日前投票会場は東棟2階の会議室であり、階段を上がる必要があります。車椅子の場合、補助員が数名必要であり、住民・職員両方に多くの負担がかかるため、階段を上がる必要の無い1階に期日前投票の出来る会議室があると非常に助かります。
- 虐待の会議や個人情報に関わるような打ち合わせは突発的にある。その都度、応接室で会議することがあるが、関わる職種が多い場合が多く、スペースが狭い。保健センターで打ち合わせなども行っているが、すぐに必要な資料を取りに行くことができなかつたり、パソコンからの情報が見れなかつたりするため、庁舎内にそのスペースがあればと思っている。個人情報の話を保健師同士で話す時、宿直室などで話す機会も多い。また、相談も多く、住民のプライバシーを守るために、応接室へ案内することがあるが空いていない時も多く、できれば庁舎内に「相談室」があれば、住民のためにも良いと思っている。
- 来客者のプライバシーを保護したスペースが各窓口の一つ以上必要と感じます。
- 打ち合わせスペースについては応接室が1つだけであるが複数必要である。また、プライバシーに配慮した相談スペースも必要であるため、小規模でかまわないので相談室も必要である。

- ・どの程度かは判断するのは難しいが、執務空間については、書類等を置くスペースがなく、また、事務の机周辺についてもパソコンやプリンターなどで事務するスペースが狭くなっている。また、課間の間や通路等も狭く、新たな機器導入する場合などさらにスペースがなくなるなどしており、電算室等も作業スペースがない状況である。これにより、機器等の置き場の確保と、職員が快適に仕事を出来る環境スペースの確保分が不足していると思われる。会議室・打ち合わせスペースについては、実質会議室と応接室しかなく、会議室については、選挙時等長期間使用出来なくなるなど不便であり、応接室については狭すぎる。また、利用したいときには埋まっている状況であり、急な打合せ等にも対応出来ない状況であり、これら等を解消する室数が不足していると思われる。
- ・6名程度が打合せできるスペースが応接室1箇所しかない。また、来庁舎のプライベートに配慮したスペースも少ない。
- ・予約したいときに予約できないことがたびたびある。
- ・会議が重なると部屋の確保ができない。
- ・現状、応接室と会議室しか打合せをするスペースがなく、休憩室のテーブルを使って行っていることもある。休憩室は仕切りもなく、職員が誰でも通る場所であり打合せスペースとして不適切。また、ゴミ箱の目の前というのもよくない。
- ・選挙があれば相当な期間を会議室が利用できない。その間、応接室はいっぱい。勝手口のスペースは狭く職員の出入りも多い。また、突発的に起こりうる住民等からの苦情に対応するため、話ができるようなスペースはなく、不足していると認識している。
- ・応接室があっても案内版もないので来庁者及び業者からしても場所がわからず、部屋数も少ない。打合せ室が無いので担当者の机で打合せを行っていることもしばしばある。来庁者からすれば、担当者の机で打ち合わせしていると打合せ中の業者をみて役場の職員と勘違いしてしまう恐れもある。
- ・対障がい者の場合、聞かれたくない相談内容が多いので打合せ室を予約したいが既に予約があり、やむを得ず外で話すことがある。また、毎月障がい者の会議を持ち回りで各市町村の施設で行っているが、鳴沢村だけバリアフリー対応の広い会議室がなく(20人程度)、他市町村の打合せ室を借りている。
- ・執務空間について、通常業務で使用する各種書類の保管スペースが足りない。また、限られたスペースで様々なOA機器等を配置しているため、配線等が整理されておらず管理が困難であったり、電源コードは複数の分岐配線を行っているが清掃が困難な場所などに配置されているため出火の恐れがある。
- ・会議室・打合せスペースについて、現状で庁舎内打合せスペースとして使用できる場所としては、応接室・会議室・議員控室・議長室・給湯室を使用しているが、議会開会中には使用できない場所も多く打合せスペースの確保が困難である。また、応接室については図面や資料等を広げての打合せには適さない。給湯室を使用して、打合せを行っていることも見かけるが、他の職員や一般の住民も通ることもあるため打合せスペースとしては適さない。
- ・短時間の打ち合わせに使える部屋が少ない。
- ・打合せ等で使用したい時に埋まってしまっていることがある。
- ・簡単に利用できる場所が応接室しかない。また広いスペースが会議室しかないため、選挙期間中や急遽の打ち合わせに対応できていない。不足していることは分かるが、どの程度の不足かは、総務課で全庁対象に調査しなければ分からないのでは。
- ・打合せ、お客との協議するスペースが不足している。特にプライベートな問題は、情報が外部に漏れない部屋が必要。
- ・職員数の増加、OA化に伴う機材の増加等により、執務空間の狭あい化が進んでいる。同時に、会議室、打合せスペースなどが大幅に不足している。
- ・個別に相談する箇所が不足している。
- ・課内や業者との打ち合わせの際に、すでに打ち合わせる場所が無く、給湯室で行なったりしていることが見受けられる為。
- ・数はちょうどいいと思いますが、応接室の使用が一番多いので、もう少しスペースを広くして欲しい。

## ⑤ 書類、物品の収納スペースの不足に対する意見

- 日頃から整理整頓、毎年の書類廃棄をしていれば、書類の増加は抑えられるが、それでも保存書類は増加し、また過去に無かった業務も増えているため、不足している。現状の保存場所として、2階書庫、村長室裏書庫、事務室内棚へ分散して保管しているが、最低現状の1.5倍位は欲しい。
- 書類の整理、保存方法をPDF処理し、紙ベースの保存を減らしているが、どうしても紙ベースで残さなければならない事案もあるため各階に1部屋程度の保管スペースが必要。
- 整理することももちろん必要であるが、スペース的に可能であれば机回りに出さずに収納できるよう、各係1個の収納棚があっても良いと思う。
- 現状では、収納スペースが限られており、カウンター、机の上に書類を置いている職員が多くいると思われるので、機密文書の処分もあるが、最低でも今の倍位は必要だと思う。
- 現状の書庫・倉庫が既に満載状態であり、今後も書類は増加していきますので、整理すればいくらか確保できそうですが、今の倍くらい保管場所があると良いかと思います。
- 課ごとに最低限スペースを設けるようにしたい。
- ラック内に収まりきらずラックの上などに置かなければならない分については収納スペースの確保が必要。
- 書庫倉庫などは無理やり押し込んでいような箇所が多いので、それがきれいに収まるくらいのスペースが欲しいです。
- 棚2段分程度。
- 引き出し4つ分ほど。
- 全体的にもう少し整理を実施することで空きスペースは確保できると想定されるが、現状棚以外の場所に積み上げられている書類や段ボールがあるため、実質的に不足していると思われる。
- 実際不足しているのか、ただ単に収納していないのか判らないが、退庁時に机の上に書類が積まれている様子が見受けられる。
- 保存管理等しっかり行っていればスペースは空くと思いますが、現状を考えると不足していると思います。村長室の裏にある倉庫、2階書庫等バラバラでするので課ごとにまとめて保存しておけば異動の際にも分かりやすいと思います。
- 鳴沢村文書取扱規程に準じた文書保存がなされていないため、既に廃棄すべき書類も多々あると思われるが、それを考慮に入れてもスペースが狭いと思う。
- 現在は東棟2階の書庫と庁舎北側の書庫があるが、絶対的なスペースが確保できていない。また、庁舎北側の書庫は埃だらけで不衛生であり、温度変化が激しく書庫としての機能にかけている。
- 書類、物品の収納スペースも事務室から離れた場所や別棟にあり、また、収納スペースも非常に不足しており、事務の効率の低下を招いている。
- 2階書庫は棚にものが収まりきらず床に積んでいる状態で、棚の上にも山積みになっている。それでも収まらないものは勤労青年センターに運んでおり、書類をみたくなくなったときにすぐにもれず不便。
- ある程度不要書類の廃棄は行っているが、書庫の使用もスペースが無く、課内でもスペースの取り合いになっているのが現状である。
- 2階書庫についてですが、現時点で書類が保管容量いっぱいとなっている。水道工事資料や開発関係資料等の永年保存が必要な書類が今後も増えてくることが見込まれるため、保管スペースは不足していくと思われる。土木工事資料については、役場書庫には収まらないため勤労センターに保管している。
- 事務室内、書庫に思うように書類を保管、保存できていない。
- 書類の収納が曖昧なため過去の資料を確認する際に時間と手間がかかる。
- 収納スペースがまばらになっており整理整頓ができていない。
- 事務の書類を置く場所が不足している。
- 書庫の状況を見る限り棚に収まりきらない状況ではないか。永年保存等の書類もあり、少なくなることは考えられない。
- 永久保存の書類の保管スペースが無い。また、5年程度の期間にすぐ書類を出せるような書類を保

管する場所が少ない。

- 庁舎が建設された当時より確実に書類は増えている。それを当時のままのスペースでは管理しきれない。
- 建て替え、改修した場合、さらに広い書庫が必要。
- 非常に不足している。
- どの程度か判断するのは難しいが、現状に目一杯であるため、これを解消し、今後の必要見込み等を含めたスペース。
- 書庫については、書類等が通路にも置かれほぼ飽和状態かと思えます。
- 電算室、書庫等の収納スペースに納まりきらず、各自の机や通路に書類等を置き、通る際に不都合である為。
- 2F書庫の棚を見ても分かる通り、書類についての空きスペースは不足していると感じる。収納スペースの拡充(倉庫の増築等)に係る費用と比較をした上で、書類のスキャニングサービスを委託することで、既存の収納スペースの中に空きスペースを確保することも、効果的だと思う。
- 置くスペースがないことから書類をため込んでいる職員がいると思われるため、具体的には不明。PDFでの文書管理(電子決済等含む)になっていけば今後は紙書類が少なくなるか。

#### ⑦ 来庁者のプライバシーが確保されていないことに対する意見

- 極秘性の高い会話を、カウンターでしなければならない場合がある。応接すべきな相談も応接室が空いていない場合がある。
- 本来、別の個室などで相談を受けなければならないような内容でも、応対場所がないためカウンターで話しをしなければならないことが問題となっているように思う。
- 来客者から机が丸見えであり、プライバシーを守れる環境ではない。
- カウンターでの会話が、他の職員や他の来客に聞こえる。
- 同級生からの苦情になるが、窓口と職員の机の距離が近いので、書類の管理が大丈夫かと聞かれることがある。人にもよりますが、担当者の机の上に書類がかなりの量が積み重なっている状況で書類の整理ができていないのではないかという住民からの不安な意見をいただいたことがある。
- 来庁者のプライバシーを守るためには、大月税務署の相談者ボックスのように外部と遮断したスペースが必要。ただし、事務室と離れた場所ではなく、職員から誰が来庁したか確認できる位置に設置する。
- 十分確保されているとまでは言えないと思うが、来庁者の人数は限られているため現状でも特に問題は感じない。

#### ⑧ 庁舎を建て替える場合や改修する場合、優先度の高いものに対する意見

- 村民が利用しやすい施設。(例:1階に選挙時の期日前・不在者投票所として利用可能な部屋をバリアフリーにする。)
- バリアフリー。高齢者は階段で二階に上がることが大変です。
- 期日前投票や窓口カウンターなど障がい者に考慮した環境。
- 案内表示や各部署の配置・導線などを工夫し、利用者が目的の部署へ行きやすいように配慮する。
- 住民への配慮ももちろんだが、そこで働く職員の利便性にかなった環境整備。
- 職員の事務のやりやすさなどの環境整備等。
- 基金が少ない。
- 住民の意識。
- 住民が役場に集い、一緒に施策等を考えることができる空間づくり。
- 住民の意見についての収集と対応。

## ⑨ その他、庁舎の施設や設備に関する問題点、事務能率向上のための意見等（自由記入）

- ・ 災害発生時に行政機能を維持し、災害対策本部としての機能が発揮できるようにすることと併せ、ライフライン、情報管理を強化された庁舎とすることも十分検討すべき。
- ・ 大型車が通過すると、庁舎が揺れる。
- ・ 大きな車が通るだけで地震かと思うほど揺れるような状態で本当に耐震性があるのか疑問。
- ・ 外壁もヒビが入っているところが多く、地震で簡単に崩れ落ちてしまうと思う。
- ・ 2階へ車椅子で行けないなど、バリアフリー化がなされていない。
- ・ 新庁舎建設の際には車椅子利用者や足の不自由な人も利用しやすいようバリアフリーに配慮した設計としていただきたい。
- ・ 2階への移動が困難。（障がい者、高齢者）
- ・ 車椅子の人に対応できない庁舎は困る。
- ・ 問8で答えたが、村民の入りやすい、利用しやすい施設。（バリアフリーなど利用者の動線を考えることは当然だが、気軽に入りやすい雰囲気のある施設）
- ・ よく窓口で言われること：「バリアフリー対応されていない（2Fに行きにくい、行かない）」「プライバシーの保護」「駐車場が少ない、停めにくく、出しにくい」「課の案内がわかりにくい」「（節電もあり）雰囲気暗い」
- ・ 福祉面で、足腰が弱いお年寄りが座って記入等ができる配慮、階段を使わずに2階にいける（特に選挙）、ワンストップで終わるような課の配列。
- ・ エレベーターが必要。
- ・ 窓口来庁の際の住民サービスの向上。（高齢者や障がい者にはイスにかけて手続きができるようにするなど）
- ・ 会議室で期日前投票を実施していますが、2階に上がるのが困難な高齢者や障がい者の方も増えています。7月参院選では、そういった方からの要望に応じて応接室に異動して投票を実施しましたが、狭かったり、その間は会議室での対応ができなかったりで不都合もありました。1階で終日期日前投票ができるスペースがほしいです。
- ・ 母子手帳交付する時は妊娠初期の段階。つわりがある時に母達はもらいに来る。母子手帳交付時には、妊婦全員に問診と相談を行っているが、立ったままで問診・相談を約40分程度行うことがある。出来れば、椅子に腰かけてゆっくりと時間をかけて話しを聞きたいが難しい状況であるため、立ったままで行っている。本当につわりの酷い人は、椅子に腰かけてもらい、保健師がその場まで行って話しをするが、他の来所者もいるため、椅子での長い話も無理な状況である。
- ・ 村の利点である課間での情報共有による住民への対応。（たらい回しにせず職員が移動する環境の維持）
- ・ 役場に入りにくいとの住民からの意見を聞いたとがあります。職場就労環境を改善して住民が訪れやすい雰囲気をつくっていただければ良いと思います。
- ・ 「役場は入りづらい」との村民からのご意見を昔からよく耳にします。その要因のひとつとして、事務室のつくりも影響しているのかもしれない。リニューアルする場合はその点も考慮する必要があるかと思えます。（富士吉田市のような、通路の両サイドに事務室が広がっていて囲まれている感じや、県庁等のような、扉をひらくと事務室の真ん中で「入っちゃっていいのかな？」「誰に声をかければいいのかわからない」というようなつくりも、個人的に非常に入りづらい雰囲気であると感じます。）
- ・ 住民から役場は静かすぎて入りにくいとよく言われます。
- ・ 休憩室が2階に上がる階段の近くにあるため人目につきやすい。また、職員の笑い声が窓口まで聞こえてくるので住民からしたらあまり良いイメージはないと考えられます。
- ・ 来庁者にわかりやすい施設案内表示。
- ・ 表示関係で、上を見上げなければわからないような表示看板でなく、自然に目に入るような表示看板。
- ・ 住民票や印鑑証明及び戸籍の発行が住民からすれば多いと思うが看板が目につかないの住民課ではなく他課にきてしまうため視覚的に分かるような配慮が必要だと考えられます。
- ・ 国保税や水道料、交通災害共済のお金を支払うときに住民の方が各課の窓口に来られることが多いです。出納室にもっとわかりやすく看板もしくは張り紙の掲示が必要だと考えられます。

- ・カウンターがL型のため、住民課とそれ以外に用事がある人は移動距離が長く、申し訳なく感じるときがあります。
- ・個人情報の保護やセキュリティに配慮し、職員が効率的・効果的に円滑な業務を遂行できるような執務環境の整備が必要。
- ・現状の庁舎では、構造上来庁者から執務空間内が容易に覗けてしまう。プライバシー保護やマイナンバー使用業務の拡大を見込み、個人情報保護の観点から改善が必要だと思われる。また、郵便物や決裁文書等の書類が来庁者の手の届く位置に配置されているため、防犯上も改善が必要だと思われる。
- ・トイレの場所について、待合場所からドアを開けていかなければならない。住民の方が使うのにキャビネットや電算室の所を通るので、個人情報が入った書類などもあるので検討が必要だと思います。
- ・来庁者のプライバシー保護のため静かな音楽を流してはどうか。
- ・介護保険申請書時、家族が要介護状態になったときに、申請に来るが、その際に役場内である人が来た、なんだろう等という目があり、なかなか窓口に来れない住民がいるため、訪問に行くこともある。そういった環境もなくし、相談しやすい環境にして頂きたい。
- ・来客用駐車場が狭い。(また職員駐車場は、小学校行事臨時駐車場との効用も考慮すべき)
- ・適正な執務空間が確保されていない上に高齢者や障がいのある方に配慮された構造となっていない。駐車場も狭く来庁者は非常に不便を感じていると思う。
- ・駐車場が狭い。
- ・公用車が駐車しにくい。
- ・出張時の公用車不足。
- ・応接室が狭く、数も不足。(上記設問回答のとおり)
- ・応急物資等の適正な保管場所は必要。
- ・災害対策本部となる本庁舎には、防災関係の通信機器の設置等から考えて村長室となっているが、村長室では机・イスが応接用であるため、会議に適した状況ではない。また、管内図やホワイトボード、各種資料を設置するスペースがない。
- ・書類保管場所の不足、場所が分散している。(上記設問回答のとおり)
- ・事務量が増えているが、収納スペースがどの課も少ないと感じます。
- ・休憩室があまり活用されていなく、物置き場になっている。
- ・カウンターの出入り口の分割が必要。
- ・廊下を含めた通路が狭い。
- ・廊下は広いほうが良いです。電算機器の搬出等で現在の廊下では、狭く通れない箇所があります。また、機器の搬出時通過は出来ても、他の方とのすれ違いが出来ない事もあります。電算機器の搬出は日中行われる行われることが多く、業務の支障が出るおそれがありますので、廊下は広くしていただきたいと思います。
- ・トイレはおむつ交換シートが必要だと思います。
- ・トイレは清掃がしやすい仕様にしていただきたい。
- ・宿直室の環境が悪い。
- ・宿直室は窓があるなど衛生に配慮した部屋にしていただきたい。
- ・宿直室に窓がなく、一晩とはいえ息がつまる。
- ・宿直室が狭い。
- ・宿直の外部委託及び宿直室の改善。
- ・電話機を1人1台必要。
- ・議場のつくりが古く、空調設備もないため、リニューアルしてほしいとの要望があります。
- ・事務室が狭い課がある。
- ・電算室が少し狭い。
- ・電算室は2階へ配置をお願いします。電算室は、業務のほぼ全てのデータを管理するサーバが設



置されており、災害時に迅速な対応をするためには、電算室内のデータの保護が重要です。地下に設置している庁舎もあるようですが、大雨等の水害の場合は、地下では進水等の問題があり不安です。1階では地震等で万が一庁舎が倒壊した場合、電算室内のサーバの破損し、迅速な対応が出来ないおそれがありますので、1階に設置するのも万が一を考えると、避けた方が良いと思います。以上のことから、電算室は2階に配置をお願いします。なお、庁舎の階数を3階以上で検討していたら、最上階へ電算室を配置していただくようお願いします。

- 事務効率面で、ケーブル等の機器接続配線をもっとシンプルにしていきたいです。
- 蛸足配線が多く、また机の裏等にあるため、火災の危険性がある。現状の案内看板が見にくい。書類棚が少ない。前回の地震においてクラックが発生しており、数値上の耐震性が信用できない。各課が近いので、課の極秘事項の会話が筒抜けになる。宿直室に窓が無く環境が悪い。
- 印刷室が欲しいです。現在、電算室内に印刷機が設置されていますが、今後セキュリティ強靱化の関係で電算室に静脈認証の電子錠を設置しますので、今のままでは、印刷物を取りに行くたびに静脈認証を行わなければならない、手間となります。また、印刷物の用紙やインク等の消耗品で電算室が圧迫されてしまい、電算機器を置くスペースが少なくなってしまうため、印刷機を設置するための部屋を希望します。
- 窓に網戸がないのは現代の建物としておかしい。
- 住民課カウンターにチラシが山積みされていて、その近くでマイナンバーの発行作業を行うのもいかなものかと思う。カウンターの下に張りっぱなしにされているポスターも見えにくい。
- カウンター窓口にリーフレットがありすぎて、書類を書くスペースが無い。特に企画課がひどく、書類を記入する場面では税務課の窓口で記入をしている現状である。
- 観葉植物を飾るのはいいことだが、枯れてシナシナになっているものをいつまでも飾っておくのは見えない方がいい。
- 観葉植物がかなり配置されているが、ソファ横の荷物を置くための小机に植物や、リーフレットが置いてありカバンを置くスペースがつぶされており来庁者に優しくないと思われる。
- 喫煙所について、保健師の公用車の後ろで吸うことを辞めて頂きたい。住民からも、「保健師さんは役場の人の喫煙は止めないのですね。」なんて言われたこともある。出来れば、違うところに作って頂きたい。
- 業務に対する全体の人員配置の見直しをお願いします。採用数を増やして欲しい。
- 事務効率向上のためにYsk e-comに依頼をして、新入職員や希望者に対してExcelやWordの基礎的な内容の講義をしてもらうのも良いことだと思います。例:差し込み印刷機能
- 書類、机周辺等の管理について、職員の意識がまちまちであるように感じる(文書等をファイルに綴じないで机の上に積上げている、書庫が整理されていない等)。身の回りをしっかり整頓すれば、事務効率の向上につながると思います。
- 冷房の活用。
- 自分の机を離れて複数の職員と打ち合わせをする際に、自由にパソコン等を移動でき作業ができる環境があると良いと思います。
- 職員同士の意思の疎通など、気軽に話ができる場所が必要と感じます。
- 保健センターは、庁舎建て替えとの関係をどうするか検討が必要。
- 社会福祉協議会も一緒に庁舎に入ると良い。
- 地域のシンボルとなる施設になると思うので、鳴沢村の風土、特色を表現する施設。(例:観光客の目印になるような施設)
- 庁舎建設の是非について、全国的に選挙の争点となる事例が多いことから慎重な取り組みが必要と思う。また、検討委員会や有識者会議などの結果の住民周知が必要だと思う。
- 建て替えの場合、今後示される建設費用だけでなく、将来的に負担が生じる維持管理費や機構改革に伴う改修や設備更新にも容易に対応できるようなものとする事も検討すべき。
- LGWAN、防災無線局、震度計、雨量計、水準点など移動が必要となった場合は移動可能なのか、費用はどのくらいかかるのか、誰が負担するのか。
- 委員に選ばれた方には、最近、庁舎を建築した市町村や増・改築した市町村の庁舎を見学してもらいたい。良かった点、失敗した点を整理して、庁舎建築の参考にしていただきたい。将来の鳴沢村のために職員みんなが納得できる役場を建設できるようメンバーの皆様を期待しています。

## ⑩ 今後の庁舎の方向性に対する意見

- ・ 庁舎の方向性を考える上では、防災拠点として役所の機能が果たせるかどうか第一の課題であると思う。現在の庁舎では大規模な地震が発生した場合、倒壊や一部損壊によってその機能が果たせなくなる可能性が高いと思うため建て替えが必要だと感じる。
- ・ 今後、いつ起こるか分からない、大規模地震・富士山噴火等に備え、役場は防災拠点施設として必要な建物であり、機能を維持するためには建て替えて安全性を確保する必要があるため。
- ・ 耐震安全性の分類でⅠ類の目標に届かないこと及び建築から54年経過している現庁舎の状態を考えれば、選択肢は建て替えしかないと思う。
- ・ 耐用年数や構造上の問題等を考えると災害拠点の中心施設として建て替えるべきであると思う。また、このような事案を将来へ先伸ばすよりは、検討委員会を開いたことをきっかけに建て替えをすすめていくべきだと考える。
- ・ 建築からかなりの年数も経過しており、災害拠点となるか不安が残るため。建築当時と現在の役場の事務も変化しているため。
- ・ 倒壊することはない強度を有していると判定されているが、庁舎として本来求められている強度を有しおらず、法定対応年数も経過しているため。
- ・ 築54年が経過し、防災拠点としての庁舎、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、情報の進展など様々な変化に対応できる執務環境の整備の必要性があるため。
- ・ 災害時の救援、復旧、情報等の拠点として役場庁舎は重要だと思うから。
- ・ 建物の老朽化が進んでおり、今はいつ地震がきてもおかしくない状況の中、耐震性能が十分でないため災害時の拠点としては安心できない。
- ・ 災害時に対応できないと思われる。もし今後合併があったとしても出張所として機能できるのできちんとした建物を作った方がよい。
- ・ 本庁舎の建築年が昭和38年であること。改修より建て替える方がよいと思う。現代の建築技術で、暖房費・照明費等のコストが抑えられる。また、地震や災害に際しての拠点となるべき役場庁舎のまずは安全性が第一だと思うから。
- ・ 地震や富士山等防災の意識が高まり、庁舎もⅠ類目標値を目指す必要があると思われます。その際に建築後50年経過している庁舎を改築するよりは、建て替えが良いのではないかと思います。
- ・ 熊本地震が想定外と言われる所以は、震度7の揺れが2回も発生したというこれまでにない頻度の揺れです。単発の大きな地震には耐えられる設計でも、繰り返し大きく揺れることは想定されていません。益城町(現庁舎は築36年で3階建て)も古い庁舎だが耐震改修が済み、震度7に耐えられるはずだったが、3階部に亀裂のため立ち入りを禁止して災害対策本部を駐車場に設置した。このことを考えれば庁舎の建て替え以外に選択肢はなく、早急な庁舎建て替えの事業スケジュールが必要である。
- ・ 築50年も経過している建物を改修しても意味がない。構造物の耐震指標は平成10年のものであり、改修後18年経過しているうえに東日本大地震によりダメージを受けていると思われるため建て替えが必要である。
- ・ 現状では事務室、応接室、書庫が不足しており、改修では対応できないと思われる。また公用車駐車場や集まり等がある時に来客用駐車場が不足しているため、増築するスペースも無い。建物についてもコンクリートの耐久年数も過ぎており、耐震補強だけでは強度に不安がある。
- ・ 継ぎ接ぎしていくよりもよい。
- ・ 庁舎の現状と問題点についての資料にあったとおり、様々な視点からみて、建替えが必要な時期にさしかかっていると思われるため、実現可能かどうかは別として、希望としては建替えが望ましいと思う。
- ・ 建築年度も古く、スペースの問題など改修では対応出来ないと思われるため。
- ・ 老朽化。
- ・ 強度数値上は問題ないと思うが、昭和56年以前ということは、災害への備え的な意図から建物の倒壊が考えられていたときの建築物とは思えない。(建築してから50年以上の建築物でもあるため老朽化等も考えられる。)防災拠点であることや、特別交付税等の処置がある時に建て替えを行った方がよいと思う。
- ・ 今すぐとは言いませんが、築54年経過していることを考えると何らかの対応をすべきと思います。防

災拠点としての活用や、部屋等の不足を考えると、改修では対応が難しいかと思います。

- 建築後の年数経過・耐震強度不安・手狭な事務スペース・少ない収納スペース。
- 高齢者が多い村にも関わらずエレベーター等もなく、バリアフリー対応できていないことから困る場面が多い(選挙、2Fへの訪問)。また、災害もこれだけ各地で起こっているのに、拠点になる場所がしっかりしているべきだと思う。
- 住民にとって「役場」とは、行きにくいところ、暗いイメージなどがある。いくら相談しやすいように、保健師がなるべく誰かいるようにしても、そのようなイメージがあれば来ない。気軽に住民が来れる役場、明るいイメージの役場に変えて頂きたい。また、熊本災害のように役場が潰れ、機能しなければ、住民にとっても不安な気持ちにさせてしまう。不安な要素はなるべく減らしたいため、庁舎内は安心できる場所に来るように庁舎を建て直して頂きたい。
- 執務空間・打合せスペース・書類等の保管スペースの不足が見込まれているため。また、OA 機器等の増加や、個人情報保護及び防犯面での改善には庁舎の構造自体を見直さなければならないと思うため。防災面からは、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置や防災備蓄品の倉庫や避難スペースの新設も検討できるため。
- 庁舎内が狭く、パソコンの配線や書類などでごみごみしている。書類棚等購入したとしても置く場所がなく、不便。
- 建て替えるのが一番いいと考えられますが、小学校と保育所等についても老朽化が進んでおり、十数年先程度には建て替え等も検討する必要があると感じます。けれども災害等のことや考えるとやはり庁舎は、建て替えの必要性があると思います。
- 限られたスペースの中で仕事をしているのに改修となると、物を運んだり再配置する作業が多く発生すると考えられます。それよりは建て替えを行い、各事務所の机に情報コンセント等を設置し、今後のネットワーク管理等を簡素化させることや新庁舎の構造を現庁舎のデメリット等を考慮して建てることの方がメリットが大きいと考えます。
- 手狭。(庁舎及び駐車場)
- バリアフリーにしたり業務を行う空間をもっと広げて欲しいので、建て替えの方がよいと思う。
- 庁舎1階窓口に大きな柱が3つありますが、来庁者が見づらい上に、各課の区切りとも合っておりませんので、窓口が柱部分にあっている税務課、福祉保健課は業務がしづらいと思います。庁舎の構造を替える必要があると考えますので庁舎の建て替えを希望します。
- スペースの絶対量が不足しているため。
- 議員控室の方の庁舎が耐震性が充分であれば残し、古い庁舎は建て替える。
- 現状で思い当たる問題点をすべてクリアする改修をするくらいなら建て替えたほうがよりよくなる。建て替えよりも移転のほうが望ましい。
- 駐車スペースが狭く、小学校の行事は道路に車が溢れたり、役場の駐車場を借りて対応している。職員の駐車場も不足しており、西側駐車場に駐車している状況も見える。村長の駐車場所も保健センター前である。また、公用車の駐車スペースも不足しており、車庫に入りきっていない。西側の駐車場や保健センター前の駐車場に置いていることから不足している状況です。このような状況から別の場所に用地を取得して建て替えることを検討することが賢明であると考えます。
- 大変重要な問題であるので、すぐには方向性は出せないと思います。今後、方針や必要性などをじっくりと検討して、決めていくものだと思いますので3番としました。
- 建て替えか改修かについては、まず、現状の庁舎の強度をコンクリートのコア抜き試験等を実施し、フレッシュコンクリート注入を実施し、どの程度利用可能な年数があるのか。また費用はどの程度かかるのかを建て替えと比較検討しないとどちらとも判断できない。
- 現時点では建て替えがよいと考えるが、知識不足や今後の見込に関して見えていない部分が多いため回答なしでお願いします。
- 人口減少社会を考慮する必要がある。(住民の大幅な減少)

(4) 調査票

庁舎に関する職員アンケート

① 性別を教えてください。

1. 男 2. 女

回答

② 現在の年齢を教えてください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代

回答

③ 執務空間の広さについて、どのように感じていますか。

1. 十分 2. ちょうどよい 3. やや狭い 4. 狭い

回答

④ 会議室の数や打ち合わせスペースについて、どのように感じていますか。

1. 十分 2. ちょうどよい 3. やや不足 4. 不足

回答

「3. やや不足、4. 不足」と答えた方は、どの程度不足しているか等について教えてください。

⑤ 書類、物品の収納スペースについて、どのように感じていますか。

1. 十分 2. ちょうどよい 3. やや不足 4. 不足

回答

「3. やや不足、4. 不足」と答えた方は、どの程度不足しているか等について教えてください。

⑥ 現在の窓口は来庁者のプライバシーが確保されていると思いますか。

1. 十分確保されている 2. 確保されていない

回答

⑦ ⑥で2と答えた方は理由を教えてください(複数回答可)

1. カウンターの仕切りがない 2. 隣の席の会話が聞こえる  
3. 他人の書類が見える 4. 待合席が近い  
5. その他

回答

5. その他と答えた方はその内容を教えてください。

- ⑧ 庁舎を建て替える場合や改修する場合、優先度の高いものは何ですか。(○は4つ)
1. 災害拠点
  2. 低コスト
  3. 環境に配慮
  4. ユニバーサルデザイン
  5. 窓口での手続きが楽
  6. 職員へ気軽に相談できる
  7. 十分な駐車・駐輪場
  8. 村のシンボル
  9. 景観に配慮した庁舎
  10. その他

回答

10. その他と答えた方はその内容を教えてください。

- ⑨ その他、庁舎の施設や設備に関する問題点、事務能率向上のための意見等がありましたら、自由に記入してください。(住民サービスの支障となっていること、福利厚生に関すること、危険な箇所など何でも結構です)

- ⑩ これまでの設問及び別添「庁舎の現状と問題点について」資料を踏まえ、あなたが考える今後の庁舎の方向性とその理由を教えてください。

1. 庁舎を建て替える
2. 庁舎を改修して対応する
3. 建て替えも改修も行わない

回答

その理由を教えてください。

ご協力ありがとうございました。

## 4 村民アンケート

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

本調査は、村民を対象として、現庁舎の利用状況等を把握するとともに、現在の庁舎の抱える課題や今後の庁舎のあり方について整理し、本村役場庁舎の整備方針等を検討していく際の参考資料とするため、別添アンケートを実施した。

#### ② 調査期間

平成 29 年 9 月 11 日～平成 29 年 9 月 25 日（15 日間）

#### ③ 調査対象者

鳴沢村に在住する村民を対象とした。

#### ④ 調査方法

調査は、おもに期間中の来庁者及びホームページにて募集して実施した。

アンケート票は、回収ボックスに投かんすることのほか、郵送、ファックス、電子メール等にて回収した。。

#### ⑤ 回収状況

201 票

### (2) 調査結果（単純集計）

#### ① 性別

男性	88 人 (43.8%)	女性	113 人 (56.2%)
----	--------------	----	---------------

#### ② 年齢

29 歳以下	7 人 (3.5%)	60 代	30 人 (14.9%)
30 代	47 人 (23.4%)	70 歳以上	24 人 (11.9%)
40 代	68 人 (33.8%)	無回答	1 人 (0.5%)
50 代	24 人 (11.9%)		

#### ③ 居住年数

5 年未満	29 人 (14.4%)	21 年以上	93 人 (46.3%)
5～10 年	31 人 (15.4%)	無回答	2 人 (1.0%)
11～20 年	46 人 (22.9%)		

④ 来庁頻度

週に3回以上	3人 (1.5%)	年に3～4回程度	33人 (16.4%)
週に1回程度	7人 (3.5%)	年に1～2回程度	56人 (27.9%)
月に1～2回程度	48人 (23.9%)	無回答	3人 (1.5%)
年に5～6回程度	51人 (25.4%)		

⑤ 交通手段

自家用車	187人 (93.0%)	徒歩	8人 (4.0%)
タクシー	0人 (0.0%)	公共交通機関	0人 (0.0%)
オートバイ	0人 (0.0%)	その他	1人 (0.5%)
自転車	2人 (1.0%)	無回答	3人 (1.5%)

⑥ 用件（複数回答可）

住民票・戸籍・印鑑証明書・転入転出に関する事	150人 (74.6%)
子どもの福祉（児童手当・医療費・保育所など）に関する事	72人 (35.8%)
税金に関する事	65人 (32.3%)
国民健康保険・年金に関する事	46人 (22.9%)
学校や教育相談、社会教育・社会体育などに関する事	21人 (10.4%)
母子保健・各種健診に関する事	18人 (9.0%)
会議・打合せへの参加	16人 (8.0%)
自治会・地域活動に関する事	12人 (6.0%)
道路・建築・簡易水道に関する事	11人 (5.5%)
介護保険・高齢者に関する事	10人 (5.0%)
環境対策・廃棄物に関する事	9人 (4.5%)
農林水産業・商工業・就労・観光に関する事	9人 (4.5%)
消防防災・防犯・交通安全に関する事	8人 (4.0%)
障がいに関する事	5人 (2.5%)
議会の傍聴	2人 (1.0%)
その他	31人 (15.4%)

⑦ 施設や環境面について（複数回答可）

駐車場・駐輪場が足りない	79人	(39.3%)
施設が古く、安全性等に不安を感じる	71人	(35.3%)
トイレの場所が分かりづらい	62人	(30.8%)
窓口・相談室など、プライバシーへの配慮が足りない	61人	(30.3%)
行きたい窓口がどこにあるか分からない	41人	(20.4%)
ロビー・待合スペース・廊下が狭い	37人	(18.4%)
個人情報の保護に不安を感じる	36人	(17.9%)
高齢者・障がい者にとって利用しにくい	28人	(13.9%)
空調の効きがよくない・照明が暗い	27人	(13.4%)
休憩できる場所がない	27人	(13.4%)
村民が自主的に会議や打合せ等で利用できる場所がない	25人	(12.4%)
一つの窓口で用件が済まず、何か所も廻らなければならない	21人	(10.4%)
エレベーターがないため不便を感じる	14人	(7.0%)
授乳室・ベビーベッドなど、乳幼児に対する設備が足りない	11人	(5.5%)
交通の便が悪い	4人	(2.0%)
特に問題は感じない	35人	(17.4%)
その他	9人	(4.5%)

⑧ 庁舎の建て替えについて

賛成	111人	(55.2%)	どちらかといえば反対	8人	(4.0%)
どちらかといえば賛成	50人	(24.9%)	反対	7人	(3.5%)
どちらともいえない	23人	(11.4%)	無回答	2人	(1.0%)

⑨ 庁舎建て替えの候補地について

現在地に建て替え	131人	(65.2%)	その他	8人	(4.0%)
村内に移転	42人	(20.9%)	無回答	20人	(10.0%)



⑩ 今後の役場庁舎に求めるもの（〇は3つまで）

災害からの復旧・復興を図る防災拠点機能を有した建物	122人	(60.7%)
窓口での手続きが楽にできる	67人	(33.3%)
行きたい窓口や部署がわかりやすい配置である	60人	(29.9%)
十分な駐車場、駐輪所がある	52人	(25.9%)
高齢者や障がい者、子どもなど全ての人が利用しやすい	46人	(22.9%)
建設・維持管理コストを抑制	45人	(22.4%)
プライバシーに配慮されたスペースがある	44人	(21.9%)
省エネルギーなど、地球環境にやさしい建物	29人	(14.4%)
ロビーや待合室、廊下などのスペースが十分である	28人	(13.9%)
村民の多様な交流ができる	18人	(9.0%)
周辺の景観と調和している	18人	(9.0%)
村のシンボルとなるような優れたデザインの建物	17人	(8.5%)
その他	6人	(3.0%)

⑪ 庁舎に加えたい機能（〇は3つまで）

災害時の避難スペース、備蓄倉庫	88人	(43.8%)
分かりやすい総合案内の充実	79人	(39.3%)
子どもから高齢者、障がい者、妊産婦に配慮したトイレ	54人	(26.9%)
村民が気軽に利用できる屋外の憩いのスペース	32人	(15.9%)
子育て支援スペース（キッズスペース・授乳室など）	26人	(12.9%)
村民の交流スペース・語らいや憩いの場	25人	(12.4%)
物産展示などができる多目的空間	16人	(8.0%)
喫茶コーナー（自販機などを設置）	13人	(6.5%)
屋外のイベントスペース	13人	(6.5%)
行政・議会等の情報コーナー	11人	(5.5%)
飲食スペース	2人	(1.0%)
必要最小限の機能でよい	48人	(23.9%)
その他	5人	(2.5%)

### (3) 調査結果（自由意見）

#### ⑧-1 庁舎の建て替えに「賛成」の意見

- ・ここ数年、各地で地震や集中豪雨などの被害が多いので、ぜひ建て替えすべきだと思います。
- ・安全性に課題があるなら改善した方がよいと思う。
- ・防災拠点として不安を感じる。
- ・耐震補強を19年前に行ったが、庁舎自体が54年も経過しているので、昨今各地で地震が頻繁に起きているので、崩壊してからでは被害が大であるので、建て替えには賛成です。
- ・今のままだと、役場が防災拠点の役目を果たせなそうです。（すぐに崩れそう）
- ・とにかく暗くて怖いイメージがあり、行きづらいので（子どもも怖がります）。新しくして、行きやすく明るくしたほうがいいのではないのでしょうか。
- ・建物自体が古いのもあり、雰囲気が暗いので。
- ・防災拠点を現政で行って欲しい。
- ・財政に問題がなければ良いと思う。
- ・動くのであれば、早急に建てないと対応が遅いと思われる。建設期間はどのくらいか気になります。
- ・支援センターなど、子育て世代が集まれる場所があると良いと思います。
- ・建設から54年が経過し、建物の安全性に疑問がある以上、庁舎を建て替えるべきだと思います。
- ・いつかは建て替えが必要なので、早いほうが良いと思います。
- ・これからの社会において、全てのことに相談にのってもらえる場所として必要に思えるから。ただし、施設だけを整備するだけでなく、多くの若い人の意見も取り入れ、村の人が安心して相談できる内容を充実させて欲しい。
- ・選挙の際、2階への移動が大変。しかし、財政的に大丈夫でしょうか。
- ・防災拠点の庁舎が望ましい。
- ・安全性を考え、建て替えたほうが良いと思います。また、時代の流れで54年前とは違うサービス（高齢者・介護など）も必要とされているので、時代にあった建物とした方が良いと思います。
- ・鳴沢村の顔にもなる施設です。また、一番大切な防災拠点施設としても充実してもらえれば、村民としての安心感が持てます。災害時に崩れるようなことがあっては困ります。半世紀経過ということですので。
- ・村や村民のための役場です。働く方々が仕事をしやすい役場にしてください。
- ・今後甚大な災害も予測される中で、しっかりとした災害対策のための拠点となる施設は必要である。
- ・安全面から心配。
- ・村にあった（外観・経費で）ものを造って欲しい。村民が自慢できる役場をお願いします。役場に隣接して、外トイレを設けて欲しい。駐車場を多く。
- ・村の中心なので、安全面を考えたら建て替えに賛成です。
- ・耐震が心配です。
- ・耐震対策を何年前に行い、経費をかけているので、しばらくは建て替えないと思っていたが、災害は予測不可能なので、防災拠点施設が機能しなくなると困るので。
- ・巨大な建物は必要ないと思いますが、利便性・機能性・避難所としての安全性を兼ね備えた建物が必要かと思います。
- ・建設のための予算と、行政を行う費用とのバランスを取る。また、それを村民に明示すること。
- ・使っている人間、仕事をしている人間が必要と感じているのであればするべき。
- ・貴重な税金を使うので豪華さや余計な設備は不要ですが、万一の防災のため頑丈であること、食糧・水・テントなどの備蓄に加えて自家発電機能が必要だと思います。
- ・後ろにある建物と一体化し、駐車場を一本化して広くし、国道とのアクセスを便利にしていきたい。
- ・万一の場合に、隣の小学校と建物を連携して使えるように考えられませんか。

- ・シンプルで機能的なものであれば賛成。華美なものはいらない。
- ・近いうちには建て替えは必要。でも、すぐにする必要もない。お金がかかることなので、よく考えてお金がかからない(建設費・用地買収)など一番良い方法で。慎重に。

## ⑧-2 庁舎の建て替えに「反対」の意見

- ・高齢化で、医療費が今後益々増加することが予想される。エポックホールの有効利用はどうだろうか。新庁舎を建てれば良いというものではないと思うが、いかがか。
- ・木造の庁舎を見たい。(平屋)
- ・コンパクトな形で、現状何も不便は感じない。(楽でよい)
- ・補強を十二分に入れることで対応できるのではないか。(広さは対応する)
- ・鳴沢の住人が減る中、新しい建物は不要と感じる。
- ・将来の住人に、ツケを回すようなことは良くない。(現状でも色々ある)
- ・駐車場も狭いが、いっぱいになることは見たことない。必要であれば、他場所を使用。
- ・費用の工面について不安を感じる。その金額を他の必要な施策に生かしたい。
- ・平成10年に強度を満たさない工事がムダでしたよね。その時点で建て替えをすべきだったのではないのですか？誰が決めて、どこが工事したのでしょうか？いくらかかったのでしょうか？はっきりさせるべき。
- ・特に不便を感じないため、反対。
- ・説明会を開催すべきです。人口が減少するのに必要か？
- ・人口の減少。このままでよい。
- ・住民が3,000人程度なので、現状のスペース等で十分で、しかも平屋建てが主要な業務場所となっており、塗装程度の修繕でまだ十分維持できそう。無理して無駄な費用を使用する必要性は感じられない。
- ・山梨県は非常に裕福な県で、村は特に気に入った。役場も立派に思えるから。
- ・建設コストを考えて(費用対効果)検討されたし(今の村の規模で、費用が出せないのでは)。将来の村のあり方を考えられてはどうか。
- ・安全性に課題？富士山に近いのに防災拠点とはならない。
- ・住民税が上がる。村民サービスが悪くなる。
- ・別荘地の人は防災訓練に参加できないと役場でいわれ、不公平感・不信感をもっているのに、それらを改善しないで建物だけ新しくしても意味がない。(富士桜高原別荘地の住人より)

## ⑧-3 庁舎の建て替えに「どちらともいえない」の意見

- ・安全性は大切だと思うが、村民の税金が使われるので、必要以上の整備は不要だと思う。
- ・庁舎に予算を回すより、住民、特に別荘地(私は永住者)住民に対するサービスをもっと充実して頂きたい。
- ・建物のサイズや、デザインに関しては問題ないと思います。住民が増えていないので決して大きくする必要はないと思います。フェイスtoフェイスの対応ができる現在の役場は気に入っています。あくまで耐震補強を主にすべきだと考えています。サービスの品質はあくまで人であり、建物ではないと思います。人への投資！
- ・住民税を上げないで欲しい。
- ・財源はどうするのか。

### ⑨-1 「現在地へ建て替え」の理由

- 日中に災害が起こるかもしれないことを考えると、小学校や保育所の近くが良いと思います。
- 新庁舎の機能が前提になると思いますが、現在の機能と同程度であって現在の庁舎用地の跡地利用が明確でなければ、用地購入経費を考えると、現在地への建て替えが良いと思う。
- 土地があるからといって、奥にもっていくことは望ましくない。
- 村内移転となれば、投資額が膨らむため。
- 自宅から近いので、移動して欲しくない。
- 土地は買収等あるため、現在地が望ましい。
- 国道沿いであり、小学校・保育所とも近いので何かと便利・安心です。
- 小学校・保育所が近く便利。
- ずっと小学校の横と位置づけられているので、同じところが良いです。子ども達の安心感もある。(小学生・バス停…スクールバス乗り降り)
- 現在地は利便性が良いと思います。
- 国道に面している方が便利なので、現在地が良いと思います。
- 西側の土地を買い取りして、現地へ建て替えて欲しい。
- 場所が変わると分かりづらい。
- 鳴沢からも大田和からもアクセスしやすいので。
- 現在地が業務上手狭であればやむを得ませんが、新規に場所を確保するために「緑」を伐採することだけは避けてください。
- 行きなれた道である。
- 耐震補強との兼ね合いで十分。

### ⑨-2 「村内へ移転」の理由

- 保育所等の建て替え場所として、現役場の土地を残しておいた方がよいのでは。
- 建て替えは、2度の移転が必要で経費のムダ。
- 建て替えには経費とムダが多すぎると思います。
- 現在地は場所的には良いと思いますが、違うところの方が建設的には楽なのかなと思います。ただ、土地の買収などがあるので、時間がかかるとは思います。
- 現在地に建て替えですと仮庁舎の建設が必要になり、経費がかさむので。
- 現在の場所だと駐車スペースも少なく狭く感じる(建物も)。現在の保育所のあるところに保育所と併設してあると便利。保育所も古いと思うので、一緒に建て替えては？周りの畑なども利用させてもらえば、かなり広いスペースが取れると思います。
- エポックホールの利用。
- 大田和も候補地として良いかもしれない。
- 駐車スペース、庁舎内のスペースも非常に狭いため。
- 利便性。庁舎の魅力を持たせるために、富士山がよく見える場所を選んでください。ローソンの跡地はどうでしょうか。
- 村内の中心が望ましい。
- 現鳴沢保育所の場所。
- 保育所の近く(隣)にあると、とても便利でありがたいです。
- 役場と保育所が隣接していれば、色々便利だと思います。
- 高齢化に伴い、畑で作業する方も少なくなってきました。もう少し広い所に移転で良いと思いますが。

- 大田和と鳴沢の間あたりでも良いのではないかと。
- もっと大きな建物と広い駐車場を確保するためには、村内の別の場所に移転の方がよいと思われる。
- 総合センターあたりが良い。
- 国道139号線から直接アクセスするのではなく、村内の「落ち着いた」場所に移転の方がよいと思う。(例えば生き生き広場あたり)
- 手狭だと思うので。

### ⑨-3 「無回答」の理由

- 現在地だと仮庁舎に経費がかかるし、移転の場合は土地購入に経費がかかるので、どちらとも言えない。
- 建設について見直し要と考える。新築ありきで進んでいるが。
- 車を持っていない人の意見を尊重してください。
- 建て替えが可能であれば、現在地、移転どちらでも望ましいと思います。
- 防災拠点施設の機能を備えるのであれば、広いスペースを確保しなければならないと思います。現在地では土地が狭いのでは？でも、小学校や総合センターの近くにある方が、災害時に便利だと思います。
- 住民が徒歩でも利用できるぐらいの便利な場所。

## ⑫ 自由意見

- 役場庁舎建て替えと共に、村内に防犯カメラの設置をお願いしたい。
- ユニバーサルデザイン等を取り入れてみてはどうか。
- ぜひ建て替えていただきたい。今の場所ではない方が良いと思います。楽しみにしています。
- 新庁舎建築ということであれば、現在の建物規模で設備などを時代にあった近代的なものにする必要がある。よくある庁舎だけが目立つような立派な建物は必要ない。近代的で、機能的な2階建て（木造）で十分である。村有林を利用した、自然にマッチした建物が鳴沢村にはふさわしいと思う。
- イメージが暗い。
- 入りにくい。
- 車を持っていない高齢者でも、自力でいけるバスなどのサービスがあると良い。
- 役場の老朽化などを考えると建て替えは良いと思いますが、防災のことを考えると、大田和にも避難できる建物を建てた方がよいと思います。鳴沢と大田和の人の数がだんだん近づいているのに、大田和には公民館しかないのは問題だと思います。
- アットホームな役場にしてほしいです。
- 建て替えさせることを強く希望します。
- 駐車場の出入りがしづらいです（国道の交通量が多く、特に出にくい）。建て替えるなら改善して欲しいです。
- 今まで対応も良いし、皆知っている方なのでいろいろ聞きやすいが、少しシーンと暗く、明るさがないかな。
- 無駄なことはするな。
- 現状に不満はない。村長さんはじめ、多くの職員の方々の努力を感じる。これからもよりよい鳴沢村づくりをお願いしたい。
- 来庁者が月に何人、年に何人あるのか。建屋内配置で年に何件クレームがあるのか。カウンターに来庁者が列をなして並んでいる姿を見たことがない。ハード（建物）に金を使うのではなく、ソフト（電子化資料等）の安全を図る方がはるかに有益と考えるが、村の収入に大幅な伸びが考えられなければ、新庁舎建設は延期すべき。
- 今で十分である。中身が大切よ。
- 贅沢だ。
- 最近引っ越してきたばかりですが、転入の際「防災マップ」や「しおり」などが配布されたら良いと思います。万が一富士山が噴火したら、村としてどういう対応をする事になっているのかなど、気になりましたので。
- 今は共働きで、印鑑証明等を取りに行くのは仕事の昼休みに行きたいが、その昼休みは役場で受け付けてもらえないので、仕事を早退して行かなくてはならない。昼休みに印鑑証明や住民票等々取れるようにしていただきたい。
- 女性職員がスーツではなく、私服が気になる。
- 子ども未来館みたいな場所が欲しいです。
- 小さなコミュニティーなのでプライバシーが心配。守秘義務の意識の徹底を願います。
- 窓口での会話が筒抜けなので、BGM等を流して欲しい。
- 庁舎建設よりも、人材の教育に力を入れてもらいたい。守秘義務を守らないなど、たまにしか役場へ行かないが、行くたびに頭にくることがたくさんある。もっともっとしっかりして欲しい。
- いつも行くと大変親切・丁寧な対応に感謝しております。これが建て替えのために、村民との距離が遠くならないようにお願いします。
- 富士山を背景とするような敷地に、鳴沢村が注目されるような優れたデザインの建物ができることを期待する。そのためには、新庁舎のプログラムを十分に検討のうえ、敷地・設計者・施工者の選定及び工事監理などを行うしっかりとした体制づくりが必要と思う。
- 職員の顔が見えるオープンなゆとりある役場に。
- 役場の趣旨を忘れず、あくまでもサービスの質は人にあることを忘れずに職員の教育等に向けて欲

しい。

- 住民サイズを忘れずに、役場の建て替えを検討して欲しい。
- 各々の村での活動を行っている住民の要望を取り入れることなく本質を見失わないようにお願いします。
- 総合センターとの連携も検討して欲しい。





⑦ 来庁時、施設や環境面でどのように感じましたか。該当するもの全てを○で囲んでください。

1. 駐車場・駐輪場が足りない
2. 施設が古く、安全性等に不安を感じる
3. 行きたい窓口がどこにあるか分からない
4. 一つの窓口で用件が済まず、何か所も廻らなければならない
5. ロビー・待合スペース・廊下が狭い
6. エレベーターがないため不便を感じる
7. トイレの場所が分かりづらい
8. 窓口・相談室など、プライバシーへの配慮が足りない
9. 個人情報の保護に不安を感じる
10. 授乳室・ベビーベットなど、乳幼児に対する設備が足りない
11. 高齢者・障がい者にとって利用しにくい
12. 空調の効きがよくない・照明が暗い
13. 村民が自主的に会議や打合せ等で利用できる場所がない
14. 休憩できる場所がない
15. 交通の便が悪い
16. 特に問題は感じない
17. その他 ( )

⑧ 現在の役場庁舎は建設から54年が経過し、老朽化とともに安全性にも課題があるため、防災拠点施設として充実等を行うよう、庁舎新築整備（建て替え）を検討しています。庁舎建て替えについて、どう思われますか。該当するもの1つを○で囲んでください。

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば反対
5. 反対

理由などがあれば、ご自由に記入してください。

⑨ ⑧に関連し、庁舎建設の候補地として、あなたが望ましいと思うものはどれですか。該当するもの1つを○で囲んでください。

1. 現在地に建て替え
2. 村内に移転
3. その他 ( )

理由などがあれば、ご自由に記入してください。

⑩ これからの役場庁舎に求めるものは何ですか。該当するものを3つまで○で囲んでください。

1. 災害からの復旧・復興を図る防災拠点機能を有した建物
2. 十分な駐車場、駐輪所がある
3. ロビーや待合室、廊下などのスペースが十分である
4. 行きたい窓口や部署が分かりやすい配置である
5. 窓口での手続きが楽にできる
6. 高齢者や障がい者、子どもなど全ての方が利用しやすい
7. プライバシーに配慮されたスペースがある
8. 村民の多様な交流ができる
9. 周辺の景観と調和している
10. 省エネルギーなど、地球環境にやさしい建物
11. 建設・維持管理コストを抑制
12. 村のシンボルとなるような優れたデザインの建物
13. その他 ( )

⑪ 庁舎に加えたい機能はありますか。該当するものを3つまで○で囲んでください。

1. 分かりやすい総合案内の充実
2. 子育て支援スペース（キッズスペース・授乳室など）
3. 災害時の避難スペース、備蓄倉庫
4. 子どもから高齢者、障がい者、妊産婦に配慮したトイレ
5. 飲食スペース
6. 喫茶コーナー（自販機などを設置）
7. 屋外のイベントスペース
8. 村民が気軽に利用できる屋外の憩いのスペース
9. 物産展示などができる多目的空間
10. 村民の交流スペース・語らいや憩いの場
11. 行政・議会等の情報コーナー
12. 必要最小限の機能でよい
13. その他 ( )

⑫ その他、役場庁舎に関するご意見等がありましたら、ご自由に記入してください。

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいたアンケート調査票は、平成29年9月25日（月）までに役場庁舎に設置してある回収ボックスに入れていただくか、mail・郵送・faxにてご提出ください。

お問い合わせ先：〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地  
鳴沢村役場総務課 総務係  
Tel : 0555-85-2311  
fax : 0555-85-2461  
mail : soumu@vill.narusawa.lg.jp

## 5 パブリックコメント

### (1) パブリックコメント実施概要

#### ① 募集の趣旨

鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画（案）を公表し、村民から広く意見・提案を集めるため、パブリックコメント（意見公募）を実施した。

#### ② （案）の公表期間及び意見等募集期間

平成 30 年 1 月 5 日～平成 30 年 1 月 19 日（15 日間）

#### ③ 意見等を提出できる人

村内に住所を有する人

村内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

#### ④ 意見等の提出方法

意見記入用紙に、住所、氏名、電話番号等必要事項を記入のうえ、郵送、f a x、電子メールまたは持参のいずれかの方法により提出。

必須項目（住所、氏名、電話番号）の記載があれば、自由様式での提出でも可。

#### ⑤ 意見等の取扱い

提出された意見等は、基本構想・基本計画策定の参考にするとともに、整理したうえで公表するが、個別には回答しない。

#### ⑥ 結果

ご意見をいただいた数：3 人、1 団体

ご意見の提出方法内訳：電子メール 3 通、持参 1 通

いただいたご意見の件数：30 件

(2) 鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画(案)に対するパブリックコメント結果

番号	項目	ご意見等	村の考え方
①	新庁舎の構造・階層構成・デザインについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎の構造については、県産材の使用による補助金活用も考えられること、また、自然にあふれる鳴沢村らしさも備えられることなどから、「木造」という選択肢も計画段階で排除せずに検討されたい。(平成27年3月完成の小菅村役場本庁舎は、2・3階が木造であり、参考になると思われる。)</li> <li>・最初から2階建てのイメージを受けます。予算上問題なければ平屋建てが良いと思います。</li> <li>・例えば村内で取れる木材を利用して、ログハウス平屋建ての大きな庁舎にする。(耐震強度は分かりません)</li> <li>・建物デザインについては、機能性や実用性を重視することとし、特別な意匠により、建設費や維持管理費が増額することのないよう努めるべきと考えます。</li> </ul>	<p>新庁舎の構造につきましては、防災拠点としての安全性はもとより、将来的に負担が生じる維持管理経費も考慮する必要があります。</p> <p>周辺の景観に配慮し、住民に親しまれ、村のシンボルとなり得るデザインを持ち合わせた庁舎となるよう、また、建設費、維持管理経費も十分考慮したうえで、今後の設計段階で検討を行ってまいります。</p> <p>また、階層構成につきましても、敷地面積や庁舎規模、駐車スペース等の具体的な配置方針を踏まえ、設計段階において検討を行ってまいります。</p>
②	設計者・施工者の選定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者の選定にあたっては、プロポーザル方式を採用し、建築を専門とする学識経験者を選定委員に入れる予定とのことであるが、単に建築等に関して優れた見識を持つというだけでなく、鳴沢村の気候・風土や、富士山の麓に位置しているという特性など、鳴沢村のことを熟知していることも委員の選任基準に入れるよう図られたい。設計者・施工者の選定についても同様であると考え。</li> </ul>	<p>プロポーザル方式の実施においては、実施方法や選定方法等を具体的に検討することを目的に「(仮称)設計事業者選定審査会」の設置を予定しております。委員の選任方法につきましては、ご提案事項も十分踏まえて検討してまいります。</p> <p>また、施工者の選定方法につきましては、設計段階で同様に検討してまいります。</p>
③	電算室の設置及びセキュリティについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本項目は、庁舎の建て替えとは関係無いと思います。新しいクラウド技術を採用して、庁舎内に電算室を設けるのではなく、外部のサーバーセンターを利用し、庁舎が災害にあっても通信回線が使えれば業務継続できるものにすべきです。また、セキュリティ上も業務用のパソコンには何も入れず(シン端末)にアプリケーションは全てサーバーを使うことでセキュリティは向上できます。</li> </ul>	<p>役場内の自庁システム(戸籍、住基ネット、番号法等)につきましては、自庁で管理する必要があります。</p> <p>本村では、国のセキュリティガイドラインに則り、個人番号事務系・LGWAN系・インターネット系の3つの庁内ネットワークに分離しております。中でも個人番号事務系に関しては、アプリケーションサーバーによる業務システムを管理しており、データも外部のサーバーセンターにてバックアップをとっております。</p> <p>仮にデータセンター化をし、村とデータセンターとの回線を冗長化したとしても、回線切断時を想定したバックアップサーバを村内に確保する必要があり、ネットワーク機器、セキュリティ関連機器についても同様に考えておりますので、電算室は設置する必要性がございます。</p> <p>災害時の業務継続につきましては、庁内ネットワークに外部のインターネット回線からアクセスできることは、セキュリティ上好ましくありません。</p> <p>有事に備えてのセキュアな閉域ネットワークを構築するには、費用対効果も踏まえ、検討してまいります。</p>

番号	項目	ご意見等	村の考え方
④	意見集約・意思決定過程の公表について	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎に設置すべき庁舎機能や、仮移転費用などを含めた全体事業費などについて、庁内検討委員会や役場庁舎整備検討委員会での検討状況について、村広報やHPなどで村民に公表して、村民への共通理解を図り、農前などを通じて村民全体の意見集約を図るべきと考えます。また、村内の建築関係業者や、建築設計会社からアイデアを提案させるべきと考えます。今後の建設までの庁内、村民、議会を含めた意思決定手順とスケジュールを明らかにしてください。</li> <li>建て替えの必要性について、これまでの検討結果の具体的な説明が不足していると思われることから、耐用年数だけでなく、老朽化の弊害についても具体的に説明して、将来の修繕費用、維持管理費用を試算し、建て替えた場合との費用比較を示してください。また、手狭な状況についても、新庁舎面積算定に密接に関連することから、職員一人当たりの面積や、会議スペース面積、書庫面積、待ち合いスペース面積、トイレ面積、駐車場面積などの具体的に手狭な状況について、これまでの検討結果を現段階において説明する必要があると考えます。</li> </ul>	<p>これまでの検討経緯等につきましては、基本構想・基本計画に資料編として掲載し、公表を行うことを考えております。</p> <p>また、今回行ったパブリックコメントは、村内に住所を有する方以外にも、村内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体に対しても意見募集を求めています。今後の設計段階においても意見募集等の実施を検討し、皆さまから広くご意見・ご提案をいただく機会を設けたいと考えております。</p>
⑤	庁舎規模等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ログハウスのような形にして、一部屋内スペースを民間に貸し出す。例えば、レストラン(ガスト)を呼び込む。</li> <li>会議室面積について、庁内の会議だけでなく、子育て支援や、移住などの相談室や、夜間の住民団体等の打ち合わせスペースとして活用できるように、十分な広さや室数、分割機能、効果的な配置を検討してください。</li> <li>執務室面積について、働きやすい職場環境に配慮して、書類の保管場所面積についても、現状を踏まえ、適切に算定して、十分な面積を確保すべきと考えます。</li> </ul>	<p>庁舎の規模につきましては、総務省の地方債庁舎標準算定基準を基にした面積と、算定基準には含まれていないものの、現庁舎に整備してある必要機能などの面積を基に算定しております。このため、民間への賃貸スペースについては、面積に含まれておりません。</p> <p>会議室の活用、職場環境につきましては、ご提案事項を十分踏まえ、設計段階において検討を行ってまいります。</p> <p>厳しい財政状況の中、機能性や効率性を可能な限り追求し、華美な要素を極力排除して、コンパクトで適正な規模である庁舎を目指しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
⑥	駐車場規模について	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の駐車場から算出されているので、広くなるような気持ちになれません。例えば、保育園、生涯学習センター、民間への貸し出しなどと一緒になれば、150台位の駐車スペースが必要になると思います。また将来、災害時に有効なスペースになると思います。</li> <li>他の施設と共用して、駐車場のスペースを広くしてください。例えば、道の駅、いきやりの湯に隣接すれば、共用できます。</li> <li>富士山噴火の降灰等を想定し、建物や倉庫などの配置や庇等を工夫し、除雪や大規模災害に対処するため、建物や災害応援車両などの駐車スペースなど余裕を持って確保すべきと考えます。</li> </ul>	<p>駐車台数及び必要面積につきましては、多くの自治体で算定の際に使用している方法と、住民アンケートの来庁頻度、交通手段、来庁用件等の結果を考慮し、必要とされる規模を算定いたしました。</p> <p>なお、駐車場を含む敷地面積の規模につきましては、今後弾力的に見直しを図ることを前提として考えております。</p>

番号	項目	ご意見等	村の考え方
⑦	建設位置及び公共施設の集約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画案では、新庁舎の配置について「現本庁舎周辺での建て替えが望ましい」とされているが、現段階で現在の敷地面積よりも広い面積を必要とするケースも案のなかで想定されている。また、将来的に役場前の国道139号が4車線化されることも、可能性として全くないとは言いきれず、現在の敷地を削られてしまう可能性もある。以上のことを踏まえ、周辺地の取得も視野に入れて、ある程度余裕を持たせた敷地面積を確保しておく必要があると考える。</li> <li>現在地に建て替えが前提のように見えます。富士河口湖町のようにいろいろな施設を一カ所にまとめるべきです。その方が分かりやすいです。もし、いろいろな機能を集めると、現在地ではスペースが足りないと思います。例えば、道の駅に隣接した広い場所の方が利便性は良くなると思います。また庁舎がログハウス風であって、道の駅から見えれば、村内への移住も増えるかも知れません。</li> <li>現在の本庁舎の耐震性が不足していることは理解できました。その他の村の施設で耐震性が不足しているものは無いですか。総合センターや保健センターなど全施設を含めて耐震性を検討し、もし近い将来その他の建て替えが必要なものが有れば、一緒に検討しても良いと思います。</li> <li>耐震強度が不足していると言う事ですが、村内にある建物も一緒に検討して、他の建物・機能を組み込むべきです。庁舎の建て替え後、また他の施設で耐震強度が不足して建て替えをすることの無いようにしてください。</li> <li>保育園や図書館も併設するか、または組み込んで1カ所にする。近隣の市町村では、生涯学習センターという形で図書館があります。そこには学習スペースとしてパソコン等を持ち込んで、Wi-Fiを利用して勉強ができる机などが用意してあります。(本村の図書館の本は埃をかぶっていて、利用したいという気にならず、近隣の図書館を利用して頂いています。雑誌等が置いてあるだけ、または電子ブック、媒体の貸し出しのみの図書館が欲しいです。)</li> <li>小さい村なので一極集中の形態を取り、何でも揃う鳴沢村と、今は話題作りをして村をアピールし人を呼び込む、集める必要があると思える。</li> </ul>	<p>新庁舎の建設位置につきましては、設定した「望ましい立地条件」に関する項目を満たし、また、住民アンケートの結果も十分考慮した結果、「交通の利便性がよく、想定敷地面積の確保が可能であり、各種災害時の対応等を考慮すると、建設可能な村有地は現庁舎周辺が望ましい。」といたしました。</p> <p>ご提案のとおり、敷地面積は十分であるとは言えないため、現庁舎周辺地の取得も視野に入れ、設計前段階には、敷地面積、庁舎規模、駐車スペース等の具体的な配置方針を定めたいと思っております。</p> <p>また、公共施設の耐震化の状況につきましては、昭和56年以前に建築された旧耐震基準が適用されていた公共施設については、全ての施設で耐震改修が終了し、現行の耐震基準を満たしております。</p> <p>庁舎につきましては、他の公共施設とは異なり、災害応急対策活動を実施する施設となりますので、構造体等の強度は他の公共施設より強固なものであることが求められております。</p> <p>現本庁舎は、公共施設として求められている耐震強度は保有していますが、防災拠点として庁舎に必要とされている耐震安全性分類Ⅰ類の安全性は満たしておりません。</p> <p>なお、施設の集約化につきましては、当村は集落規模が小さく、ある程度適正な施設規模として集約がされております。</p> <p>また、公共施設のほとんどが災害時の避難施設等に指定されているため、災害時における体制・対応等を考慮した結果、集約化は行わないものいたしました。</p>



番号	項目	ご意見等	村の考え方
⑧	建設事業費について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 庁舎本体の建設費単価を 40 万円/㎡と想定しているが、かなり廉価であると思われ、実際の建設費はもっとかかるのではないかと懸念がある。また、建設費以外の費用が不明瞭であるため、建設の可否を検討する材料が不足している状況であることは否めない。現段階では難しい点もあろうかと思うが、できるだけ早く費用等を含めた全体像を提示していただきたい。</li> <li>• 建築費のみで 8 億円程度を見積もられていますが、これによって、村民への負担がどれだけになるのか分かりません。村民への負担が無いのであれば、もっと機能を拡張して検討すべきです。もし、村民への負担が伴うのであれば、現在見積もられていない解体費及び外構整備費、仮庁舎移転費なども見積もって、総額で検討すべきです。そして事業費を減らす方法を検討すべきです。例えば現地の土地に建て替えるのであれば、仮事務所への移転、仮事務所の確保等がいろいろ発生します。しかし、新しい土地にした場合、建築費用と1回の移設費だけで済みます。</li> <li>• 1平方メートルあたり建設費について、華美にならないことは当然ですが、起債等の基準は必要最低額を判断する観点から実態と乖離している場合が多く、40 万円では安過ぎるのではないかと考えます。他の市町村の実績を踏まえて想定することは当然であるが、オリンピック特需の影響もあるので構想、基本計画段階では、一定の幅をもって建設費用を示してください。</li> <li>• 情報システムや防災等の設備費及び設計費、仮移転費用、用地取得費、解体費用を含めて想定される全体事業費のボリュームを示すべきと考えます。金額を示さないことには、村民の関心が高まらず、きちんと理解を深めてもらうことができないと思います。</li> <li>• 新庁舎の整備費用を検討する際には、インシヤルコストだけでなく、点検、修繕、清掃、光熱水費、宿直(警備委託)などの維持管理費用などランニングコストをふくめ、ライフサイクルコストで比較検討する必要があると考えます。また、基本計画案という位置付けであれば、整備費用の確保についても、最終的な村負担額が概ね判るように、補助金の種類と補助率や、クラウドファンディングなどの手法についても今後の検討課題として触れるべきと考えます。</li> <li>• 既存の行政庁舎や議会庁舎などの撤去等の取扱いや、現在地に移転する場合の仮庁舎の計画や引越し費用を含めた仮移転費用や、既存庁舎の解体費用などを明らして、隣接地を含めるのかなど現在地周辺の範囲、新庁舎の想定位置を地図上に示し、全体事業費と併せて建物配置計画についても今回の整備基本計画に明らかにしてください。</li> <li>• 建設時期については、建設費用を抑制するため、オリンピック建設特需に影響を受けないよう、オリンピック終了後に適切な価格で競争が確保できるよう、時期を慎重に判断して計画すべきと考えます。</li> </ul>	<p>建設事業費につきましては、施設の躯体構造や規模、仕様が具体化される基本設計の段階で明らかになります。</p> <p>また、地域産材や自然エネルギーを活用した庁舎整備を行う場合は補助制度の利用が想定されますが、施設内容による起債等の対象範囲等、依存財源として見込む金額も基本設計の完成とともに明らかになってきます。</p> <p>ご指摘のとおり、2020 年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」を要因とする建設資材、建設工事費の高騰が予想されますが、現時点では、建設事業費を正確に想定することは困難な状況であり、事業費の根拠となるこれらの要素が不透明なため、基本計画段階では、あくまで目安として他自治体の建設事例を参考に、㎡当たりの単価から概算事業費として算出することにいたしました。</p> <p>事業費の財源としましては、公共施設建設基金(平成 28 年度末:約 7 億 1 千万円)や財政調整基金(平成 28 年度末:約 17 億 2600 万円)、起債を活用することを想定しており、補助制度の活用についても設計段階で十分検討してまいります。</p> <p>いずれにしましても、建設にかかる費用や財源の調達方法については、今後さらに詳細な検討を重ね、必要に応じて見直しを行い、効率的・効果的なコストの縮減を図るとともに、財政負担の軽減を図ってまいります。</p> <p>なお、ご提案いただきました全体事業費、配置方針等につきましては、ある程度の見込みがつきましたら公表を行う予定であります。</p> <p>また、今後の設計段階においても意見募集等の実施を検討し、皆さまから広くご意見・ご提案をいただく機会を設けながら検討を行ってまいります。</p>

番号	項目	ご意見等	村の考え方
⑨	防災拠点機能について	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点施設に求められる耐震性能については、基本計画案で説明のとおりであるが、官庁施設の総合耐震計画基準はあくまでも一般的な推奨基準であること、この基準を承知して既に過去に耐震改修工事は行なっていることから、今回、更なる耐震性能の向上のため建て替えが必要ということであれば、「想定される地震は〇〇でその震度は××で、それに耐えられるよう耐震震度△、▲ガルに設定する必要があり、現建物の耐震改修では限界があるので、建て替えます。」というように、理論(基準)だけでなく、現建物と現地に置き換えて具体的に現状と課題を説明する必要があると考えます。</li> <li>災害対策本部室や防災備蓄倉庫などの面積について、村の防災計画を踏まえ、役場庁舎内の室の非常時の使用方法を想定するなど、防災拠点施設機能の発揮に必要な庁舎面積の必要面積の算定の考え方についても基本計画において示すべきと考えます。</li> <li>防災機能に関わる情報システムについては、ハード設備について、技術の進歩により陳腐化しないよう、将来も柔軟に対応できる設備を設置することが望ましいと考えます。</li> <li>災害時にもできるだけ自立できるよう、必要な非常用電源や防災井戸、貯水タンクなどライフライン設備の考え方についても示すべきと考えます。</li> <li>庁舎ですが災害時に住民の避難場所として、十分な駐車スペースがあること、風呂などの施設があること、住民への食事が緊急に対応できる場所(道に駅等の施設を使用する)、緊急仮設住居として体育館など使用出来ること、県や自衛隊の救援が可能な場所があること、メイン道路付近に庁舎があること、道路から庁舎に事故なく出入りできること、電源遮断時でも住民の把握が声で容易なこと等々十分に配慮下さい。</li> </ul>	<p>国で示されている「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づきますと、防災業務の中心や防災拠点となる建築物につきましては、災害対策本部となる機能を果たす必要があるため、大地震発生時においても継続して庁舎が使用できるよう、耐震強度等は他の公共施設に比べ強固であることが求められております。</p> <p>現本庁舎は、この強度を満たしていないことその他にも、高度情報化やバリアフリーに対応したいこと、村民の利便性や事務処理効率性の低下をはじめとした様々な課題を抱えております。</p> <p>これらについては、建築から半世紀以上が経過していることに伴う老朽化や、当時の設計等は現在求められる諸機能に十分対応ができるということを想定したものではないため、根本的な構造上の問題であると考えております。</p> <p>これらを踏まえて検討を行った結果、庁舎は増改築工事に対応することでは建物の耐用年数が伸びることにはならないこと、また、応急措置的な対応では抜本的な課題解決は困難であると判断いたしました。</p> <p>非常時の庁舎の使用方法、また、災害対策本部室、備蓄倉庫の面積については、地域防災計画との整合性を踏まえ、具体的な事項は設計段階で検討してまいります。</p> <p>防災機能に関わる情報システム、災害時の事業継続機能につきましては、ご提案のとおり、将来も柔軟に対応できる設備を設置するよう「基本方針に基づく庁舎機能の考え方」等に基づき、必要な機能を設計段階で検討してまいります。</p> <p>また、庁舎につきましては、長期的な避難所として使用することは想定しておりませんが、発災時は緊急の避難所とし、その後は災害業務エリアと罹災証明を発行するようなスペースを設けるような形を想定しております。避難所につきましては、従来のとおり分散して設置し、被災状況によって臨機応変に対応すべきであると考えておりますので、避難所機能につきましては、原則現在指定している各避難所を使用することを想定しております。このことにつきましては、新庁舎建設計画としてではなく、防災行政として各機関と連携していきたいと考えております。</p>



番号	項目	ご意見等	村の考え方
⑩	庁舎機能の考え方について	<p>•行政庁舎、議会庁舎のほか隣接地の保健センター庁舎、総合センターなどの公共施設があります。村民ニーズに照らして行政庁舎だけでなくこれらの施設の課題を含めて村の公共施設の全体的なあり方を整理した結果と併せ、新庁舎建物に求められる機能を説明してください。また、村の総合計画で目指す将来像を見据えて庁舎建物に備えるべき機能を検討すべきであり、通常時の行政事務機能、議会機能だけでなく、村民アンケートにもあるように、村の人口増加対策の重要課題である子育て支援機能の充実のための施設機能を併せて設置すべきと考えます。</p> <p>子育て支援施設のほかに村民が誰でも利用できる会議室などのコミュニティ施設機能などの村民サービス施設機能や、富士山の眺望施設など観光施設機能など、その他の機能についても検討すべきと考えます。検討済みの場合はその結果をお示しください。</p> <p>新庁舎建物に求められる機能のうち、今回取り込もうとする機能を選定する際には、例えば子育て支援施設などを単独で整備する場合と新庁舎建物に含めて整備する場合の事業費と効果の面から検討すべきと考えます。</p> <p>これらを踏まえた上で、新庁舎や駐車場の必要面積について検討すべきと考えます。</p>	<p>庁舎につきましては、村民の大きな財産であるとともに、長期総合計画で将来像として掲げている「心地よく 健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村」を達成するため、同計画で「効率的な行政運営の推進」等に基づいて基本理念を定め、新庁舎整備に関する基本方針を取りまとめました。</p> <p>また、村では、平成 28 年度に公共施設管理計画を策定し、将来の人口減少に伴う財政負担を考慮し、平成 47 年度までに公共施設総量（延床面積）を 8%縮減することを目指し、公共施設の集約、廃止、複合化を進めるため、全庁的な観点から公共施設再編を進めるといたしました。</p> <p>子育て支援機能や村民サービス機能、観光機能などの設置につきましては、同計画の理念などと整合性をとりながら、今後の設計段階で詳細を検討してまいります。</p> <p>なお、庁舎規模につきましては、これまでの村の考え方をご参照ください。</p>

## 6 現庁舎の配置状況

本庁舎 1 階 (496.15m<sup>2</sup>) 【職員33名 (特別職含) : 平成30年 1 月現在】

名称	床面積
村長室	42.00m <sup>2</sup>
事務室 (総務課、税務課、企画課、福祉保健課、住民課)	126.00m <sup>2</sup>
出納室	19.74m <sup>2</sup>
電算室	31.10m <sup>2</sup>
当直室	7.50m <sup>2</sup>
放送室	7.00m <sup>2</sup>
応接室	9.98m <sup>2</sup>
更衣室	15.88m <sup>2</sup>
休憩室	25.86m <sup>2</sup>
用務員室	4.14m <sup>2</sup>
その他	206.95m <sup>2</sup>

本庁舎 2 階 (336.00m<sup>2</sup>) 【職員11名 (特別職含) : 平成30年 1 月現在】

名称	床面積
副村長室	30.00m <sup>2</sup>
振興課	52.75m <sup>2</sup>
教育委員会・土地改良区室	60.00m <sup>2</sup>
議場	91.00m <sup>2</sup>
その他	102.25m <sup>2</sup>

東庁舎 1 階 (206.70m<sup>2</sup>)

名称	床面積
変電室	18.20m <sup>2</sup>
倉庫	31.80m <sup>2</sup>
駐車場	137.80m <sup>2</sup>
水道機材庫	11.70m <sup>2</sup>
その他	7.20m <sup>2</sup>

東庁舎 2 階 (257.68m<sup>2</sup>)

名称	床面積
書庫	38.37m <sup>2</sup>
正副議長室	34.45m <sup>2</sup>
議員控室	55.65m <sup>2</sup>
会議室	38.16m <sup>2</sup>
その他	91.05m <sup>2</sup>

※ 本庁舎の塔屋床面積は除く。

## 7 平成 28 年度基金の状況

### (1) 基金の状況（預金残高：平成 28 年度末現在）

基金名	平成27年度末 現在高	平成28年度増減額		平成28年度末 現在高	
		積立	取崩		
普通 会 計	財政調整基金	17億2,578万1千円	85万9千円		17億2,664万0千円
	村債管理基金	6,088万4千円	1万5千円		6,089万9千円
	公共施設建設基金	6億2,588万3千円	8,740万4千円		7億1,328万7千円
	ふるさと創生基金	7,818万9千円	1万9千円		7,820万8千円
	国際交流基金	1億14万4千円	2万4千円		1億16万8千円
	地域福祉基金	1億3,970万9千円	14万0千円		1億3,984万9千円
	ふるさと応援寄付基金	3,968万4千円	515万4千円		4,483万8千円
	公共施設修繕基金	1億1,645万8千円	2,440万3千円		1億4,086万1千円
	土地開発基金	1,904万5千円	1万4千円		1,905万9千円
	29億577万7千円	1億1,803万2千円		30億2,380万9千円	
特 別 会 計	国民健康保険運営調整基金	1億798万6千円	4万6千円		1億803万2千円
	介護保険給付費支払準備基金	3,515万2千円	1,101万3千円		4,616万5千円
	簡易水道運営調整基金	2,417万3千円	1万7千円		2,419万0千円
	1億6,731万1千円	1,107万6千円		1億7,838万7千円	
合 計	30億7,308万8千円	1億2,910万8千円		32億219万6千円	

### (2) 公債費の状況（借入金残高：平成 28 年度末現在）

会計名	平成27年度末 未償還額 A	平成28年度償還額		平成28年度末 (新規)借入額 D	平成28年度末 未償還額 E (A-B+D)
		元金 B	利子 C		
一般会計	6億713万9千円	6,436万6千円	411万9千円	630万0千円	5億4,907万3千円
国民健康保険特別会計	144万4千円	72万2千円			72万2千円
合 計	6億858万3千円	6,508万8千円	411万9千円	630万0千円	5億4,979万5千円

※ 合計金額に合わせるため、計算過程で端数調整を一部行っています。

# 鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画

平成 30 年 3 月

発行／鳴沢村

編集／鳴沢村役場 総務課

〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村 1575 番地

TEL : 0555-85-2311 FAX : 0555-85-2461

E-mail : soumu@vill.narusawa.lg.jp